

平成22年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成22年3月15日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

山崎りょうじ	水野 浩	坂田 修	石川 信生
久田 義章	高橋 憲二	嶋崎 康治	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	林 勝則	総務課長（選挙管理委員会書記長）	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 管 理 者	野々山敏雄	監査委員事務局長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第3号	知立市職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第5号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第6号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市職員の給与に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例	〃
議案第9号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例	〃
議案第10号	知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例	〃
議案第13号	知立市基金条例の一部を改正する条例	〃

議案第17号	指定金融機関の指定について	原案可決
議案第18号	平成21年度知立市一般会計補正予算（第6号）	〃
議案第21号	平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第26号	平成22年度知立市一般会計予算	〃
議案第29号	平成22年度知立市土地取得特別会計予算	〃
陳情第2号	「外国人へ参政権を付与することに反対する意見書」に関する 陳情書	採 択

午前10時00分開会

○水野委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は15件、すなわち議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第26号、議案第29号、陳情第2号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第3号 知立市職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市職員定数条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

議案第4号 議員報酬の引き下げについて議題になりました。報酬審議会のいただいた別紙資料によりまして、それぞれ一定額を議長、副議長、議員においてこれを下げるという条例であります。

先日、水野委員長のひろし通信というのを私、拝見をいたしました。ひろし通信の第4号、2月号ですか、これはね、拝見をいたしまして、ちょっと驚いたんですが、全体には議員定数を減らせという御主張であります。

これは今、陳情が議運にかかって、今回も審議されますが、その中で、積極的な事業仕分けを進めよということでのいろいろの意見を展開されております。その意見を展開されるのは御自由ですが、議長や副議長になったからといって議員時代より年収がふえる必要があるのでしょうかという問いかけをされております。議長の給与が現在50万1,000円、副議長が43万1,000円、議員が41万円です。それぞれ差がついております。議長や副議長になったからといって議員時代より年収がふえる必要があるのでしょうかと、こう問いかけられて、これを議員と同じ41万円にするとしますと、年間185万円経費が削減できると、こういう御主張をされております。この主張について、どう思われますか、企画部長。

○企画部長

ちょっとその資料を拝見しておりませんが、この報酬審議会で報酬を決めていただくというのは、答申をいただいておりますということの中では、それぞれ議長、副議長の責任に応じた報酬を決めていただいておりますということだと思いますので、この報酬審議会の答申では議員とは議長、副議長の報酬が違うというふうに理解をしております。

○高橋委員

議員は常勤職ではないという立場ですね、非常勤と、議員は。それで、水野浩議員が、この通信で引用されている東京大学の名誉教授、大森さんの講演を我々も聞いたわけですが、ここの中で大森さんの御主張を一部入れられているんですが、大森さんは、特別職、市長、議員ともに常勤職でやるべきだということを強調されました。

それは二元代表制という形からいって、市長は常勤職、議員は非常勤というこの形そのものが地方自治法をつくったときに、議員を非常勤にした

ことは最大の問題点だと。

つまり、議員は毎日出勤する必要はないけども、市長だって毎日8時半に出勤する拘束はありません。ありませんね、企画部長。市長は毎日8時30分に出勤する義務があるんですか。

○企画部長

常勤職員ということでございますので、逆に正規の職員よりも市長は土日、あるいは時間外に限らず用務に携わってみえるというふうに理解しております。

○高橋委員

そんなことは聞いてないがね。あなたが市長にどういうエールを送るかは知らんけども、私はそんなこと聞いてない。

8時30分に出勤して5時15分に退庁するというのは市長の勤務として義務づけられているのかどうかということを知りたいです。

○企画部長

今の法制度上では、特に決めはございません。

○高橋委員

市長は、そういう決めはないんですよ、法制度上はね。精勤されるかどうかというのは市長自身のいわば政治信念に基づいて行動が行われる。

つまり市長は、8時30分に役所に来てなくても市長のいるところが職場だという概念ですね。東京都知事なんか、ひどいもんでしょう。知事室なんかほとんどいないというのが報道されている。市長も常勤職だけでも8時30分から5時15分という拘束時間はないわけです。つまり市長がいるところ、これが勤務の場所だと、こういう理解をしているわけですから、それはそれで結構だと思います。

我々議員というのは非常勤ですから、会期を設定された定例会などのときにはこれは出席をいたしますけれども、その他のときには、言ってみれば別の収入を得るための職業活動していても別に違法ではありません。大森先生いわく、ここが最大の地方自治法の弱点だと。つまり二元代表制だから議員も常勤、市長も常勤と、これでがらんこでやって、初めて二元代表制というのが成就でき

るのではないかと、担保できるのではないかとというふうに御主張されております。

私は、地方議員が常勤職であるならば、常勤職ということでその処遇、報酬という呼び方になるのか、給与という呼び方になるのかそれは知りませんが、そういうことで保全されているならば、議長であれ、議長であれ、特別委員長であれ、一議員であれ、役がついたからといって報酬に差を設けることはいかかなものかというぐあいに思うんですが、現在は非常勤職ですから、よく報酬審議会などに、議員はどの程度活動しているのかと、ここに写しがありますが、会期はどの程度だという資料はよく出ます。そして、会期がこの程度だから専門的に今、求められる議員への要望は強いけどもということが形容詞として結ばれて、最終的に現在41万円と、こうなるとのわけです。そういう点では、議長、副議長というのは我々議員とはもう一つ別な段階の業務があると。

例えば、刈谷市議会へいきますと、刈谷市議会の議長は毎日黒塗りが送り迎えをするんです。それがいいかどうかはともかくとして、なぜ送り迎えするかといいますと、議長が常勤職だという考え方なんです、刈谷市議会は。だから朝、職員が迎えに行くと、何もなくても迎えに行くんですよ。それで議長室に彼はどんと座って、そして決裁をやる、何かあったらすぐ対応するという形で、いわば常勤職として囲い込まれているわけです。言葉はちょっと悪いですが。

知立の議長はそこまで拘束をかけていませんが、私たちの認識でいうと、議長職というのは、いわば常勤的に勤務してもらわな困るよと。時々皆さん方も議長室へ行こうと思っても、なかなか黄色いランプにならないということがあるのかもしれませんが、これはちょっとおいとしまして、議長というのは、そういう大局的な任務を持って議会を代表する活動があります。これが常勤職で議員も常勤職であればね、申し上げたように、役職の違いによって給料を変えさせるというのはいかかなものかと思いますが、現実的には我々は非常勤の特別職、もちろん議長も非常勤の特別職だけ

も、刈谷の例をお話ししたように、常勤的な任務や要求される。

したがって、知立の場合は約9万円、我々議員よりも議長が高くなっている。副議長は、さほどではないわけですから、43万1,000円、約2万円程度の差がついていると。ここに私は合理的な理由を見出すことができるんですが、企画部長どうですか。議長、副議長と一般の議員の間に報酬の差があることについて、今、私は、るるちょっとくどく申し上げたんですが、私の申し上げてる点について、どういう御認識ですか。

○企画部長

先ほど申し上げましたように、正副議長はそれなりの職務といたしますか、責任といたしますか、そういうものがあるから報酬も違うというふうに思っております。御質問者のおっしゃるとおりだと思います。

○高橋委員

かつて常任委員長に手当をつけよという議論がありました。今、水野常任委員長ですが、手当をつけよと。それは議会でいろいろ議論して、その必要はないと。それは一般的な非常勤の議会活動の枠の中だということで、常任委員長には知立は長年手当をつけていることはありません。かつても今もね。

そういう経緯で決められてるという流れからいうと、このひろし通信ナンバー4号でいわれている議長、副議長になったからといって議員時代より年収がふえる必要があるのでしょうかという問いかけについては、私は、この問いかけを発している方の認識を問わざるを得ないなというぐあいに思うですね。

私は、このひろし通信が文字どおり水野氏の思いを述べているものであるとしたら、本委員会では修正案をお出しになるべきだと、この趣旨でね。180万下げるといふ趣旨で修正案をお出しになるべきだといふふうに私は思うんですが、議会事務局、委員会で一人でも修正案を提出することは可能ですね。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

それは一度調べておいてください。私の質問の本意ではないのでね、そのくだりは。事務局長には大変御迷惑をおかけしたんですが。

つまりね、185万安くなるんだと、経費がね。議員と同じ給与にすればということを主張されるというのは、私ちょっといかなものかと。本気ならば修正案を出されるべきだと。議員報酬議案第4号で全部、平議員の水準に合わせるべきですよ。石川議長と仲間の村上副議長の歳費もこれに合わせられるべきだということを私は申し上げたいわけです。

つまり、議員の給料をどの程度にするかということはそれは難しい問題ですから一概にはいえませんが、しかし、この種の宣伝物を今言った理由でお出しになっているとしたら、私はいかなものかなと。しかも本委員会の委員長の役職にみえるわけですから、これは私が委員長にここでたずねすることはできませんけども、そのことは、ひとつ水野委員長も十分に腹に入れてね、この種のものをお書きになる場合には対応していただくべき、そういう内容ではないかということをおし上げておきたいと思います。

○議会事務局

先ほど高橋委員の方からの質問におきまして、会議規則94条、委員の議案修正という形におきましては、委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならないというふうになっていますので、1名でもよろしいかと思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号について挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 知立市職員給与に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

第7号は地域手当を減額する、そして残業の割増金60時間を超えた場合には割増をすると。本会議で私も質問に立たせていただいて議論をさせていただいたところであります。

けさの知立市職労ニュースによりますと、豊田が12%、刈谷が12%、安城が10%という方向になっていて、知立がなぜ8%なんだと。条例で8%、来年は6.5、再来年は6.5と出ているのですが、これ素朴な疑問が投げられております。安城と知立はともに人事院勧告は3%の地域手当ということの自治体のばらつきを指摘しています。

職員の具体的な給与の内容では、50歳以上の職員で計算してみると月額1,500円程度の定期昇給はあるが、地域手当は扶養手当も含め計算できるので2%下げれば実質50歳以上で1万円の給与の減額になるんだと、こういう指摘なんです。この指摘について、どうお答えになりますか。

○秘書課長

けさの職労ニュースの関係ですけれども、各市の状況につきまして、言われるとおり豊田、刈谷の隣接市、安城市は豊田、刈谷は12%、安城市10%ということであります。

なぜ知立市が8%なのかということにつきましては、本会議でも答弁させていただきましたけれども、平成17年の人事院勧告に基づいて知立市は基準を3%ということになっております。そんな中で、県内及び隣接の状況から愛知県の状況等も加味して、今回2段階の引き下げということで平成22年度8%、平成23年度6.5%ということで、組合とはそこまでは合意はされておられませんけれども、8%につきましては、ある程度理解をしていただいたと思っておりますけれども、それと50歳以上の職員での1,500円程度の昇給があるけれども、実質が減額になるのではないかとということにつきましては、当然2%分が引き下げられますので、実質計算してまいりますと、その2%相当分は下がってくるというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

どの程度下がるか本会議でもやらさせていただいたのでね、くどいこと申しませんが、50歳以上で定昇1,500円あっても実際2%の減でね、本会議は平均値で議論しましたから9,309円でしたかね、月額減、これは8%になるだけでね、なお6.5%になれば月額1万6,050円減になると。それに定昇が1,500円あると、組合の方はね。これで加味して、50歳以上でトータルで月に1万円減額だと、こういう指摘ですね。これはいいですよ。指摘としては間違っていないと。

○秘書課長

年額につきましては、約10万円程度ということでは違いはありません。

○高橋委員

こういう形で月に1万円給料が下がるということは、これは大変なことだと思いますよ。それが十分な理論づけと不十分ながら納得という点で当局の提案を共有できるならばともかく、隣の安城

市は10%だと、来年度の提案ね。何で知立市だけが10%じゃなくて8%なんだと。給料表はどうなっておるんだと。向こうは9期使っておるじゃないかと、こっちは8期じゃないかということで、ここにみえる幹部団の皆さんも大見え切っては言えないかもしれませんが、そういう心の中でじくじたるものがあるとすれば、これは市の幹部団として団結して仕事を前へ進める上でね、ブレーキを果たす役割を生ぜざるを得ないというふうに思うんですよ。

したがって、この種の問題というのは、やっぱり道理と真理と理論に基づいて、ほんとにこの職員にわかっていただくというこの作業を省略してね、トップダウンでこうやるんだと。尾張地方は相当やっておるんだとって、振りかぶってがとってきたら安城市はやってなかったと。これはどうなってるのと、こういう話なんだわね。その辺どうなんですか。もう少し十分な議論、内部的な検討されるべきではないのかと。下げるにしてもですね、時期あるいは率、その他についてももう少し慎重な対応があってしかるべきではないかというぐあいに思うんですが、いかがでしょうか。

○秘書課長

組合とは昨年から交渉の方に入りまして、ことしに入りましても2回ほど交渉を行いました。その中で、県内の状況、本会議にも言っておりますけれども、尾張郡においては人事院勧告に沿って下げるところが大半であると。三河郡につきましても、一部岡崎市においても8%下げるという情報の中で、碧南市も同様な形で下げていくということはお聞きしておりますけれども、そういった中で、愛知県の方も昨年から8%、ことし6.5%というふうに順次引き下げております。

そういった経緯の中で、私も昨年愛知県から市の方に県の方がみえまして、一応この状況を説明を求められました。そんな中で、私も個人的にどうしてそういうふうに知立が3%なのかというのがはっきりつかめなかったものですから、その辺も国の方によく言ってくださいということは

申したんですけども、県についても同じように言われていると。そんな中で、全国的にそのように人勤で決めているので、その市の方もあわせるべきだというのが国・県の考えということが理解できました。

ただし、急激な変化はやっぱり職員にも大きな影響を与えますので、愛知県より1年おくれてきますけども、6.5%を再来年度という中で、当面平成22年度8%で何とかお願いしますということで、その点は岡崎市のことがあったものですから、ある程度は理解いただきましたけど、この2段階式というのがちょっと合意に至らなかったという点で、もう少し御理解得るように努力すべきかなと思いました。

以上でございます。

○高橋委員

どういことですか。ことしの4月から8%、来年4月から6.5という提案ですね。これが2段階ということですか。この2段階の知立の方針を愛知県当局は理解しなかったということですか、今の答弁は。どういう意味ですか。

○秘書課長

その部分をということではなくて、知立市は国基準では3%だと、最終的に3%だということを言っておみえになりました。ですから、その辺が例えば平成22年になって総務省が全国の状況を新聞発表すると。そんな中で、市民の理解が得られるかどうかというのも一つの基準になるよということをおっしゃって、この辺の地域の状況も含めて急激な変化はいけないということで今回2%、そして次年度にまたさらに2.5%ということで組合と交渉し、御理解得られるようにお話させていただきました。

以上です。

○高橋委員

これは地域手当3%を守らんと何かペナルティがあるんですか。

○秘書課長

特にペナルティというのは聞いてはおりません。今までも人事院勧告を尊重し、愛知県及びこの隣

接地域の状況を加味して給料等決めておりますので、その点は特にペナルティといったものはないと思います。

○高橋委員

人事院勧告、知立は人事委員会も持っておりませんしね、職員の給料の目安になるような指標を具体的に検討していただく附属機関というのはありません。ありませんから、本当は労使で決めればよろしいわけですが、労働基本権の代表、その他もあって、人事院が出してくるものについてはね、これは国家公務員に人事院が出すわけですし、これをある程度参考にして、必要な場合には、これを完全実施していくということだと思んですが、ただ、担当課長も答弁のように、なぜ知立が3%なんだと。この十分な勧告の裏づけも明確にならないままね、つまり、3%の論証が不十分なまま、とにかく3で決めたんだから、おまえところも3でやれというのは最近の分権の考え方とは相当乖離があるのではないかと。総務大臣も分権を言っているわけですからね、分権をいうならば人事院の勧告のこの方向は方向でお出しになるのは結構なんです。これは国家公務員やらなきやいかんからね。これにあわせて地方がどう対応するか、とりわけ地域手当3%の根拠をいかにと、ここで疑問と疑惑があるとしたらね、これはきちっとこたえなならん。そういう上に立って地方の分権的権限をよく認めた上で対応していただくというのが本来の趣旨であって、いいよと、下げなきゃ下げんでもいいけども、これは新聞発表して、おまえのところの市がどれだけ高い給料だということをお知らせするぞとやって足元にくぎを打つようなやり方でやっておられるというのが今、答弁の中にありましたけども、これはお互いに税金で報酬をちょうだいし、給料をちょうだいしているわけですから皆さん方はね。法外なものはもちろんいけませんし、そういう点でのバランス感覚も大事だと思うんですけども、ただ、納得もできぬに地域手当3%と言われて唯々諾々としてね、これを押しつけてくるというやり方をほんとに是認していいのかと。国家権力の地方への干渉じゃな

いのかと、端的にいえばということにもなりかねないと思うんですよ。そのバランスをどうとるかということが知立でいえば人事当局の腹の太さだし、構えの問題だと思うんです。この点が問われている。そう簡単な問題じゃないけども問われているというふうに思うんですが、企画部長、どういう御所見でしょうか。

○企画部長

本会議のときも御答弁をさせていただきましたが、知立が3%という地域手当につきましては、先ほど来、話が出ておりますように、国からは特にこういうことで3%だという具体的なお話というのはないということでございます。刈谷が12、豊田が12の中で知立は3、あるいは安城も3というようなことがどういう根拠に基づくものか、一応の調査に基づいてこういう数字を出されたということではあるものの、今言いますように、お隣の刈谷、豊田が12のところを知立が3というのはどういうことかなということでございます。

ただし、今回御提案をさせていただいておりますのは、基準が3%ということでも何でも3%ということではなくて、今、秘書課長も御答弁をさせていただきましたが、近隣のところも変わってきておる、あるいは愛知県も変わってきておる、こうした中で、知立も今までどおりの知立でいいのかわかるということから今回いわゆる県とは1年おくれということにはなりますけども、県並みにさせていただきたいということでございます。

○高橋委員

抜き足さし足忍び足でね、何とか横並びということでいろいろ苦労されてるその姿を私は全く無視するつもりはありませんが、しかし、3%の根拠もお互いに腹に落ちんのに、それがガイドラインだと言われたときにはね、これはたまったもんじゃない。このあたりはやっぱり幹部団が国に対してね、総務省に対して、もう少し言うべきことをきちっと言うべきだと。

林市長ね、あなたの給料は先ほど言ったように常勤特別職の給与に関する条例で決められるけども、職員の場合は、この人事院勧告の先ほど言っ

た流れの中で、とりわけ3%と、地域手当。腹に落ちなかつたら市長がちょっと上京するなりして、きちっと知立の意思なりを伝えるべきじゃありませんか。どうですか、それぐらい部下のために働いたらどうですか。働いたって語弊があるけども、きちっとした御意見を述べてね、善処してほしいと。きちっとした理屈を明らかにしてほしいというぐらいはやらずと、これはトップの役割果たしたことになるんじゃないですか、どうですか。

○林市長

これに限らず、やはり納得できないことは当然問いただしていくという姿勢は今後もやっていきたいと思っております。

そうした中で、この件、私も納得いかないということで担当部長の方にくれぐれもしっかりと聞いておいてくださいということで申し上げておりました。私が上京して、これをとっていくまではしてないですけども、いろいろな手段で、この件については今後も問いただしていきたいと思っております。

○秘書課長

とりあえず今は途中下車なんですよ、8、6.5ね。まだ途中下車で終着駅は3ということでしょう。終着駅までにちょこっと途中下車しようというだけの話なんだわ、これ。終着目標が3ですよ。市長は、きちっと部長に問いただしてくださいというんじゃないで、部長にそんなことをね、もちろん部長はやりますよ、それは。トップとしてね、いやいや、こんなことを職員にかぶせられたらもたんと。私はトップとして必要なら副市長と一緒にきちっと意見を言っていくんだと。受け取ってくださるかどうかは知らんが、異議ありと、3%に。根拠薄弱と、地方分権を無視するのかと、国家統制じゃないかと、そういうものをきちっと意思表示をされるべきだということのをさっき聞いたんですが、されたんですか。

○林市長

上京しては私は言ってないです。

○高橋委員

上京して言って来いということのをいっとるわけ

じゃないですよ。市長としてこういう対応について部下職員が3%で対応せざるを得ないというこの勧告の中身について、知立の市長として異議を言われるべきではないか。その方法については私は適切な方法をあなたが選ばればいいと思うんですが、どうなんですか。上京してないという話だけでも、具体的に意思を表明されたんですか。

○林市長

この3%はどのような根拠かなということで担当部長に聞いていただいております。

そうした中で、自分自身が直接言ったということはまだないです。

○高橋委員

そのレベルの話じゃなくて、あなたが3%に納得されておればいいですよ。地域手当3%妥当だと。3役は地域手当は今もらってませんからね、妥当だと、やるんだということならいいけども、御自分でも疑問だとおっしゃるなら、担当部長によく聞いてくれよというレベルの話じゃないと私は思うんですよ、本件は。実務的にすり合わせが足りなくてすり合わせておいてくださいという話なら担当部長がすり合わせればいい。そんなことはすぐできる話。

ところが、そうではないもっと全体に地方自治体を含めた人件費の削減という大きな枠の中から発想されている問題でありまして、この枠について根拠と内容、正当性薄弱と。我が愛する部下の職員にこういう根拠もない地域手当の押しつけはまかりならんといってしまうと市長の役割果たしたことになるんじゃないですか。そのあたりを私は、副市長がもう少しねんごろに市長を補佐すべきではないのかというぐあいに思っておりますが、副市長、どうですか。

○清水副市長

今回提案をさせていただいておりますこの地域手当の関係でございますけれども、御質問者おっしゃいますように、3%の根拠はどうだということでございますが、平成17年に調整手当というものが廃止をされて地域手当という形に移行したわけですが、そういった中でも、その10%、おお

むね愛知県内はどの市町村も愛知県も含めて10%調整手当という形になっておったわけですが、この調整手当そのものについてもいろんな地域的ないろんな賃金水準だとかそういう格差があるにもかかわらず、すべてが一律10%はどうなんだというような議論も確かにあったと。そういう経過の中で、地域手当に変更がされ、それぞれの地域におけるそういう民間の賃金水準、そういうものとの均衡を図るというような趣旨があったのだというふうに私は理解しております。そういうことの中で、刈谷、豊田については12、知立市は3ということに結果的になったんだというふうに理解しております。

しかし、そういった激変ということについては、非常にこれは生活の大変重要な部分でありますので、そういった大きな急激な変化ということは、これはできないということで当時もそういう判断をする中で、経過を見てきたということでありまして。ここまで来た時点においては、そういう本来の3%がいいのかどうかということは少しまだまだ議論が必要かというふうに思いますが、今までの人事院勧告の取り扱い、あるいは隣接、あるいは愛知県人事委員会の勧告等々を参考にしながら知立市の職員の給与というものを定められてきたという経緯がありますので、そういった線、そういったことを考慮、尊重しながらやっていくことが必要だというふうに理解をしているところでございます。

○高橋委員

全然私の質問に答えてもらっておらんがね。それは清水副市長から調整手当の講義を聞くことは、私やぶさかではないけども、10%が妥当であったかどうか、それはそういう根源的な議論をやらねばありますよ。もともと人事院が地方自治体の職員の給与を頭ごなしに決めるなんてこと自身がおかしな話なんだわ、それは。そういう議論をすればね。ただどさっき言ったように、人事院勧告もなきゃだれが職員の給料を決めるのということになるわけでしょう。

したがって、人事院がそういう意味合いを含め

て国家公務員に示した基準を地方に当てはめていこうじゃないかと、当てはめ事項なんですよ、しょせん。そのときに地方自治体の独自の財政力が職員の分布、あるいは能力、識見、その地域の給与の水準、こういうものを勘案して決めていくわけですからね、その参考に人事院が勧告をすること、それをはなから無視する必要はないけども、そういうものなんですよ、しょせん。

だから今、私が申し上げたように、3%、じゃあ何で3%なのと。副市長はそれについて腹におさまっておるんですかといったらね、どうもおさまっていないようだけれども、人事院が言うてくるからしょうがないんだと。だからかぶせていくんだということで、私は、そういう点について部下の疑問や悩み、しかも待遇、処遇が悪くなっていく方向へベクトルが動いておるんだから、そのときに職員では言えないようなことでも幹部団が国に向かってもともと人事院勧告とはかようなものではないのかと。地域手当はなぜ3%なんだと、ここが理解、納得できない限り承服できんという趣旨のことを言うべきだし、言ってほしいわけですよ。

その点で、先ほど市長がああいう答弁でしたから、番頭役のちょっと年配の副市長が、そこらあたりは少しサジェスションをされたらどうですかというのを私は言っただけのことで、いやいや、それに当たらないという答弁だった、今ね。そんなことは高橋委員に言われる必要ないと。そんなこと言うていく必要ないという答弁だわね、副市長の話は。市長よりもっとひどいわね。これではね、たまったもんじゃありませんよ、部下は。一手に企画部長が引き受けられてね、たまったもんじゃありませんよ。何で3%と、相変わらず回答できないと。これでいいのかということですよ。市議会としてね、私はこの不明瞭な案件を手を挙げるのができないじゃないですか、今のような答弁では。どうですか、もう一回、副市長。

○清水副市長

私といたしましても、こういったことを職員の方皆さんにお願いをしていかなくてはいけないとい

うことに関しては、非常に心を痛めるという分は、これは正直なところでございます。

ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの給与というものは、過去に経過から申し上げても、そういったものを考慮していくということだと思います。そのことに関して、市長へのサゼッションということでございますけれども、私といたしましては、そういった知立市の職員の全体を考慮すれば今回の提案については必要ではなかったかなど、必要だというふうに考えております。

○高橋委員

私は茶の木畑で必要論を引き出しちゃったような話になっちゃって、市長は10%、副市長もそれなりに言及しとるからね、それはいいじゃないかという趣旨の話なんだわ、今の話は。

ちょっと私、納得できないね、幹部団のこの姿勢は。これでは知立市に体を預けて一生懸命やろうと。もちろん分権処分がない限り市の職員というのは営々として仕事をやっていくわけだけれども、やっぱりしかしそこには人として温かいものを感じて、幹部団に直接言うか言わんかはともかく、厚い信頼を持ちながらお互いに仕事をするというところに生きている者の価値があるんじゃないでしょうか。

また、トップに立つ者は、少々言いにくいことがあっても、それはルールとしてきちっと言うていく、言うべきことは言う。しかし、それだけで済まない点もあるんで、何とか職員との合意を見出しながら対応もせざるを得ない。不利益を遡及させようというわけだから、不利益を職員に与えようというわけだから、その不利益の根拠が何なのかということが明確になるようなおぜん立てぐらいいは幹部がやらなかったらね、これは幹部とはいえないですよ。そのことを私の持論でね、押しつけはしませんけれども、そういう幹部団であってほしいし、そうでなかったら450人の職員はついてきませんよ。一部の者はついてくるかもしれませんが、450人ついてきません。そのことをしっかり申し上げておきたいと思います。

残業の6時間の問題ですが、60時間を超えて残業を行っている実態、本会議でちょっと聞きましたが、何か紙にしたものはないですか。昨年度あるはことし平成21年でいいですよ、あるいは平成20年度でもいい。平成20年度は決算調停済み、平成21年度はあと1カ月、半月残して終わりますがね、60時間を月に超えるような実態、どんなあんばいでしょうか。

○秘書課長

時間外勤務の月60時間を超えた場合の実績ですが、本会議においても企画部長が答弁させていただきましたけど、昨年の4月の状況とことしの1月の状況ということでお話させていただきましたけども、一応平成20年度と平成21年度月ごとの、日曜日もちょうと含んでおりますけど、集計したものは用意してありますけども。

以上でございます。

○高橋委員

それを出してほしいと思います。

○秘書課長

後ほどでよろしいでしょうか。

○高橋委員

出していただくんですが、平成20年度、そして平成21年度の年度末まできているのですが、60時間を超えたのは2課だけだと。2回にわたるだけということですか。これは個人に着目しているわけで課ではないわけですが、多分その課がそういう境遇になると。業務の実態になるというところから発生してくると思うんですが、それは2課というか、2回の波以外には全く60時間というのはないですか、オーバーするのは。

○秘書課長

御紹介したように、3月とか年度末ですね、その辺に大体集中しております。課の方も4月はそういう年度末及び課税の状況で税務課とか総務課、あと、3月にありますと決算の関係で水道業務とかそういうところも入っております。あとは通年的には人数的にも少なくなっております。

以上です。

○高橋委員

ちょっと出してもらってくださいよ。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時01分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

今、休憩中に資料いただきました。時間外勤務60時間超ということで、4月と3月が多い。今年度の3月はまだ調定されていないわけですが、それで、こういう形で人数のばらつきはあるけれども、通年的に60を超える残業があって、むしろ人数的には平成21年の方が3月調定前の段階で多いと。時間も多いですねということになっているんですが、今回の条例でこれを一掃できますか。

○秘書課長

今お配りした平成21年度において少し人数がふえてるんじゃないかということでもありますけども、平成21年度につきましては、定額給付金の関係が当初3月から始まってありましたので、その担当課及び、あと福祉課においても生活保護の関係でふえていると思っております。あとは前年と比べて大きな違いはないかなと思います。そして、今回のこの条例施行によって時間外が減るかどうか、これはやはり所属における仕事の配分ですね、その辺もよく見直していただいて、この60時間を超えないというのを原則としてやっていくように今後周知していきたいと思っております。

○高橋委員

60時間を超えないようにやっていくように周知すると。それは構えはいいと思うんですね。構え

はいと思うんですが、現実が実態が変わらないと周知だけでは何ともならないという面があります。

私、本会議でも言ったように、例えば災害が起きて、1週間なら1週間職員が張りつけになっておると、こういう事態をあらかじめ想定して60時間を超えてはならんというふうに機械的に申し上げるつもりはないけども、恒常的に任務、これ今申し上げたように、お互いに見ればわかるんですが、多少のイレギュラーはあるにしても、毎月毎月60時間を超える職員が少なからず存在しているというわけでしょう。この1つ1つをきちっと分析しながら、何でもこういう事実が起きるのかということにメスを入れないと具体的な処方は明らかになりませんよね。どうですか、そこを含めて60時間を超えないような歯どめが具体的にかかるのかどうか、この点、少し見通しについて具体的に述べてください。

○秘書課長

恒常的な職場においては、1年間通じてではありませんけれども、特に昨年の4月からですけども、やはり生活保護というのが事務が多くなっております。そんな関係で、本年度平成22年度で職員も増加して、それに対応させていただくと。ですから1年間御苦勞をかけたわけですけど、その辺はそういうような対応で行っていきたいと思っております。

ほかの担当課においても、年度初めに来年度に向けての職員の配置ヒアリング等の中で、その要望をお聞きして、配置等もその要望をお聞きした中で、適宜仕事の必要量に応じて職員を配置しているという状況であります。

○高橋委員

60時間という残業は、これをどう認識するかということが一つあると思うんですね。これは大変な残業だと。1カ月で60時間残業するというのは大変な残業だというふうに私は理解しているんですが、どうですか、認識は。

○秘書課長

月に60時間といいますと、平日だけであっても

3時間を1カ月20日を、それとすべてではありませんけども、土曜日とか日曜日においてもそういった勤務をする必要がある場合があります。そういった場合ですので、実際に60時間勤務することになりますと大変なことだと思っております。

○高橋委員

私は、大変な残業時間を根絶してほしいと。今回出された60時間、60時間で私もまだ多いと思うんですが、少なくとも今回条例になっている労働基準法の改正を含めて条例になっている月に60時間を超えるというような職員を知立市は生み出さないと、そういう残業をさせないと、そういう環境をつくらないと。

例えば定額給付金でもね、それは一気にきましたので大変でしたが、例えばその場合でも部内の応援をもっとできないのかどうか、部内で。定額給付金の実務もそう簡単ではないにしても、あのときもアルバイトを即雇いましたよね。企画課長、苦勞してあなた頑張りました。これは一気にきたのでそうなったわけですが、今度でいう子ども手当みたいなものがどうなるのかなという気持ちもあるわけですが、これは政策として国からくるんだから、いろいろ意見を言うにしても、それは期日までにやらなきゃならん。そのときに、ある程度人海作戦がいる、人もあるいは時間もかかるというような場合にも、人は城ですからね、この部内の異動も含めて応援体制も含めて対応し、60時間を超えるような働き方はさせないということ私は明言できないのかなというぐあいに思うんですが、どうでしょうか。

いろいろ要因がありますけどね、そうならんように所属長がきちっと目配りをして、今まで以上に職員の健康や残業の実態に心を砕いて、そして、60時間を超える残業は本条例施行後はつukらない、生み出さないというふうにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○秘書課長

一定の期間にどうしても事務が偏る場合は、当然その他の部課の職員を求めて行っているのが実

情です。例えば、きょうまでですけども、確定申告の時期になれば、ほかの部門の職員も応援に出ていますし、当然、税務課内においても、ほかの係の協力も得て対応しているという状況でありますので、そういったようにいつかの場合の事務量の増につきましては、そういった対応をしていただくように、また、課長会においても、その辺お話をさせていただければと思っております。

○高橋委員

生活保護のケースワーカーが2名が3名になりました。ことしの4月でね。しかし、生活保護がだ一つてふえてきて、なかなか事務が専門的で奥が深いんですよ。だから長時間の残業になったと今回の議会でも明らかになりました。今回新たに2名来年から増員していただいて5名にさせていただくと、こういう事務量が恒常的にふえることについての職員体制の強化、これはこれでやってもらわないかんけども、そうではなくて、臨時に起きた発生した業務についても、先ほど言った部下の連携よろしく対応して全体の60時間を出さない。この目配りは秘書課長1人ではとてもじゃないが対応できないというふうに思います。企画部長、あるいは副市長、そして市長、ここらあたりがしっかりと職員の健康管理、そういう立場にきちっと立脚して指揮をとると、60時間を出さないということを庁内外に具体的な文書通達も含めて幹部の決意を庁内外に示すことが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長

今、御質問者おっしゃいますように、この条例ができてそのままということでは何ら変わりはありませんので、今、秘書課長もお話申し上げましたが、係内の2部分担が今のままでいいのか、あるいは課の中のお手伝い、あるいは課を超えた部内のお手伝いと、こうしたところへもこれから各課の所属長は心を配っていただくようにきちっとお話を申し上げていきたいというふうに思います。

○高橋委員

市長の考え方を聞かせてください。

○林市長

本会議でも申し上げたと思うんですが、この60時間以上は避けなければいけない思いがございますので、部長会議等々いろんな機会を利用して活用させていただいて徹底を図っていきたいと思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号について挙手により採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第7号 知立市職員の給与に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号について挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について挙手により採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第9号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

第10号、政治倫理条例についてお尋ねをいたします。

きょう、職員の関連する倫理規定が配付をされました。この中心点で結構ですから御紹介いただけますか。

○秘書課長

職員の倫理規定の案ということでありまして、この倫理規定の条項は11条からになっており

まして、目的ということで倫理の保持に必要な措置を講ずることによって市民の疑惑、不審を招くような行為の防止を図って市民の信頼を確保するということが目的でうたっております。

それから、定義の第2条ですけれども、こちらにつきまして、地方公務員法に規定する一般職の職員ということでありまして、これにつきまして、教育長も含んでおります。それから、事業者等ということで、法人その他団体、営利目的の事業を行う個人も含んでおります。

そして一番重要になりますのが、利害関係者ということで、それぞれ職員が職務として携わる事務の区分に応じて定めております。それが6項目にわたって述べております。

それから、第3条につきまして、倫理行動基準ということで、私たちが使命を自覚し、倫理の保持を図るために遵守すべき行動基準ということで5項目ほどうたっております。

そして、4条に利害関係者との間での禁止行為というもの、それから、禁止行為の適用除外ということで8項目述べております。

それから、第5条以下は禁止行為の例外、利害関係者以外のものとの間における禁止行為、それから、講演会の場合の規制ということで、以上のことにつきまして総体的に述べておりますので、細かいことにつきましてちょっと疑問な点、そういったものがあつた場合に倫理監督員、この場合は企画部長が担当しますが、そちらの方に相談をするということで8条で述べております。

それから、9条におきましては、贈与等の報告、贈与等があつた場合は、その都度、倫理監督員に報告して対応するというものであります。

それから、第10条で倫理審査委員会というものをおきまして、倫理の保持を図るためにおいて、そして委員には副市長を初め各部長及び私、秘書課長が入っております。

11条におきましては、違反者の処分ということで処分を行うというふうになっております。

概要につきましては以上でございますけれども、あと、実際に運用面において、こういった場合に

該当するののかというのを各職員からいろんな事例が出てきますので、その都度、実務の手引というものを作成して対応に努めたいと思っております。

以上であります。

○高橋委員

一通り述べてもらいましたが、特に第4条の禁止行為ですね、この禁止も例外規定を設けられています、(1)から(10)までございます。この具体的に書かれている、例えば、一杯飲んじやいかんとか、遊戯、またはゴルフをすること、旅行と一緒にいくこと、公務以外で、飲食もパーティなど不特定多数のおる場合はいいよとかいろいろ例外規定があるんですが、職員の皆さん方のこの規定についての反応というのはどんなふうを受けとめてみえますか。

○秘書課長

まだ職員の方には、この3月に入ってから一応周知、配付させていただいたものですから、まだまだ配付したときには、こういうものはどうなるのかというような、単純にゴルフはいけないけど釣りはいいのかとか、そういったような区分はどうかという細かいことまでが今後も出てくるかなと思いますけども、やはり利害関係者との禁止行為ですので、それが自分の職務と関連づけて、これは市民に誤解を招くかどうか、その辺が一番重要になるかなと思いますので、この点はまた疑問点がありましたら人事の方で職員に周知していきたいと思っております。

○高橋委員

こういうものが4月から明文化されるわけですから、今まで利害関係者とおぼしき人とこういう行為をしていたような雰囲気は職員の中でないとはいえないというふうに自覚された場合には、4月1日以降この規定に沿ってみずから律していく。それはゴルフであれ、釣りであれ、応用問題ですから、請負関係にあるものと個別にゴルフに行くのも釣りに行くのも似たり寄ったりの話でして、現にそういう雰囲気とニュアンスの中に身を置いていらっしゃる向きの職員が自覚できるとしたら、みずから、これは4月1日からこの倫理規

定に沿ってきっちりと対応する、そういう意味での職員の自覚の発揮といいますか、倫理観の高揚といいますか、そういうものが必要だと、4月1日に当たって思うんですが、そのあたりはどんなふうを受けとめていらっしゃるでしょうか。まだこれは全員に周知されていないということですか。

○秘書課長

職員には各課等へメールで配付しておりまして、その中には、やはり国家公務員の倫理法に基づく基準とかその辺も参考にしていただくように一応添付してあります。

ただ、膨大なものになりますので、やはり個々の原課において、こういった場合はどうかというのをどうしても示す必要があるかなと思いますので、やはりこの点については、私どもではわからない点は各担当課にはあると思いますので、その辺をお聞きしながら職員に示していきたいと思っております。

○高橋委員

倫理規定ですからね、べからず集ではないわけですから、やっぱり前向きに事をとらえていただくと。職員はかくあるべしということをきちっとみずから職務に向かう場合の対応、あるいは私生活も含めた職員こうあるべきだというモラル、こういうものがみずからの中にきちっと構築されておれば、べからず集をつくって何事だということにはならない。前向きな議論がこれは大事だと。こういう場合どうするんだ、べからず集の適用範囲を競い合うというような議論ではなくて、前向きな議論が必要だということでお互いが地方公務員として、べからず集ではなくて、これを一つベースに市民に信頼され、あるいは市民から温かいサービスを受けていただいてありがとうございますという感謝をされるようなそういう職員にみずからも成長していったほしいというふうに思うんですが、その辺の規定のとらえ方というか考え方についていかがでしょうか。私は、そういうふうにとらえたいというふうに思うんですが、どうですか。

○秘書課長

やはり法律で決まってるとかそういうものではないので、それぞれ自分の職務に応じて市民から疑惑とか不信感を招かないということが一番大切でありますので、その点をこういった場合はどうかという疑問があったときには、私どもとしてはお示しできますけども、これはやっぱり常識の範囲というのが一番あると思いますので、先ほど委員から言われた、べからず集にもなってもいけませんし、やはり職務がスムーズに行うというのが一番大切ですので、その点も踏まえて、その辺も決めていきたいと思えます。

○高橋委員

具体的に政治倫理条例の内容について少しだけ知りたいんですが、第3条の(5)に職員採用のあっせん禁止、紹介をしたりはしてはいけないよというね、これは本会議でやりました。そのときの副市長と任用委員長との関係について私、お尋ねしました。矛盾があるんじゃないですかということについて、その後、この条例をみずから持っている先進地の実態も調査もしていただいたと思うんですが、どんなような運用をされているのか、わかったら御紹介してください。

○秘書課長

本会議で議論になりました任用試験委員会の副市長の委員として入ることにつきましてですけれども、その後、私ども政治倫理条例をつくるに当たって参考とさせていただいた他府県の市に紹介させていただいたところ、まず、関係市におきましては、9市この職員採用あっせんの条項が入っております。15市調査したわけですけど、そのうち9市が入っております。その中で、任用委員会というのがあるという市が4市ありました。その中に、当然、副市長とか教育長含めた該当してる市がございました。

それから、任用委員会そのものはありませんけど、職員の採用の面接委員として参加しているということで市長、副市長、教育長というのが半分の4市入っております。

以上であります。

○高橋委員

そこから学ばれた教訓というのはどういうふうですか。

○秘書課長

この倫理基準の1項の第5号、市職員の採用に関しての推薦または紹介をしないということにつきましては、これは当然のことですので、特別職の倫理基準の中に重要なものになると思います。

ただ、あと副市長の立場としても職員任用規定によりまして委員の5人のうちの1人として市長が任命しておるわけです。そんな中で、委員会の委員長として委員会の担任する事務を処理しているということでもありますので、委員会のこの決定事項につきましては、各委員の合議制で決定しております。職員の採用につきましても競争試験の結果に基づいて任用の候補者名簿を作成するのが事務となっております。ですから、特にだれだれさんを推薦とかそういうことにはならないかと思っております。ですから、今回のこの知立市の任用委員会の委員として入ることには問題はないと思っております。

ただし、今回この条例が施行されることによって、やはりこの採用に関しての推薦または紹介をしないというのが当然のことですので、今後はこの条例を機に、さらにこの規定違反で疑惑をもたれないようにすることが重要なと思います。

以上であります。

○高橋委員

職員採用の場合、任用規定にもありますが、採用基準を明確にするとか、選抜候補を決めるとかいうことも任用委員会の仕事になっています。

現在、私の知るところによれば、共通の筆記試験、1次試験と呼ぶのでしょうか、共通の筆記試験をやって、一定の点数以下の者については、数字的に点数が出ますからね、これをもう排除すると、これは不合格にすると。必要な求人数とそれを若干上回る人々を1次合格者にして、2回目面接をやるんですか。これは合議制とおっしゃったけども、どうやって決めるんですか、最終的に

は。ちょっと任用の方法、仕組みについて、我々もよく周知していないので、お知らせ方を含めて答弁を願いたいと思います。

○秘書課長

職員の採用の選考の基準等でありますけども、第1次試験ということで選択科目、教科が一般科目が教養試験といわれるものがあります。それとあと、適性検査が行われます。そして、保育士におきましては、専門試験があります。そういった中で、第1次試験を点数化して第2次に進むと。第2次試験におきましては、作文、面接、この保育士においては実技を本年度取り入れさせていただきますいております。

その面接、作文、それから実技等におきましても点数化しておりますので、その点数をもとに上位者から判定をしていただくというのが順序であります。

以上であります。

○高橋委員

そうすると任用委員5人ですから、副市長入れて5人でしたね、たしか。そうすると、例のフィギュアスケートじゃないけども、それぞれの5人の委員が持ち点数で表示していくと。副市長もそのお一人だと、あるいは企画部長もそのお一人だと、その他入ってみえる部長職もその一つだと、こういうことでお互いに点数を出し合って、それを平均化するということですか、最終的に行う作業は。そして上から取っていくと。それが合議制ということなのという意味なんですか。

○秘書課長

今、委員のおっしゃったように、やはり点数化されて、それから上位の者から選抜していくという格好になります。面接委員は、それぞれその職種によって任用委員とは違うメンバーになっております。

以上であります。

○高橋委員

面接は任用委員がやるんじゃないですか。どちらさんがおやりになるんですか。

○秘書課長

面接の方も集団面接と個人面接というのがあります。個人面接の中で、例えば保育士等であれば、当然保育士の専門の担当の部長、課長とかそういう方を入れるというような配慮、あと、技術職等であれば、当然技術関係の部長というふうに面接委員が入っております。

以上であります。

○高橋委員

そういう一連のシステムを通じて、最終的に総合的に最もふさわしい方が上位からずっと採用されていってね、必要なメンバーまできちっと採用するということがきちっとできれば一番いいわけだし、また、そうしなきゃいけない。そのときに1人突出して特定なものに思いを込めていく方があったとしても、それは全体の機構の中で平準化されてくるんだということを今おっしゃったんでしょうか。その機構というのは、そこに一つのしかけというか、力点を置いた組織になっているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

つまり、副市長が先ほど言った倫理の規定に基づいて入られてもね、もちろんそんなことはあっちゃいかんけども、1人突出して意中の人があったとしても平準化されていくんだという機構になっているという理解でいいですか。そこを主張したいわけですか、どうですか、そこ。

○秘書課長

やはりそれぞれ面接委員が点数をつけるわけですので、それぞれある程度、意見等も違います。それでも点数化されて、全員の合計の平準化したものでいきますので、その個人1人が例えば満点にしても、反対に少なくなってもこれは平準化されてきますので、恣意的な部分は入ってこないと考えております。

○高橋委員

ぜひ任用についてのいろんな市民の意見を私たちも聞かないことはありません。大丈夫かなということも、るる聞かせていただくので、ぜひその疑惑を受けないように、今言われるように、合議制とそれぞれの持ち場できちっと選考すると、評価するというところにぜひ今後も専念していただき

たいということをお願いしておきたいと思います。

それから、7条なんです、7条というのは何を決めているかと言いますと、政治倫理基準に違反している行為があったと。もちろん違反しているということのためには審査会が違反しているという向きのことを答申するわけですが、その場合に、違反している旨の指摘がされたときは、市長は、みずから市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければなりませんというふうに書かれております。以下、すべてが必要な措置を講ずると認められる措置という言葉で共通しているんですが、この必要と認められる措置というのは、この条例で何を想定されているのでしょうか。

○秘書課長

この第7条の信頼回復のための措置ということでありまして、やはりこの調査報告書において指摘されたときは、この報告書を尊重して、その市長みずからが市民の信頼回復のために必要と認められる措置、だから、どういったものがあるのかという話であります、当然法令違反であれば罰則等がありますので、市長等の立場において一定の説明を市民に果たすということがこの必要な措置というふうに考えております。

○高橋委員

説明をすればいいんですか。つまり、この倫理条例の違反行為については具体的に例示せよと書いてあるわけ。審査会に提出するのに具体的な客観的な資料を出しなさいと。30人以上の署名を持って来いと、こう書いてあって、審査会が事実違反行為があったという場合に、違反の現状をもとに戻すという行為は要求しないんですか。

つまり、さっき出た例が正しいかどうか知りませんが、任用に当たって明らかに特定なものの意向が働いて、A君が、あるいはAさんが採用された。おかしいじゃないかという疑念が生まれた。審査会やったら審査会がその向きそのとおりと。違反行為があった。こういう場合もあるわけですね、一つの例示として。この場合に、市長等は説明すればそれで必要な信頼回復の措置だという

ことなんですか。私は、その場合には、合格者を不合格にするということも含まないと、必要な信頼回復にはならんんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○秘書課長

この第7条での信頼回復のための措置ですから、各3条による政治倫理基準それぞれが違反した場合ということで、今その職員採用について例示されたわけですが、こういった場合は、当然その調査報告に基づいて事実であれば、ある程度の措置はしないとイケないかなと思っております。

○高橋委員

ある程度の措置をせないかんわね。信頼回復に至る措置をせないかんわけだがね。だから、その審査会が違反行為を認定するというようなことは並々ならぬことがあるということでしょう。それを認定した場合には、説明責任はもちろんだけでも、これは市長の減給、減俸ということもありましたね、本会議では、10%給与を下げると、そういうことも必要なだけでも、例えば現金を不当に公金を奪った者については返還を求めるということが一般的でしょう。これは犯罪の場合には。だから、そういう行為が違反行為については元へ戻すと、違反のなかった段階へということも当然この条例は想起しているというふうに私は理解するんですが、そういう理解でいいんですね。

○企画部長

今、具体的に採用のお話が出ておるわけですが、そうした場合に、現実そうなった場合にはどうなるのかということですが、なかなか今この場でそういう事実があったらというお話ですので、ちょっと何とも御答弁をさせていただきにくいかなというふうに思いますが、ただ、この間の本会議でもちょっと御答弁をさせていただきましたが、場合によっては、例えばみずからその職を辞するなり、あるいは例えば選挙で出てみえる市長のような方ですと次の選挙には立候補しないというような場合も考えられるのでありましようが、それはその辞令が出たときに重さといえますか、重大性にかんがみ、みずからが御判

断をされるということになろうかというふうに思います。

○高橋委員

だから、その具体的な信頼回復に至る行為というのは、市長等に専ら任されておるといふか、市長等のこの政治倫理条例の認識の度合いによって決まってくるということがいえると思うんです。

ただ、市民の側にも倫理基準を設けているんで、例えば、うちの子を入れさせれくれとって依頼されたら。その依頼を受けて長等がその行為をやったということであれば、その政治倫理条例でいえば市民のモラル、規範に対して、それは逸脱していると、市民が。長等も逸脱しているということであれば、当然おたくの息子の採用は無効にしたいと長等がそういう決意をして依頼者にそういうふうにしたから辞退してくれと。解雇というわけにはまいらんだろうけども、辞退してくれということも信頼回復に必要な措置に大事なポイントだと。

その上で、長等が言及するなり、あるいは職を辞するなり、その問題の大きさによっていろんな措置が出ると思うけども、その両方を含んでいると、第7条はというふうに理解するんですが、可能性としてね。説明だけすればいいと。長等が何か責任とればいいというだけではなくて、そういうことも包含した条文になっているというふうに私は理解するんですが、そういう理解でいいかどうかということですか。

○企画部長

ちょっとそこまで想定はしておりません。基本的には身を律すると、市民も三役の方もそういうことでありますが、基本的には間違いを起こさないということが大前提でありますので、それがあつたときにはということでも今回のこの第7条、あるいは第8条があるわけでございますが、今言われる、もしあつたらということでもございますが、そこまで例えば今の採用ということであれば、第三者のところまでそういうことが及ぶのかどうかということも少し研究なり検討をした結果であろうというふうに思います。

○高橋委員

明確な法令違反というわけではないそのゾーンを判断するわけですよ。明確な法令違反でないが常識的に言ってちょっと問題だというゾーンをこの条例で律しようというわけでしょう。

だから、審査会が今回の採用に当たっては、本人等から依頼があり、市長等はその依頼等を受けてそういうふうに通じたということが認定されるわけだわね。審査会で認定せないかん。しかし、これはものすごいことなんだ、これ認定されたということは。それは内外に発表されるわけだ。市長が公表するんでしょう。そうすると高橋何がしが採用試験を受かったけども、これは本人が働きかけて、そして長等が依頼あつせんして決まったんだということになれば、それは本人もそれが公表されるわけだから、書いてありますわね。そうならおれんということだわね、一般論では。長等も重大な責任を課せられると、こういうことになるわけでしょう。その結果おやめになるのかどうかそれは知らんけども、そういう効果をこの条例はワンセットでそういう効果を求めておるといふことですよ。どうですか。やめなきゃいかんということは書いてない。しかし、その効果を十分に醸し出す条例になっているということはいいわけでしょう。そこにある効果は何を意味するかというのは、おのずと明確じゃないですか。

○企画部長

確におっしゃいますように、結果としてどういう道をたどっていくのかということはあると思いますが、まず第1に、そういう結果をもたらさない毎日、こういうことが大事であろうというふうに思います。

○高橋委員

だからね、これをたがをはめることによってお互いに気をつけようねと、前を向いて公務員として立派に生きていこうねと。市長等もそういうふうにしてほしいと、これはこれでいいんだけど、信頼回復に至る必要な措置と、こうなってるから、あえてそれはどういうことなんですかということも疑問を持つのは当たり前の話で、だから、想定

はできんにしても、この条文の持つ効果、あるいはその結果を公表するという条文上の措置からいうと、そういう違反行為について認定された場合には、社会的に明らかになるわけだから、それをお願いした側も、あるいはそれを委託を受けて実施した側も社会的に重大な負の遺産を背負うことになる、ペナルティを社会的に課せられることになる、このことに着目した条例だということは一致できるはずなのでね、その結果、個々のケースでどうするかということについては個々の人格のある方々が決められることだと、ここは異論のないところだと思いますよね。いいですよね、それ企画部長、そういう理解で。

○企画部長

おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

そこでもう一つ明らかにしておいていただきたいことがあるんですが、それは第9条ですね、これは請負関係にあるもの、契約関係にあるもの、契約を結ぶもの、それは下請であれ、孫請であれ、一部請であれということで、9条だけは独立して市との請負契約に関する問題が独立しているんです。

そして、条例が言っているのは2親等、2親等というのは、みずから数えて親へいって一步下がるわけだから兄弟ですね、あるいは祖父母、あるいは子供、それらを含めて2親等になるわけですが、これらの方が契約の相手側になることを禁じています。

その場合に、履行されてはならぬので、履行されてはまずいので、あらかじめ辞退届を提出するよう求めています。条例別表にも辞退届の例示がありますが、これはいつ求めるんでしょうか。いつ求めるんでしょうかという言い方はおかしいね。その辞令がなければ、それはもちろん辞退届も発生しませんけども、この条例施行時に市長もしくは長等から、その疑いのある、疑いというか、この対象になり得る可能性のものがあるとしたら、その段階で辞退届を出していただくというのが条例の趣旨なんじゃないかな。

○秘書課長

この辞退届でありますけども、当然この条例が可決されて施行され次第、そういう関係になるかどうかはわかりませんので、市長等はそういった範囲の人がいた場合は、辞退届をあらかじめ出していただくようにこの条例の趣旨を説明して、努力義務規定ということですけども、こういうのがありますので、そういった場合にはこういう辞退届をお願いしますというふうに申し上げるというふうになるかと思えます。

○高橋委員

今回、本会議でも出ましたが、長等は9条に該当するような、契約の相手側になるような2親等はいないというような御答弁をされていますが、それでいいですか。もう一遍ちょっと確認したいんですが。

○清水副市長

私は、現時点そういう該当する事項はないというふうに認識しています。

○石原教育長

私も該当する者はおりません。

○林市長

私もおりません。

○高橋委員

みえなければ幸いなんですけど、これは条例はずっと生きるわけですから、改正されない限り。長等に変更の可能性があります。変更という言い方おかしいけどもね。そうなったときに問題が生まれてくるのは、我々も体験したことなんですけど、辞退届を提出されなかったと、可能性はあった方だとしてね。その人は、企画部長本会議で答弁されたように、指名審査のための手続もされている。電子入札の対応もされている。それを否定するものじゃないですから辞退届が出ていないと。そうすると、指名競争入札なり、一般競争入札で該当した場合には、指名される可能性を残している。一般競争の場合には本人の意思でその枠にはまれば入札に参加するそのことの権利を留保する条例ではないわけですから、それはどういう矛盾が起こり得るわけですね。

○秘書課長

やはり一般競争入札ですと、そういったことを配慮して参加しないとかそういうことは考えられますけども、当然指名競争入札でありますと適用な申請届を出されておれば、そういう指名ということもありますけども、この条例があるということで、この第1項、第3項の努力規定ではありませんけども、明文化したことによって市長等のそういう2親等の関係者もその辺の趣旨を酌んでいただいて、辞退するというふうにしていただければということでもあります。

○高橋委員

辞退されれば問題ないですよ。今、私の関係者はないとおっしゃるけども、新たな婚姻関係が生まれるかもしれませんし、それはちょっとどうなっていくかわかりませんがね、それは一般論でね。そのときにあらかじめ可能性のある人が全部から辞退届が出ておれば問題ない。100%問題ないね。だけでも発見できなかったと。あるいは辞退届が出ていなかったと。この条例は市のその入札に参加することを拒否する条例ではないわけです。あるいは契約の対象になることを拒否する条例ではない。それは粛々としてやっていくわけです。

そうなったときに、指名をするときに、あるいは一般競争入札で業者を選定するときに、長等の2親等の方は除外すると。辞退届が出ておればいいですよ、それは指名のときに辞退が出ておるわけだからあらかじめ指名せずにやればいい。

ところが、一般競争入札も含めて2親等内の方は入れないというような業者範囲のものを示すことはできるんですか。

○企画部長

あらかじめ、いわゆる入札参加を排除してすることができるのかという御質問かと思いますが、それはなかなか難しいかなというふうに思います。

○高橋委員

そこを規制する条例ではないというふうに私も思います。

したがって、辞退届が出ていない場合に、市内の重要な業者を入れないと指名基準の業者数を満

たせないという場合には、辞退届は出ていないが、明らかに2親等だということがわかっているにもかかわらず指名せざるを得ないと、こういう事態が生まれるということですね、可能性として。

○企画部長

可能性としては、あり得るかもしれません。

○高橋委員

可能性としてはあり得るかもしれない。そこで落札しちゃったと、ある得るかもしれない。本人は辞退届を出していただかないと、あり得るかもしれない。これがかつてののがい経験だったんです。この2親等以内という条例はなかったけども合法的でしたから。ここに今度は縛りをかけるというわけでしょう、この条例は。けども、それは辞退届がない限り可能性否定できないということになります。

そうすると、どこに問題があるかという、市長等の皆さんの負っておられる立場、皆さん方の努力義務というか、これが非常に大きいと。説得できませんでしたでは済まなくなってくるんですよ、今度。それが審査会に摘発されたと。2親等以内が入っておるじゃないかと。説得したけども辞退をしないと。契約は粛々として進んでいくと、今の答弁。そのときに契約は進んでいくのに2親等内じゃないかと。これは審査会反対しますよね。明確ですから反対します。このときに、原状回復のさっき言った7条でしたか、原状回復の措置というものが具体的に求められる。契約行為はそのまま粛々と進んでいく。そしてものも建っていく、あるいは納品されてくる。しかし、違反行為が認定され、そして、天下に明らかになる。しかし、その行為がおさまらないという場合がこの間あったわけですね。この条例がなかったからあれですが。そのときに長等の負っている努力義務というのは非常に大きなものがあると。

私は、そうになったら辞表を覚悟せないかんなど。極端な話、辞表覚悟の話だなというぐあいにその程度の重要問題として受けとめるわけですが、そういう受けとめ方を幹部団がされているかどうか、ちょっと仮定の話で答えにくいかもしれませんが、

私はそういうレベルの条例の提案だというふうに理解していますが、市長いかがですか。

○林市長

この条例で先ほどの話でありますけども、やはり審査会にかけられて、そして、その審査会の中でおかしいじゃないかという判定下された。そうした中で、説明を私なりさせていただくわけがありますが、非常に重いそういう判定を下された時点でかなりそういうことが内外に知らされるわけですから、非常に大きなものがあるなどというふうに思っております。

○水野委員長

ここで午後1時5分まで休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

給食センターが新しくオープンしたことによっ

て給食センター建設のための基金を今回廃止すると。当然といえば当然のことです。そして、この跡地については、既に本会議でも議論あったように、普通財産の売却ということで、その財源に充てるという向きの場所は特定はされておられません。財政計画にも位置づけられているという状況のものであります。

私は、跡地利用について、普通財産として売却するという日程に入っているわけですが、基金がなくなり、代替施設ができ、跡地が今、更地で残っているわけですが、これちょっと所管が違うのであれなんです。保育園の待機児を出さないということではいろいろ子ども部で努力をされているんですが、なかよし保育園の隣地にあるわけですね、これはなかよし保育園も私立認可園で重要な役割を果たしていただいております。施設の老朽化等社会福祉法人の意向がいかほどにあるのか、ちょっと私わかりませんが、当然、南保育園と同じような環境が私立認可園といえども存在するわけですね、ここは基金廃止とあわせて残っている普通財産の活用について少し打診をされてもいいんじゃないかと。それはうちでも結構ですということであるならば、普通財産としての活用する方法というのいろいろあると思うんですが、そんなことを本条例の廃止とあわせてお考えになったようなことはありませんか。

○総務課長

実は、以前の本委員会で委員の方から、この給食センター跡地の関係で御質問いただきまして、今後その土地をどういうふうにご利用していくか、売却していくのか、また新たな行政財産としていくのか等々を検討をしていきますという答弁をさせていただいたかと思っております。

企画部の方からの答弁だったかと思うんですけど、実は、総務課の方でもってですね、一度正式な委員会ということではございませんが、各部長に一度お集まりいただきまして、今後の跡地利用に関してどうしていくかということをお伺いを立てさせていただきました。その後、実際こういった財政状況が非常に厳しくなりまして、今後

普通財産として売り払っていくんだということが決定しておるわけではございませんが、各部長におかれましても、そういった財政状況を踏まえてみえると思いますし、また新たな行政財産として活用ということも各部署においてそれぞれ検討はされておるかというふうに考えます。

○高橋委員

跡地利用としてね、以前本会議でも議論になりまして、跡地をもう少し市民参加も含めて検討したらどうだというような提案もさせていただいて、今そのくだりについての担当部長の答弁だと思うんですが、それはそれで大いにやってもらえばいいわけですが、きょう私がひとつ提起しているのは、お隣になかよし保育園があるわけでね、社会福祉法人の意向を私は正確に正式に聞いているわけじゃないけれども、一般論として、あのところに建てかえを考えてみえるとしたら、これ所管が違って大変恐縮なんだけども、普通財産の管理はあなたのところだからここで聞くしかないわけけども、そんな意向でみえれば南保育園、今、当市が苦しんでいる南保育園と同じことが言えるんじゃないのかと。私立といえども認可園ということで待機児解消の一翼を担ってもらってるわけですから、そういう向きの行政からの打診等を一度されたらどうなのかなというふうに思っているわけですし、そこらあたりの見解を聞いてるわけですが、どうでしょうか。

○総務課長

まだ正直申し上げまして、なかよし保育園の話は私もきょう初めてお伺いしたわけでございます、担当の福祉子ども部長の方にはそのようなお考えも多少なりあるかもしれません。ちょっと私はその辺も存じておりません。

また、それ以外の土地利用に関しても同じように全庁的に検討していきたいというふうには考えております。

ただ、そういった検討する中でも、先ほど申し上げましたように、現在の財政状況ということをご皆さんが念頭におかれておられますので、その辺のような御意見が出るかということとはちょっと

私ども想像つきませんが、また各部の方へそういう紹介、また、そういった会議といいますか、打ち合わせはしていくのはやぶさかではないというふうに考えます。

○高橋委員

先日の財政計画で普通財産の売却が2カ所、総務部長からも具体的に言われました。もちろん必ずしもそこが既に100%売却年度も決めてやってみえるというぐあいには思いませんが、普通財産の売却という手法も守備範囲の中にあるよということは私も申し上げておるわけでね、それは最悪の場合というか、どうしてもやむを得ん場合には普通財産売却するという方法はないわけではありません。

ただし、市民の血税で求めた行政財産ですので、これを他に転用してなお有効に活用できる方法があればね、これはこれで活用するというのもまた同時に検討しなければならない。

そういうことをみたときに、あの場所とあの位置で先ほど言ったようなお隣にかなり老朽化した私立認可園があるということを考えてときに、行政の側がね、そんなことは余分なことだと。私立は私立で考えればええだということであれば、これは話はそこでおしまいなんです、私立認可園も含めて、耐震補強もやるし、今度新しく猿渡は建設されますよね。そういうことを含めて、保育行政の役割を担っていただいているので、そういうことが行政の一つのテーマとして対応の方向があってもいいんじゃないかなということをお願いするわけです。所管部の部長じゃないかなので、どうですか副市長、それぐらいの努力をされて、いや、うちは結構ですと。あるいは代替をもらって、今の園の方をそういうふうになるかもしれないというようなことも含めてあるかもしれないし、それはわかりませんが、そういう私立認可園の役割に注目したときには、私が申し上げているような検討が付随してきて当然だという思いがあるんですが、どうなんですか。それは余分な話だというならそれはそれでおしまいなんですがね、どういうふうにお考えでしょうか。

○清水副市長

現在の財政計画上の普通財産の売り払いというところについては、現時点そういった計画を立てさせていただいてますけども、今後どうなるかわかりません。そういったこととあわせて、総務課長も答弁させていただきましたけども、今初めてお聞きするような話でございます。もしそういったなかよし保育園が近いうちにそういったことがあると。そういった代替といえますか、そういったようなことのお話は今後具体的に出てくるようであれば、それは市としても十分御相談に応じることは必要ではないのかなと、市の立場としてそのような認識しております。

○高橋委員

どこの普通財産を売却するかは限定されてないけども、この間の財政計画では2年連続で普通財産を売却していくと。一つは給食センターであり、いま一つは南保育園だと。南保育園もまだ代替地も決まっておらんのに本体を処分するのはいかなものかと思うんだけど、それぐらいの今、話になっておるわけですよ、既に。

だから、ほんとにその場所をそういう形で売却するのがいいのかどうかは個々に検証が要りますし、当然異議が出てきて当たり前です。そういうものを全体にながめていくと、今、私が申し上げているようなことは検討課題として俎上に上がるんじゃないのかということをおっしゃるわけですよ。売却はその可能性はゼロとはいってませんが、その場合は、今言うような条件整備が当然求められてしかるべきだと。しかも近々な話でしょう。あの計画によればね。そういう点で、ぬかりのない対応が必要じゃないかということをお管の違う施設の話をして恐縮ですけども、普通財産の管理者にそこはいいのかと。今、副市長がそういう話が出てくればという話だけでも、向こうは私立認可園なんだから、社会福祉法人なんだから、その意向をこちらに伝えるとは限んわけですよ。あそこに土地を持つものが、いわば先に声をかけてあげて、うちはこういう計画もあるけどもどうなんでしょうかという配慮があっても悪くはないん

じゃないかと、こう思っておるわけですし、そのあたりの全庁の中で市がどう動くかという点で粗相があつてはいかんよということをおっしゃるわけですよ。このあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○総務課長

まだちょっと前後しますが、財政計画上で乗せさせていただいた普通財産の売り払いというのも総務部長の方が本会議で給食センターの跡地、南保育園という形で、一応これは決定してはございませんが、その他の普通財産も含めてという形で検討しております。

今、委員のおっしゃられたお話は十分にわかります。今後、一度福祉子ども部の方にも、うちの方からも一遍確認をさせていただいて、今後のこの跡地利用につきましては、先ほど申し上げましたように、全庁的に検討して研究してまいりたいというふうに思います。

○高橋委員

ぜひ一度ね、今申し上げた提案について、相手側は何とおっしゃるか知りませんよ。私は意向を受けて質問しとるわけじゃないですから。

しかし、可能性と当市の保育行政を考えたときに、その件を押しよけていくということは大事だと。その可能性を否定できない、そういう立地にあるわけなものですから、ぜひ積極的なぬかりのない対応をしてほしいということをおっしゃるわけですから、その範囲の話なんですけども、しかし、それはしっかり受けとめていただきたいと思いますが、副市長、どうですか。よろしいですね。

○清水副市長

市の普通財産イコールこれは市民の大切な財産でございます。そういったものを今後どういうふうにするかということにつきましては、御質問者のお話、十分に理解をさせていただくところでございますので、よろしく御理解ください。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号について挙手により採決します。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 指定金融機関の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

○高橋委員

指定金を碧海信用金庫に継続して指定金としてやりたいと、こういう提案ですね。金融機関選抜の方法、碧信を引き続き継続する理由と根拠、これらについて明らかにしてください。

○総務課長

今回、碧海信用金庫の方を指定金融機関という形で指定させていただきます。今回の選出方法は、実は、過去は指定代理というんですかね、UFJと岡崎信用金庫、碧海信用金庫、3行が輪番制で行っておりました。平成15年前までは3年に一度の輪番制で行ってあったわけですが、平成16年から2年という形でコンペ方式といいますか、三つの銀行を輪番制ということではなく、コンペ方式で毎回決定をさせていただいておったと。前回の平成20年からコンペ方式という採用をさせていただきました。コンペ方式につきましては、本来の指定金融機関の基本となります正確性、規律性、安全性、それの上に立ちまして利便性、経済性そのようなものを要件にコンペ方式という形で行わさせていただきました。

コンペ方式の内容につきましては、各それぞれの3行の指定代理金融機関の方に私どもの方でい

ろいろとそういった利便性、例えば、この指定金融機関の方に何人配置をしていただけるのかとか、各振込手数料等が幾らにさせていただけるのか等々も複数の項目に分けて、そういった情報を収集いたしました結果、碧海信用金庫が市にとって一番有利な銀行であるというふうに決定をさせていただいたわけでございます。

○高橋委員

市にとって一番有利だということですが、それは私たちが見えないんですよ。つまり、工事請負でしたら入札執行調書というのが配られましてね、落札金額が一番低いからそこと契約するんだということは我々も理解できるわけです。

今の担当部長のお話では、安全性や信用性、利便性などを含めていろいろ聞き取った結果そうだったと、こうおっしゃるんですが、どの項目、何を3行に示して、要するに根拠の中身ですね。どういう点がどれぐらいでどれほど有利だったのかということがわからないと、それは我々は指定金を碧信を継続することに意味合いと根拠は全く判断できないですよ。だから、入札執行調書に当たるものを出してくださいよ。あるいはきちっと説明してくださらないとわからんじゃないですか。

○総務課長

今、手元の方には3行の集計したものという資料、手元ございません。先ほどの利便性につきましては、さっきも少し触れましたが派出所への派遣人数、開設時間、またあと、経済性につきましては派出所の費用、口座振込手数料等々ございます。すべての項目において一つずつ精査した中で、UFJ、また岡崎信用金庫よりもほとんどの面において碧海信用金庫の方が、例えば手数料においても一番安い金額でありましたし、人数につきましても間違いのない人数を送っていただくということでございました。

その表をちょっとお出し、皆さんの方へお配りできるかどうかは一度検討させていただきたいと思えます。

○高橋委員

以前コンペ方式の場合は、一覧表を出してもら

ってね、だからこそ碧信が妥当だと。だってそれはここで議決を求めておるわけでしょう。何で岡信じゃいかんのだと、何でUFJではいかんのだと、こうなるわね、話として。いやいや、碧信が一番よろしゅうございますというなら、よろしゅうございますという理由を最低価格でしたと、請負契約でいえばね。だからそれで納得するわけだわ、我々としてはね。安全な工事の履行を頼むぞと、こういつて理解するわけでしょう。だから、総務課長は理解されておるかもしれんけども、私たちは何の情報もなしに出されて継続ですと、信頼度抜群、利便性抜群というて言われたって、それはにわかには判断できないじゃないですか。ちょっと委員長、資料出してくださいよ。請求してください。

○水野委員長

ただいま高橋委員から資料請求がありました、本委員会として要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

異議なしと認めます。当局においては、準備でき次第、速やかに提出をお願いします。

○総務課長

それでは、ただいま後ろの方で準備をしておるかと思しますので、用意でき次第お配りさせていただきますと思います。

○高橋委員

いや、それが出なきゃ、あとに続かんがね。執行調書が出てくれば議論できるけども、手を挙げるわけでしょう、イエスカノーか。利便性はほんだけ利便かどうかわからへんじゃないの。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時27分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

大変お時間を取らせまして、失礼しました。

今、配付させていただいたものが今回3行のコンペ方式よっての集計表となっております。最初から配付をさせていただきべきだったものを遅くなったことをおわび申し上げます。

このように碧海信用金庫と他行2行を比べますと、いろんな意味で岡崎信用金庫とは同額なもの等とはございますが、数字見ていただければおおよその数字見当がつくかと思えます。以上のような結果でもって、碧海信用金庫とさせていただきます。

以上です。

○高橋委員

こうなると三菱UFJはコンペに参加する資格要件が問われるという状況ですね、総務部長。UFJなしでもいいじゃんか、1行、2行で。いけないの。もう歴然としてるじゃない。

○総務部長

今まで指定代理機関としてこの3行で順番にやってきた歴史のところ、また、今まで3行においてコンペ方式でやってきた実情等がございました中で、今回も引き続きこの3行でやらさせていただきますけれども、委員おっしゃられるように、碧海信用金庫、岡崎信用金庫と比べますと三菱東京UFJ銀行は、いろんな面で知立市にとっては好条件ではないという状況ではございます。

以上です。

○高橋委員

知立市にとって好条件ではないというだけじゃなくて、三菱東京UFJ自身はもう指定金という考え方を持っていない。指定金ということで地方自治体の公金を扱うということについては、対象外というようなニュアンスをちょっと私、最近感ずるんですが、そういうことはありませんか。今、3行でやってみるけども、結果的に何も積極的に除外する必要はないけども、いい数字が出てくればそれも一つのあれですが、UFJ自身は、さらにこの自分たちのハードルを下げてまで地方自治体の指定金ということは考えていらっしゃるかと、この結果から見るとというふうにも理解

できるんですが、そういう認識をした方がいいんじゃないかというぐあいに思っているんですが、そこら辺の認識はどうですか。

○総務課長

実は、県下各市の指定金融機関を確認いたしますと、ほとんどの市が1行制で永久的にといいますか、指定金はずっと同じところをお願いしておるといところがほとんどでございます、交代制をとっているのは碧南市、これは輪番制かと思えます。あと、コンペ方式をとっておるのが知立市と高浜市と。県下の中でもそれ以外のところはみんなすべてが一つの金融機関に固定して1行制をとっております。

知立市においても前回から少しづつこういった1行制にしてもいいのかなという論議はされておりました、今回のコンペ方式で決定させていただいたあと、次回2年後以降からは1行制というものの視野に入れまして検討していこうという考えでございます。

○高橋委員

三菱東京UFJは少し私は対象から外してもいいという思いなんです。

ただ、1行制にした場合に、競争原理が働かないというデメリットもあるわけですし、コンペでやるから碧信が結果的に他の指標をずっと見てくると、今御説明あったように、勉強してもらっていると、競争に耐えるように頑張っていたらという背景を否定することもできないような気がするんです。

1行制にした場合、その競争性がきちっと契約上担保できると。いわば競争しなくてもその位置が十分利便性・安全性が担保できるということであれば1行制も悪くないと思うけども、コンペで複数の金融機関に競っていただいて、必要最小限度の競争をしていただいて決めていくというのも基本的な契約の相手を決める場合の原則的方法ではないのかと。

だから、1行制にする場合には、その競争性の結果が担保できるような結果をちょうだいしないかね、どうかなという思いがあるんですが、1行

制に移行の向きも若干さっき答弁されたんですが、そのあたりの自治体の有利性、ここはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○総務課長

1行制へすぐにしていくということではございませんし、また今後、他市の状況も一度よく勉強させていただきまして、特に刈谷が1行制にした場合に、今、委員おっしゃられたように、引き続き1行にしても担保されるのかどうかと、そういったことは一度よく研究をさせていただきたいと思えます。

○高橋委員

私、ちょっとよく整理がついてないんですが、1行制にするとどういうメリットが生まれるんですか。2年に1回だとデメリットとなるような要因というのがあって、1行制にするとそこは埋まると、担保されるということがあるんですか。1行制の根拠ですよ、要するに。

○総務課長

1行制についての、メリット、デメリットというのはまだ当面やっていくことを決めたいわけじゃないものですから深く研究はしてございません。たまたま県下各市の状況が1行制がほとんどだったということもございまして、この碧海信用金庫もその前においては碧海信用金庫と、コンペ方式においては一番有利なところということで碧海信用金庫がついておるわけでございます、岡崎信用金庫とそういった競争性をもたせるといった意味では、今後もコンペ方式というのは市にとっては有利であるかなという気もします。

したがって、まだ1行制というのは先ほど口走っちゃったような気もするんですけど、先走っちゃったような気もするんですけど、他市がそんなような状況でございますので、知立市も一遍研究してはどうかなというふうに考えております。

○高橋委員

1行制のメリットがあったら、それを教えてください。1行政のメリットがうんとあるならね、少々条件が悪くても1行制の方が総体的にメリットがあるなら1行制を採用すればいいです。

しかし、さして1行制にメリットがないのに競争原理をみずから発揮して、1行制に固定するということについてはいろいろ議論がある。

他市は何で1行制を採用するんですか、あなたおっしゃるように。1行制が多数派だとおっしゃるけど、何で1行制がそんな多数派になるんですか。

○総務課長

先ほど申し上げましたように、1行制のメリット、デメリットというのは、まだ正直申し上げて深く研究してございません。

契約においても1行制にすれば、一度契約した中で複数にわたる契約事務というのもございせんし、そんなことは少し考えます。

ただ、他市においての1行制を行っておるといところもメリットも一度よく研究をさせていただきたいということです。

○高橋委員

契約の回数が減ることがメリットだということになると、それは地方自治体の契約の原則とは何なのかというね、そこからさかのぼった議論をせないかん。

ごく普通に2年がいいのか、3年がいいのかはそれはいろいろ議論があってもいいと思うけど、複数の金融機関と、ここにあるように、より有利な環境と条件で安全に、しかもまた利便性豊かにやっていただけたところが指定金になるというのが一番ベターですからね、だから、それは私は原則だと思うんですよ。だから、それはコンペなり何なり競争相手をつくっていただいてやると、これは原則だというふうに理解しておるんですが、1行制がいいとおっしゃるものだから、長期継続契約というのは余り乱発してもらっちゃ困るんですよ。そういう話になつとるわけでしょう。契約1回で済むから安全だなんていうのはね、それは公務員の原理原則に関することで、それは面倒でもやらないかんですよ。公金の有効な運用、契約の有効な運用ということを考えれば、それはやらないかん話で、そういうことかというと、1行制というのは、ちょっとオーバーランだったという理

解でいいですね。

○総務課長

先ほど申し上げたように、少し先走ったのかなという気もいたします。今の委員のおっしゃっておるとおり、今後、研究はしていきたいということで、当市の1行制においてもメリット等も一度よく勉強させていただきたいというふうに思います。

○高橋委員

研究いいけども、基本的に競争入札でやるというのは大原則だと、ここを曲げてもらっちゃいかんですよ。より有利なところと地方自治法でいう指定金の資格要件含めてね、一番ベターなところと契約するというのは大前提ですから、複数以上の銀行があれば、そこと自由な競争、公平な競争をやって対応するというのはこれは大原則。それを超えるような1社随契で、それを超えるような利便性が客観的に明らかになったときにはね、それは随時契約を採用することを可能性として否定するものじゃないけども、今のような議論で1社随契の方がいいような雰囲気の研究するというのは、私はちょっと根拠薄弱と、そんな研究しなくてよろしいというふうに言わざるを得ないじゃないですか。そんな研究必要ないですよ、今の答弁の範囲なら。碧信しかおらなくなったときにはどうするんだと、UFJもどうもパートナーにならない。どうしたらいいのかとこころで考えて、1社随契の場合にどういう物差しでこちらの要望を突きつけていくのかということをいろいろ考えなきゃいいけど、少なくとも複数の金融機関があるんだから、何も1社随契の方針は私は理解できない。総務部長、いいですか、今の答弁。競争入札でいいじゃないですか、原則は。

○総務部長

今回コンペ方式で選定した中でお願いさせていただいておりますが、先ほど総務課長がお話したのは、市内35市の中で、3市のみが今、順番もしくはコンペ方式で実施しておるとい中身でございます。残りの32市が1社の1行制を採用してきておるといことでもあります。

そういった愛知県内の中でも流れがあるということの一つあります。しかし、競争の原理が失われるということは、知立市にとってはいいことではないというふうに思います。

ただ、平成20年からこのコンペ方式を採用させていただいて、今回2回目になるわけですが、こういった有利な条件がずっと続いて行くという確定があるならば、それも一つの方法だとは思いますが、この2年もまたかけて次回についてもどういう形がいいのかも一遍探っていきたいというふうには思いますが、今、1行でやってるというのも現実の話として出ておりますので、こういったものを見ながら知立市にとって有利な条件が継続するであれば一つのまた考え方も出てくると思いますので、どちらにしても今後の引き続き研究はさせていただきます。

○高橋委員

32市が1社随契だという事実を示されてね、競争をやっとるのが3市で少数派だと。少数派に甘んじているのはいかがなものかと。だから1社随契ということも視野に入れて検討するとおっしゃるけども、だから聞いてるじゃないですか。1社随契のメリットは何ですかということ。1社随契もメリットが明確にあるならね、碧信、岡信あったって1社随契の方がいいという結論、1社随契必ずしも可能性としてゼロじゃないわけだから、だけど2社おって、今回のようにこうやって、しのぎを削って自由な競争によってこういうふうになるのがこれが大原則じゃないのかということですよ。なぜこの原則があるのに、もう1社随契の検討の余地があるんですか。県下で少数派だということはいかんことですか。1社随契のメリットをお出しいただいて、知立が競争をやっとるからそのメリットは甘受できないというなら、それを示してくださいよ。そこを示さない限り、1社随契の方が有利だという根拠には全くならんじゃないですか。地方自治法の大原則をも逸脱するんじゃないですか、どうですか。

○総務部長

今、単純な話でそういう話をさせていただいた

つもりではなくて、このこれで2回目のコンペ方式になるわけですが、この好条件、今回、碧海信用金庫が3行の中で一番有利な条件を出していただきました。先回の平成20年度においても一番有利な条件を出していただきました。これは今後も継続するというのであれば、そういうことも考えられるというお話をさせていただきました。

ですから、今後それが崩れるだとか、また変わってくるんだということであれば、また引き続いてということにもなるのかもしれませんが、こういう好条件が続くのであればというお話をさせていただきました。

○高橋委員

そんなこと何でわかるの。1社随契にしてあげるから好条件を続けてくださいということが成立するというわけ。競争させないと、あなたのとことやるから、長期継続契約で。そのかわりこの条件でお願いできますかと。競争せんならやると、こういう話が成立するということですか、今の話。

○総務部長

成立するという話ではなくて、そういうことが前提としてあるならばというお話をさせていただいたわけでして、これが成立するかしないかは、まだお話もさせていただいておるわけではございません。

○高橋委員

だったら競争入札をするというのは大原則じゃないの。やり方いろいろあっていいですよ。コンペにせよ何にせよ、入札によって自由な競争によって契約の相手方を決めるというのは大原則じゃないの。だったら、その環境が崩れない限り、それは追及するのは当たり前じゃないの。通告されておるわけですか、碧信から。今回勉強したけど、次回から2年後はあかんぜと。だったら岡信にかえてもええじゃないですか、競争入札の結果。岡信がそれ以上のものを出さなかったら、それは碧信だわね。そういうものじゃないの。だから、競争のパートナーがおって存在しておるんだから、やればいいじゃない。何で1社随契を検討せない

かんの。

○総務部長

最終的には知立市が有利な条件、有利なものを出していただいたところが一番いいわけですので、競争性の原理が常に保たれていくということであればコンペ方式をずっと続けていくということにはなると思います。

○高橋委員

それが原則じゃないのかと私、言っておるわけですよ。碧信か岡信かどちらかがなくなっちゃ知りませんよ。UFJもリタイアだというなら知りませんが、現に信用金庫という二つの企業があって、こうやって競つとるわけでしょう。これが現実じゃないですか。何でこういう現実があるのにもかかわらず、1社随契を検討せないかんの。1社随契の方が有利になる環境が存在するんですか。存在するなら1社随契の方がベターなら、そのベターな要因を出してくださいと言っておるんです。ちょっとおかしいじゃないの、発想の方向が。

○総務部長

何度か申しますが、知立市にとって有効な条件の提示が継続されるということであるならば、そういった1行制にしていくのも別に差し支えがないんだらうというふうには考えますが、これが有益性が失われるということであれば競争の原理があつてしかるべきだと思います。

○高橋委員

優位性が何をもって優位性かということですよ。これ相対的なものですよ、優位性というのは、UFJの方がいいかもしれない、優位性でいえば、安全性も含めて。だけでも、この指標をコンペの指標で3者争うと、一番優位なのは碧信ということになるわけでしょう。優位というのは相対的なものじゃないですか。二つあるからAがいいかBがいいか比べられるわけでしょう。だけでも、この優位性が保たれているならこれでいくけども、保たれないとしたら1社随契の方がいいとおっしゃるけども、どうやってその優位性のよりベターさを確認するんですか。そこがさっぱり私はわからん。何で1社随契がいいというふうにおっしゃ

るのか。1社随契の方は知立にとってプラスになることはあり得るんですか。それは競争をしないかわりに、私に独占させるかわりに、ちょっと色をつけましょうと。だけど落選しとる方が、何を言っておるのだと。うちはもっと好条件をその段階で出せるかもしれないじゃないですか、相対的なものだからね、そういうものじゃないですか、競争というのは。だからパートナーがおる限りコンペでどちらが有利なのか、これは相対的なものなんだから比べればいいじゃないですか。どちらが早いのかというのは相対的な話でしょう。

○総務部長

2年後そういった検討もいろんな意味でさせていただくということでありまして、今ここでこうがいい、ああがいいという議論のところまで私どもも資料持っておりませんので、また各市の状況も把握しておりませんので、今後においてそういうことも一ついろんな意味で考えていきたいと、こういうことでございます。

○高橋委員

今後においても碧信、岡信がこうやって存在しておればコンペ方式で相対的な話なんだから、より有利な方向、ものがはっきりするんだから、あぶり出されるわけだから、言葉悪いけどね。その信用金庫にとっては、あぶり出しが嫌なのかもしれないけれども、これは行政の原則なんだから、何でこれが引き続き継続するというふうにならないんですか。コンペ方式なり競争入札の方式が今後とも大原則というふうにならないんですか。これが大原則じゃないですか。

それに条件が整わないような状況、例えば、つぶれちゃってなくなっちゃったと、パートナーがねというときには、それは涙を飲んで1社随契になるかもしれませんね。そのかわり先回こういうふうだで、何とかこの近くならんかという話は当然出てきます。それが知立市にとって有利だと、しょせん考えられない。3社なら3社で大いにコンペで競ってもらって、競ることは有利を保障する担保になる、こうじゃないですか。私は1社随契考える必要全くないと思うんですが、いかがで

すか。

○総務部長

そういったものも御意見も含めて、いろいろ勘考させていただきたいと思います。

○高橋委員

私はね、地方自治法の契約の原則を申し上げておるんですよ。例えば、市内に業者がたくさんあります、土木業者が。有利な条件が結べるなら1社と随契してもいいというような話をされておると似通っておるんですよ。市内では業者が指名競争、一般競争を含めて業者がみえる。競争する土壌があるのに、いやいや、1社と随意契約した方が市にとって有利になる可能性があるなら1社随契を選択するのだから考えますと、県下はみんなそうやってますと、そんなばかな理屈がありますか。私の意見は一つの意見として一応耳に入れておきますと、そういうものが地方自治法の原則に反するんじゃないですか。

副市長、そういうことなんですか、指定金の指定というのは。

○清水副市長

先ほど県下の状況等もお話がありましたけど、知立市は昭和47年からこの指定金融機関を交互にお願いしていくというその時点でのスタートが当時の東海銀行、岡崎信用金庫、碧信が3年ずつの先ほど話がありましたように、順番にやっていたけどというそういう歴史的な経過の中で、ただそういう輪番制だけではなかなか市が求めているというサービスが金融機関の方で検討していただけるかどうかというようなことがありまして、コンペ方式というような形でこちらの希望する条件を提示させていただいて、そこにどのように対応していただけるか、そういうことをもろもろ検討する中で、こういった一覧表になるわけですけども、そういった中で検討させていただいて金融機関を決めてきたと、こういうことであります。

先ほども1社がいいか悪いかという契約の原則論からいったら御質問者のおっしゃるとおりであります。それは私も同じ認識でございます。その実態の中で、今回このような手数料とかこういっ

たものをこういうふうに提示されてくるといふところは、もちろん毎回同じ行為をして、その結果を確認しながら提案をさせていただければ、それはそういうことだということでもありますけども、今の担当の方では、こういう同じような流れになっていくのならばどうかというようなことを話題にしたというふうに思っております。

それと、もう一つ、2年ごとに金融機関が変わるということは、やはりそれぞれ金融機関ごとにいろんな事務手続も少しずつ違ってくるといふようなことがありますので、それを移行する前段での、例えば、7月1日から新しい金融機関に移行するということになると、やっぱり3月、4月、5月の段階からいろんな関係する部署とのいろんな調整をしながら、そういう時間を使っているいろんな帳票を変更するだとか、いろんなそういったことも事務的な部分が出てくるといふことですので、そういったことは同じ金融機関であるならば安定して継続できるんじゃないかといふようなことも話としてはあるかなといふふうに思っております。

○高橋委員

指定金融機関が当市に採用されたのは、たしか永井五三市長のときだと思えます。それはメインバンクをきちっと設けてやるんだということで始まったことだと思えます。

それで、コンペにかけたと、3社。ところが、だれも応募しなかったと、コンペで。入札に付したけども、だれも応募がなかったと。こういう場合が生じたときには現在やってもらっておる碧信なら碧信が今やってもらっておるんですが、いかがでしょうかと、なぜ応札していただけないでしたでしょうかといふことで前回のこのデータをベースにこれに近い契約はできませんかという形で結果的に1社随契になる可能性を否定するものじゃありません。

しかし、応札しといてくれる段階で、何で市の方から門戸を閉じるようなことをする必要のあるのかということですよ。それは地方自治法の契約の原則に反するんじゃないか。もともと指定金を誕生させた瞬間からずっと1社でやっていると

あるんですよ。隣の刈谷なんかそうじゃないですか。競争なんかしてないですよ。1社ずっとやっておる。これが有利な条件で指定金と契約できておるのかどうか、私はそこを検証したことはないけども、当市はたまたま輪番制。当時は市議会に、どこどこ信用組合を指定金に入れてくれという陳情まで出たんですよ。当時ね。

そういうように指定金に魅力のあったところにそうやって3行で回していったと。いまやこういう情勢のもとで2社、3社のコンペ。この競争の原理が続く限りは行政としてこれを推進するのは当たり前の話じゃないですか。後段に言われた業者がかわることによる事務的なデメリット、これは入札を否定するような要因ではありません。入札にとってかわるような要因ではない。私は、競争入札の土壌は、継続する限り行政としてはコンペも含めて競争で業者を選ぶというのは当たり前の大原則だということを申し上げておるんですが、もう一遍部長、いいですね、それで。だから、これで継続するということがいいですね、こういう方式を。

○清水副市長

この3行の三菱東京UFJ、ここはメガバンク、なかなか個別の対応をしていただけないというのが現状でありますので、そういったことも考慮しながら、今後条件面のそういうことを出させていただいて決定していくということでございます。

○高橋委員

そういうことだけでも、要するに、競争の環境があるうちは競争すると。競争の環境がなく、例えば、UFJが私、コンペやりませんと、魅力ありませんと。おつき合いした方がいいならするけど、やりませんといえればタイアだがね。一般競争入札でも参加せんとこあるがね。で、岡信、碧信どうですかと。いやいや、いいですと。そうすると困っちゃうがね、メインバンクがなくなっちゃって。そのときに1社随契で具体的に碧信長いことやっていただいておりますけども、何で応札していただけないかと。だれも受けてくれるのでということになるんじゃないの。そんな話はいかん

よ。いかんけども、岡信、碧信がやっとなってくださる、UFJがやっとなるというのは、この競争を大原則とするのは当たり前の話じゃないの。何で市の方から1社随契の議論を研究せないかんのということは申し上げたいわけですよ。そういう方向でいいですね。答弁を求めたいと思います。確認の答弁を。

○総務課長

委員のおっしゃられたことは非常によくわかりました。今後はコンペ方式でもって検討をもちろんさせていただきます。委員のおっしゃられたUFJを外すかどうかということも含めて、またこの2年間でよく研究させていただきます。

○高橋委員

最後変な研究という話が出るもので、引き続きコンペ方式で指定金の契約者を決めていきますというふうに言うてくださればそれで済む話だがね。

○総務部長

2年後の話でありますのであれですが、条件的にどんなふうに変わってくるかわかりませんが、競争のいい方向ができる方法、これを今後も研究してまいりますし、そのように優位性を主眼にもってまいります。

○高橋委員

全然違うがね、結論が。全然違うよ、私の言ってること。私は、研究の余地はないんじゃないのと言っておるの、1社随契にする。競争の環境がある限り、金融機関が指定金にこういう形で競争に参加する環境がある限り、競争入札で指定金融機関のパートナーを決めますと、そういうことじゃないの、私が求めたのは。

○総務部長

委員おっしゃられるとおり、競争の原理が続く限りはこういったコンペ方式でまいります。

○久田委員

ちょっとこの調査書が配られたものですから、一、二点ちょっとお聞きしたいと思います。

この経済性のところでございますけれども、口座振替手数料、市の希望として10円50銭、碧信と岡信は10円50銭、UFJは21円というふうになっ

ておるわけですが、これは昔からこれぐら
いの手数料でしたのでしょうか。

○会計管理者

この件につきましては、私の方からお答えをさ
せていただきます。

現行は口座振替手数料というのは口座の引き落
とし手数料のことなのですが、現在は消費税込み
で10円50銭ということでございます。

以前ですが、ちょっとかなり古い話は私の方も
記憶はないんですけど、随分昔は5円というこ
とでして、それが平成15年10月1日から税抜きで
ございますけど5円から8円に変更がされてお
ります。その後、平成18年の7月1日から税込みで
10円50銭というふうになっております。

○久田委員

それは会計管理者の方と銀行との話し合いで自
動的に決まっていくというふうに理解してよろし
いでしょうか。

○会計管理者

この件を含めて基本的には市長部局の方で本来
この費用の交渉するんですが、私の方ももちろん参
画しまして、この料金については関与していると思
うんですが、基本的にこの費用というのは民間
ベースと比べますと、かなり格安な費用というこ
とでございます。愛知県下ほぼ同じような料金で
体系でやっております。大きな名古屋市とかそう
いうところは承知しておりませんが、近隣一步
調のような形でやっております、この料金の決
めにつきましては各金融機関、それから各市町村
等の足並みをそろえて、この平成18年当時はやっ
ているというふうに記録がありますので、そのよ
うな形だと思います。

インフレのときじゃありませんので、多分この
費用は下がるということはないだろうと思いま
すが、横ばい状態でいこうというふうに思っ
ております。

以上です。

○久田委員

ありがとうございました。

それでUFJが余りにも高いなということで、

21円。この近隣でもUFJで指定金で取り扱っ
ている市町村があるとは思いますが、そこら辺、
研究というか、参考にしたことはあるでしょうか。
UFJはやっぱりほかの市町村でも21円でやっ
つというふうに理解してよろしいでしょうか。

○会計管理者

県下の状況すべてつかんでいるわけではござい
ませんが、口座振替の手数料につきましては、
ほぼ10円50銭ということでございまして、今回
のコンペ方式でUFJからの提案がこの金額だとい
うことでございます。

ただ、この口座振替手数料のほかに窓口の収納
手数料というのが今、無料ということでござい
ますので、これはもう県下ほぼ同じような状況と
いうことでございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時12分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第17号について挙手により採決します。

議案第17号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第17号 指定
金融機関の指定についての件は、原案のとおり可
決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予

算（第6号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○嶋崎委員

二、三点お願いいたします。

まず、補正予算の37ページの市庁舎アスベスト除去工事費、減額の1,221万2,000円を御説明いただきたいと思います。

○総務課長

これにつきましては、本庁舎におきますアスベスト除去工事を行いました。予算減額が2,775万2,000円に対し、請負金額が1,554万円でしたので、その差額を減額補正とさせていただきます。

以上です。

○嶋崎委員

この減額をもって庁舎においてのアスベストの対策は必要ないというふうにみていいわけですか。

○総務課長

これまでにすべて検体検査を行いまして、これをもって庁舎内のアスベスト除去は終了したというふうに考えております。

以上です。

○嶋崎委員

ありがとうございます。

次に、79ページ、または83ページでございます小学校、中学校のアスベスト調査分析委託料が小学校の方が24%、中学校が50%という形で計画されております。その説明をお願いしたいと思います。

○教育庶務課長

まず、79ページのアスベストの調査分析委託料ですが、これにつきましては、平成20年3月に県の通知がありまして、アスベストの項目として3項目が追加調査の指示がありました。それで今回、平成21年度におきまして、8月にその3項目を再度調査させていただきました。その結果といたしまして、小学校が51万4,000円の契約額ということで、予算との差し引きで22万1,000円の減額をさせていただいております。

それから、中学校費の83ページであります。これもアスベストにつきましては、同様の理由で契

約額と予算との差額を22万1,000円減額させていただきました。

以上であります。

○嶋崎委員

減額をしていただき、これで調査分析は終わったということ、そういう理解でよろしいでしょうか。

○教育庶務課長

はい。全小・中学校の3項目につきましては、全部調査を終わらせていただきました。

○嶋崎委員

その結果、各小学校7校、中学校3校からアスベストに対する工事が必要な場所は出てきましたでしょうか。その調査結果をお願いしたいと思います。

○教育庶務課長

今の小・中学校の調査をさせていただきました結果、八ツ田小学校の内階段の階段裏につきまして3カ所ありますが、アスベスト3項目のうちの含有が出たということで、今回平成22年度の当初予算で国の補助をいただきまして撤去工事を計上させております。他についてはありませんでした。

以上であります。

○嶋崎委員

八ツ田小学校のみということで理解させていただいていいわけですね。

○教育庶務課長

はい、それで結構です。

○嶋崎委員

43ページのところの防犯パトロール業務委託料、減額の235万7,000円について御説明をお願いしたいと思います。

○市民協働課長

防犯パトロールにつきましては、当初予算の方で1,305万1,000円だったものが、契約金額が1,069万4,250円ということで、その差額の235万7,750円を減額させていただいたものです。

○嶋崎委員

防犯パトロール業務委託料は39.6%減額されておるわけですが、今年度また平成22年度予算

案については、かなりの増額になっておりますけど、その理由をお願いしたいと思います。

○市民協働課長

ことしは、最初6月から夜間の防犯パトロールということで161日間ということで契約をさせていただきました。そのあと、追加で11月から徒歩のパトロール、12月から、また夜間の青色の防犯のパトロールということで追加をさせていただきました。来年度については夜間の青パトのパトロールと徒歩のパトロールを毎日1年間実施するというので、この金額になったものでございます。

○嶋崎委員

47ページ、土地改良区総代選挙費で、減額が89%の205万1,000円が計上されておりますけども、これの説明をお願いします。

○選挙管理委員会書記長

こちらの減額につきましては、土地改良区の総代選挙が無投票であったため、事務費のみの支出となりました。ゆえにほとんどのものが減額補正という形になっております。

以上です。

○嶋崎委員

無投票ということで、この総代は何名いるのか参考まで言っていただきたいと思います。

○選挙管理委員会書記長

大変申しわけございません。ただいま資料の持ち合わせございません。後ほどまた報告させていただきますと思います。

○嶋崎委員

77ページの学校教育指導費のところでしたかね、理科支援員等報償金として63%の減額、49万2,000円が載っております。これの説明をお願いいたします。

○学校教育課長

この理科支援員等報償金ですが、労働基準監督署の指導を受けまして、9月から賃金の方にかえさせていただいて、この報償費がそのまま残ったということであります。

○嶋崎委員

次に、79ページ、81ページに載っている小学校、

中学校におけるごみ収集運搬委託料、小学校においては348万3,000円、59.1%の減額、中学校においては157万5,000円、52.3%の減額でございました。この説明をしていただきたいと思います。

○教育庶務課長

79ページ、81ページのごみの収集運搬委託料であります。理由については同様であります。一括で説明させていただきます。

平成20年度までは、ごみ収集の運搬委託料につきましては、1社随意契約で行っておりました。平成21年度におきましては、1社随契としてベターなのかということを経験課とも相談させていただいた中で、市の許可業者が20社あるということの中で相談いたしまして、指名競争入札ということで平成21年度から実施させていただいております。その結果、予算、小学校につきましては585万5,000円、契約額が240万1,578円ということで348万3,000円の減額になっております。

中学校につきましても同様な形で、予算が301万1,000円、契約額が143万5,075円ということで157万5,000円の減額をさせていただいております。収集運搬の内容につきましては、変わりはありません。

以上であります。

○嶋崎委員

入札の結果ということで理解させていただきたいと思いますが、僕、少し疑問があるんです。入札をするときに、かなりの差が起こさせるという現象が今現実このごみ問題だけでなくあるわけですけども、そのごみのことでいえば、中学校では50%、小学校では59.1%ということですね。この件について、少し入札をしたときに業者をいじめてはおらんかという部分があるんですけど、そういう見解はいかがでしょうか。

○教育庶務課長

そのような形はとっておりません。

以上であります。

○嶋崎委員

ありがとうございます。

業者の方に負担をかけておらんかということ

については、ないと言われればそれまでですので、終わります。

次に、87ページにおいて、市史編纂事業が58%減額、2,278万7,000円に対して1,322万2,000円という形で載っております。これについての説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長

平成21年度市史編纂事業といたしまして、当初予算として2,278万7,000円を計上させていただきました。

この編纂事業は、平成20年度から始まったわけでございますけれども、平成19年当時、庁内で協議がなされまして、編纂の事務をこの生涯学習課が事務局ということで設置をいたしまして事務を進めておるわけでございます。最初に例規の整備などを行いまして、平成20年の4月1日からスタートいたしました。事務局は、この私と文化係長、担当者1名が兼務という形で、あとが市史編纂嘱託員の1名で組織として立ち上げたところでございます。

現在は事務局は図書館の2階の研修室を事務局の部屋ということで衣がえをしまして、今使用しております。平成20年度に資料の収集や整理をしてもらうために1名の臨時職員を採用しまして、ことしの平成21年度からは、また新たに市史に造詣の深い方、臨時職員を1名採用いたしましてやっとなるわけですが、この方は1週間に一遍、古文書の解読等をしていただいております。

この市史というところは専門的な分野でございますものですから、なかなか私、係長だけでは前へ進めないということでございまして、ここの市史の第一人者でございます、今回、市史編纂委員会で顧問も務めていただいております愛知教育大学の名誉教授であります新行先生の自宅に訪問いたしまして、いろいろと今回進めていく編集委員候補について相談をいたし、アドバイスをいただきました。

そして、昨年7月に先生からのアドバイスに従いまして、考古部会、古代中世部会、それから近世部会、近代現代部会、民俗まつり部会、自然

部会の6部会を組織をしていくわけでございますけれども、その編集委員になっていただく先生をアドバイスいただいて、その方に順次お願いしていくという形を昨年の7月からとっております。予定していました編集委員のうち一部の編集委員の方からは、就任を断られたという経過もございます。それで断られましたので、また新たな編集委員を見つけ出したということもあります。

そしてまた、7月からでしたので大学が夏休みに入ったということもありました。そういった何人かの先生の勤務先にも連絡してもなかなか連絡がとれないというような状況もありまして、この6人の編集委員の方に承諾をいただくのが10月の末になってしまったと。それで、この編集委員の方も全員で一度お会いして編集委員会を開かなきゃならないということで、私ども通知を出して12月の末までにできないのかなということで通知を出したんですけども、大学の先生忙しい方が多かったものですから、1月になりましてやっとこの編集委員会が開催できることになりました。それで2月に入りまして、また2回目の編集委員会を会議しまして、部会の組織の体制やら編集委員と一緒にやっていただく調査、執筆委員、それと調査協力員ですね、そういった方を今から人選をしておいていただきたいということをお願いしております。

それで、あと平成21年度の計画の中で、現在嘱託員1名がおりますけれども、この1名からもう一名嘱託員を採用いたしまして、2人体制で事務を進めていこうという考えがございましたんですけども、市史のことも理解できる方が市のこともわかるような人がおればなということで探してみたんですけども、なかなか見当たらず、平成21年度はお一人のみで、あと1人が今回補正予算で減額をしてるような状況でございます。

このように人選とか連絡がおくれました結果、この平成21年度に多額の予算を採決していただいたわけでございますけれども、当初に計画していました予算が執行できずに、先ほど言われました6人の予算を残す結果となりました。ほんとに財政

面的から考えますと、非常に御迷惑をおかけしたという状況でございます。

現在、平成22年度中に刊行予定の知立宿・・構成作業を進めております。そして、昨年から採用した臨時職員の方によりまして資料の収集とか整理をしていただいております。またこれまで資料館が収集してきました古文書の解説、それから、広報が持っておりました写真等の整理をしております。また野村泰三さんが収集しておりました文書を受領いたしまして、その整理を行っておるといような今は状況でございます。

今後、今当初予算で見ていただいた金額、当初からすぐに事務が進んでいくというような予算を立てさせていただきましても、先ほど言いました各編集委員がなかなか見つからなくて、こんな予算を執行できなかったというには、これはこの予算として計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○嶋崎委員

この市史については、今現在発行されている上中下ありますよね、上については知立市内で手に入れようとすると手に入らないということもありますけれども、それを回収するのか、それをもう一回見直していただいて出していただくものと解釈していいですか。

○生涯学習課長

今までのものは今までのものでございまして、また新たな発見とか、またお寺や神社等に出向いて行ったり、いろいろと中でいろんな資料が出てこれば、それをまた新しい市史の方にやっていきます。

もちろん今までやった市史はまた再度見直しますけれども、今後は新しいものをつくっていくというふうに考えています。

○嶋崎委員

大変な貴重なものを編纂していただくわけですが、この完成の目安は今現状、平成21年度は減額予算になってしまったわけですが、平成22年度は進めていっていただいて、予定は平成23

年、平成24年、いつごろ完成するかお伺いします。

○生涯学習課長

私どもの計画では、平成29年度は最終的にできると。

ただ、それまでずっと出さないわけではなくて、資料編という形で先ほど言いました部会がありますので、それぞれの部会で資料編を出していくという形をとっていかうと思っております。

○嶋崎委員

ありがとうございます。

最後になりますけれども、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金が載ってるわけですが、この減額は少ないんですけども、この負担金を持つ振興センターと知立市とのかわりを少し説明していただきたいと思います。

○学校教育課長

かわりでありますけれども、子供1人当たり年間960円という掛金であります。それで保護者の方から半分480円、市の方から480円というふうで負担をいたしまして、学校管理下等におけるけが等において治療代等が出るということになっております。

ただ、今、市では小・中学生、医療費等無料になっておりますので、その分を除いた1割見舞金という形で今現在出ております。

以上であります。

○選挙管理委員会書記長

先ほど嶋崎委員の御質問にございました知立土地改良区総代の人数、定数でございます。合計で36名となっております。

以上です。

○高橋委員

それでは、補正予算お聞かせいただきたいと思えます。

まず、歳入なんですが、歳入の18、19ページになるのでしょうか、今回は税の補正はないわけですが、ただ、利子割交付金を初め、配当交付金、地方消費税交付金、自動車税交付金、景気のパロメーターの一つにはなるんですが、こういう諸指標で大幅な減額になっていきます。これは金額はもの

すごいものではありませんが、景気の動向を反映した当市の大事な歳入ということになります。当然来年度もこれらの歳入が計上されておりますが、今申し上げた18、19ページ等に記載されている利子割交付金以下の歳入の動向をどのようにみていらっしゃるのか。

また、今回の減額の根拠もあわせてお示しいただけませんか。

○総務課長

それでは、まず、利子割交付金でございます。これにつきましては、預金利率の低下によりまして利子割の収入見込みが当初予算見込みよりも減収が見込まれるためという形での減額補正でございます。

続きまして、配当割交付金でございます。こちらにつきましては、これも委員の御指摘のとおり、景気の後退によりまして配当割の収入見込みが当初見込みよりも減収が見込まれるという形での減額補正となっております。

次に、地方消費税交付金、こちらも同様でございます。景気の後退によるための消費の低迷によるということでの地方消費税の収入見込みが当初見込みよりも減収が見込まれるという形での減額補正となっております。

続いて、自動車取得税交付金でございます。こちらも景気後退といえますか、この場合は自動車の販売台数の減少によりまして自動車取得税の収入見込みが当初見込みよりも減収が見込まれ、減額補正ということになっております。

こういった内容でございますが、今後におきましては、当初予算の方でも計上させていただいておりますが、今の景気が今後どのような形で回復されるかということは私どもの方も少し予想ができてにくいところでございます。あまり期待が持てないところなのかなという気がしております。

以上です。

○高橋委員

そういうことなんだけれども、具体的な歳入は数字で出ているわけでしょう。例えば、利子割交付金というのは預金が減ったと。だから利息が減っ

た。したがって、今回900万円の交付金の減ということですね。合計5,000万円になったと、平成21年度決算見込みで。

ところが、平成22年度ではさらに減るという見通しですよ、4,500万円にね。この辺の数字的根拠をはっきりしてほしいなということを聞いておるわけ。

利子割交付金は700万円減ったんですか。合計2,000万円の歳入、平成21年度。平成22年度も歳入2,000万円と。利子割交付金は平成21年度決算見込みと平成22年度の当初予算はイコールだけでも、利子割交付金の方は、なお平成22年度当初減額と、こういうふうにみていらっしゃる根拠を聞いてるわけです。なかなか難しいだろうと思いますが、ひとえにだんだんと減というわけではないですよ。下げどまっておるものもあれば、なお下がるものもある。地方消費税は、なお下がると。平成21年度で6億円ですよ、決算見込みが。これがなお5億7,000万円に下がると、こういうことになって、自動車は頭打ちで1億円イコールと、こうなっておるので、これらの数字の根拠をもうちょっと明らかにしてほしいなということです。

○総務課長

私どもの方が今、地方財政計画等に基づきまして算定した中で、このような数字というふうにさせていただいておりますが、まず、交付の基礎となる額の方でございます。平成21年の見込みが今のところ51億4,400万円から平成22年の見込みが47億1,200万円と、前年度比8.4%三角という形で全体に交付される額がそのような見込みがあるというところで、うちの方で試算をいたしますと、その金額を前年度比三角の8.4%という形での見込みを算定いたしますと、三角の8.3%なものですから、その減額分をもとに算出いたしましたところ、これが実は、今回の補正後の額が5,000万円となっております。この5,000万円に三角8.4%を掛け合わせまして4,500万円という形でさせていただいております。

それ以外もすべて同じような形で説明を申し上げますればよろしいでしょうか。

○高橋委員

利子割交付金は4,500万円、500万円減ってるんだけど、配当割交付金はイコールになっておるわけでしょう、決算見込みと来年の当初予算額が2,000万円です。自動車交付税の取得交付金も1億円でイコールになってますがね。だから、ひとえに減っておるわけじゃないんだわね。だから減っているものもあれば、横ばいのものもあるわけだから、そこはどういうふうにごらんになっているかということも簡潔に言ってもらえればよろしいですよ。

○総務課長

配当割交付金につきましては、一応交付の基礎となります額の方が、今うちの方でつかんでおる数字が平成21年度見込みが24億1,800万円、平成22年度見込みが24億5,000万円という形で、これにつきましては1.3%の増というような形で見込んでおりましたので、今回平成22年度の当初予算につきましては、3月補正後の金額2,000万円という形でさせていただいております。

以下、株式等譲渡所得割の交付金につきましても、これは基礎となる額が平成21年度見込みと平成22年度見込みの額が同額の11億9,800万円ということで増減なしという見込みというところから、前年度と同額とさせていただいております。

続いて、地方消費税交付金でございます。地方消費税につきましては、平成21年度の見込みが779億200万円、そこから平成22年度の見込みが741億2,800万円、前年度比三角の4.9%ということで、こちらにつきましては、平成21年度の額から三角の4.9を掛け合わせたものの予算とさせていただいております。

それから、自動車取得税交付金につきましては、平成21年の見込みが139億1,900万円、平成22年の見込みといたしまして136億100万円、前年度比三角の3.3%ということで、平成21年度の予算に対し三角分を参考に算出させていただいて1,000万円の減額という形になっております。

以上です。

○高橋委員

細かいことをここで分析的にいてもなかなか将来のことですからうまくいきませんが、例えば、自動車取得税交付金は平成21年度決算見込みは1億円じゃないですか。平成22年度当初予算も1億円、3.3%の減というお話ではなかったでしょうか。ちょっとこの辺がつつまが合わないような気がいたします。

地方特例交付金は、そういう中で3,079万5,000円増額補正になっていますが、この理由お示しくください。

○総務課長

地方特例交付金につきましては、ちょうど児童手当特例交付金、これにつきましては、児童手当の制度改正に要する費用のうち、市町村分に相当する額を各市町村に児童手当対象児童の数で案分されたものとなっております。その額が当初は3,000万円を予定しておったものが3,644万3,000円となりました。

続いてもう一つが、住宅借入金等特例控除分、こちらについては住宅借入金等の特別税額控除によります減収、そちらの方で減収に伴い交付金が増額になるというものでございますが、そちらが当初予定しておった額が3,000万円だったものが3,673万2,000円、もう一つが、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税の交付金の減収に伴い交付されるものでございますが、そちらが当初は2,000万円だったものが3,762万円とそれぞれの総額があったということになっております。

○高橋委員

特別交付金519万9,000円、決算見込み3,519万9,000円、この補正の内容を御説明ください。

○総務課長

こちらにつきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんする減税補填特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことによります経過措置として平成21年度まで交付されるものでございます。

そちらの方が、今こちらの方に計上させていただきますものなんですが、算定の結果、交付額が当初交付見込み額よりも増となったという形での増額

ということになっております。

以上です。

○高橋委員

地方特例交付金あるいは特別交付金、これはちょっと性格が違うのでおときますけども、あと、今補正で減額になっている利子割交付金、配当割交付金等々ですね、さっき申し上げたように、税ではないけれども国民のパワーといいますか、資金の大きさといいますかね、景気の動向といいますか、ということをおぼろげに一つの歳入として地味ではありますが、大変重要な歳入だということですから、今後もこれらの動向を正確につかんでいただいて当初予算等に反映していただくということが極めて重要だということをおぼろげに申し上げておきたいと思っております。

それで、歳出についてですが、先ほど嶋崎委員のお尋ねで、ごみの処理費の問題が出ましたね。79ページ、東小学校で、中学校もあるんですが、これ答弁では、従来では1社随契だったと、さっきの話じゃありませんけど、知立衛生社に今までは1社随契でお願いしていたものを平成21年度では予算計上後、競争入札に付したと、こういう内容でした。何社の入札で、どういう企業が入って入札をされたのでしょうか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時54分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時03分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

どうも失礼いたしました。

先ほど20社の許可業者というお話をしました。

19社の誤りでありました。訂正をお願いしたいと思っております。

その中で、市の方へ登録されてる業者が6社ということで、その6社の中で金額の基準でいきまして5社指名競争入札ということで行いました。

以上であります。

○高橋委員

そうしたら、585万円の当初予算を計上してみえた小学校が240万円で落札したと。300万円の当初予算だと中学校が143万円で契約できた。半分以下になったということですね。これは1社随契から5社の競争入札によってそういう変化が起きたと、こういう理解でいいですか。

○教育庶務課長

はい、そのとおりであります。

○高橋委員

そうすると、ごみ運搬委託料という余り目立たない仕事ではあるけれども、それが小学校7校、中学校3校という施設としては一番大きい施設かもしれないんですが、予定の半額になったと、これは大変経費節減では貢献をされているというぐあいに思うんですが、なぜ今まで1社随契だったのか、あるいは教育関係の他の施設においても同様の措置をされたのかどうか、このあたりどうでしょうか。

○教育庶務課長

他の課の施設についてはちょっとわかりかねますが、教育委員会としては、このごみ処理については市内の1社随契で妥当であるというふうに思っております。

ただ、平成21年度にいろいろ環境課、それから指名審の中でも可燃ごみについては許可業者でできるじゃないかというお話をいただきまして、再考いたしまして指名競争入札とさせていただいた次第であります。

○高橋委員

どこに落札したのでしょうか、小・中。ちょっと紹介してもらえませんか。

○教育庶務課長

落札者は知立衛生であります。小学校、中学校

とも同じであります。

○高橋委員

従来も知立衛生ということだったんですか。

○教育庶務課長

はい、そのとおりであります。1社随契でありましたので。

○高橋委員

今までは1社随契でこれが適正だと、こうやってやってみえたわけですが、今度は、さあどうだといって5社がそらい踏みして札を入れたら半分になっちゃったと。これ、知立衛生社の意欲で利益を度外視したのかね、あるいは今までが高値安定だったのかよくわかりませんが、しかし、一つ言えることは、自由な競争に付して契約をするというね、その自由な競争にそぐわない契約もあるでしょうけども、そういうもの以外は自由な競争に付してやるということが求められると思うんですが、これは安ければ安いほど落札するという仕組みでしょうか。ごみを搬送するという業務なので請負とは違うんですが、このあたり、安ければ安いところと契約できると、こういう入札のシステムだという理解でいいですか。

○教育庶務課長

委託業務につきましては、物品扱いということで最低制限がないと思っておりますので、結果としては、質問者のおっしゃるとおりであります。

○高橋委員

そうしますと、これは庶務課長にお伺いした方がいいですが、他の保育所、11保育所ありますね。予算は所管外ですけども、あるいは他の公共施設あるんですが、これはどうされておるんですか。1社随契で、教育委員会の学校は今回5社入れたんですが、ほかの施設はどうなってるんでしょうか。

○総務課長

すぐに調べさせていただきます。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時12分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

大変失礼いたしました。

保育園につきましては、1社随契でやっております。契約相手の方はシルバー人材センターとなっております。

また、本庁にも可燃ごみがございます。そちらにつきましても50万円以下ということで、1社随契、これは知立衛生と1社随契をさせていただいております。

以上です。

○スポーツ課長

福祉体育館でございます。1社随契で可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬を知立衛生の方でお願いをしております。

○生涯学習課長

図書館と歴史民俗資料館でございますけども、体育館と同じ可燃物、不燃物、資源ごみ、1社随契で知立衛生にやっていただいております。

それと、猿渡公民館と知立文化広場でございますけども、これは管理の業者、全体の施設管理の中でやっておりますので、その業者が全部持つて行っております。

以上です。

○高橋委員

すべての施設で5社でやったらいいのかどうかね、これは量や金額にもよりますので単純ではないと思いますが、教育委員会等の学校でこれをやったと。900万円の予算に対して500万円が減額になったということですよ。平たくいうと半分以下になったと。これはこれで一つ教訓として機械的に当てはめる必要はないけれども、教訓として競争入札に付せる施設はどこが適正なのか、どの程度の業者数で入札をするのがいいのか、これらを含めてひとつ応用問題で拡大することが必要じゃないでしょうか。庶務課長、どうですか。

○総務課長

委員のおっしゃるとおりかと思えます。小学校、中学校でそのような実績が出ておるということに

関しましては、非常に参考になると思います。

今後、一度検討をしていきたいと思います。

○高橋委員

これは教育委員会が思いつかれたんですか。教育委員会の所管でも他のところは1社随契は相変わらずやってみえるわけでしょう。7校、3校については、これはここだけです、競争入札をしているのは。ごみの処理の問題で。

これは教育委員会の庶務課が独自の発想で他の部局の整合性なしにぐっと突っ込んだと、こういう理解でいいですか。

○教育部長

今回のごみの入札につきましては、ちょっとさかのぼった話から入るわけなんですけども、私が総務部長で総務におりましたときに、こういったごみについての収集の委託料についてを競争入札にということで話をしていたのが最初なんですけど、ところが保育園は当時は路線収集で袋出しをしております、ところが、それは事業系ごみだからそれはいけないよという環境課の指導のもとで、それならばということで当初はこういった昔の学校と同じように1社随契という形も実は環境課におけるごみの指導行政の中で、少しずつ市の方でそういう形にきちっと振り分けていくという中身が実は中でも検討されまして、だんだん大きいものはこうやって一般競争入札、今、うちの所管であるのは当初予算見ていただきますと十何万とかその程度の施設ですけど、学校とか保育園になりますと、特に学校は一体になりますので、大きなものになりまして、こういったものについて、この年度から指名競争入札にしていくということで環境課の方にも話ができて行っていくと。

したがって、今後はそういった競争性をきちっと担保できるものは、こういった形での入札に切りかえていくと、こういう形でございます。

○総務課長

教育部長がお話されたとおり、市全体としても今後の執行から検討を図っていきたいと思います。

○高橋委員

ほんの少ない予算ならともかくね、一般的にそ

こそこの予算計上をごみ収集で行っているということであれば、それは競争性を担保するという入札に変えた方が客観的に明確だし、ベターだというふうに思います。

ぜひ来年度、平成22年度4月以降の当然対応になると思うんですが、その措置を今、答弁いただきましたので、ぜひお願いしたいというふうに申し上げておきます。

それから、さっきこれも嶋崎委員が最初にお触れになったんですが、市史編纂ね、いろいろ言われたけども、細かいことは私はようわからんもんで、組織を6部会つくったとかね、なかなかよくわからんけども、要するに、準備不足で予算が執行できなかったと、こういうことのように聞こえてくるんですよ。その根本的な原因は、なぜそうなったのか、ここが一番問題ですよ。6グループに分けて編集委員がなかなか選任できなかったとかいろいろ、る言われるけども、何でそういう辞退になってしまったのかということが一番問題。なぜこの予算が執行できなかったのかということを担当課長としてどのように深めてみえるんですか。

○生涯学習課長

確かに準備不足というのが一番私、問題だというふうに思ってます。

当時私はこちらに来たときに兼務でこの事業を進めていくという中身になりましたものですから、担当者も兼務というような中身でございました。その中の体制がもう少ししっかりしておればよかったかなと今、思っております。

○高橋委員

以前、象徴的な議論があって、その市史編纂の部屋をどこにするかという歴史的な有名な議論があったじゃないですか。図書館の展示室だと。玄関入って右側のね。いやいや、あんなところで使ってもらっちゃ困るじゃないかといって最終的には2階へ追われていったという経過が、追われていったといたら語弊があるけど、2階の館長の隣にちょっと空いとるあそこへ移動されましたよね。そういう議論は今でも私、覚えてますよ。当

時あなたが課長じゃなかったけど。私は、その関係者の意見も求めました。個別にはどうですかと。どこで市史編纂するのがいいですかと。あるいはあそこの玄関入口の展示場というのはどれぐらいの活用があるんですかということも聞いて議論したことがあるんですが、あの議論がああいう形で議会でもあって、あのときはちょっと後手だったわね、大体。どこを事務室にするかということが軸がぶれとったわけなもんで。最初は展示室だといっておったやつが議会の論戦で、いやいやといって2階へ追われていっちゃったわけだわね。そのあたりからこの事業に対して当局の軸足がどうも決まっていなかったなというのを今、答弁聞きながら私、思ったんですが、準備不足だとおっしゃるけども、それは所管がおれのところの仕事だということの自覚が遅かったのか、それはどこの所管でやるにしても諸準備、予算をつける前の裏づけの計画でなものが不十分だったのか、そのあたりはどういうふうに自己分析というか、総括されておるんですか。

○生涯学習課長

当時、庁内の中で協議が市史編纂についてどんな形でやっていくかという議論をされたと思っております。

それで、その中で、所管は生涯学習課という位置づけはされました。その中で、事務局の中で新たな人が張りついておるのかということ、そのまま私どもが兼務という形でスタートが始まりましたものですから、初年度、2年度はどんな形でいくかというのはまだちょっとわからないような状況も多分あったと思います。それで多分こうして人が、先生が見つかり、その下につくまた編集委員が見つかり、いろいろと事務連絡、パソコンやメール等がふえてくれば職員とかそういった人員的なものが今後ふえていくだろうというふうには思っておりますけども、当初からどのぐらいの体制がいいかというのは各市のやつを見ながら、まずはこの人数で進めていこうというふうで決まったというふうに思っております。

○高橋委員

市史編纂という仕事はね、それは直接課長は中へ乗り込んでいって編纂作業をするわけではないわけでしょう。あるいは係長がやるわけじゃない。そういう土俵を事務方としてどうつくるかと。つまり、どういう人がどこへ専門家としてどの程度座ってね、どういうアプローチで研究していけば一定の時間でどこまで何が進んでいくのかという、直接自分は手を出さんけども、その土俵づくりが一番の大事な問題点だと思うんですね。

土俵づくりが、いわば失敗したと、平成21年度は。だからなかなか編集委員が決まらんかったりして苦勞されとる結果がこの補正予算にも出ておるわけけども、例えば市史編纂嘱託員は、今回補正で2名が1名になりましたね。来年の当初予算もそのまま1名のままじゃないですか。2名にふえる計画になってないじゃないですか。そんなことでいいですか。

○生涯学習課長

確かに言われるとおり、当初は平成21年2名で出しましたけども、平成22年度は1名にしております。

これは、現在のところ予算やとる作業の中で、なかなか見つけようということで安城市、市史が終わりましたものですから、そういった方でやっていただける方がおるのかということと当たってみましたが、なかなかそういった方も豊田で市史やって、そちらの方へ行っちゃったとかいろいろ専門的な方がこの分野では必要なわけでございます。

そして今、当たったところでなかなか見つかりませんでしたけども、もしこの平成22年度でやとる途中で、大学の先生いろいろと私どもと話ができるようになりましたものですから、もしそうした中で、適任の人がおれば補正対応で予算化をしまして、嘱託員の方でもおれば、そういった方をお願いできるものならお願いしていきたいと。とりあえずは1名でまずは。またこのような結果になって2名やっていたら、また1名になっちゃたじゃないかということと言われるとまたいかんなどということで、見つかった時点で、何月からで

きるように予算化をしていきますからお願いしま
すというようなことはしていきたいなというふう
に思っています。

○高橋委員

現在でき上がっている市史、上、中、下とある
んだけどね、これは主に学校の先生方が相当深く
かかわって、皆さん退職された先生ばかりなんで
すが、個別に私お話ししたことがあるんですよ。
市史をつくってみえる中心的な校長先生であつた
り、あるいはそれに造詣の深い先生が入られて、
いろいろ苦勞されながら、ずっと積み木を上げる
ようにして積んでいかれた。

今度はちょっと手法が違うわけでしょう。そう
いう手法じゃなくて、専門家をもうちょっとスペ
シャリストを随所に配置しながら組み立てていく
というふうなやり方の方ですね。だから、その
その専門家がきちっと座っていただくとい
うことが担保できないと、それはもうさっぱりそ
こは空っぽになってしまうわけですよということ
が今の質疑でわかって、顧問の先生と相談してア
ドバイスをいただいてやったけども、時既に遅し
という趣旨の説明があつたけども、今のお話を聞
く限り、平成22年度でぐっと体制を含めて市史編
纂がいけるかどうかというちょっとイメージが私
わからないんだわね、今の答弁では。だから、そこ
ら辺がどうなのかということは予算計上されてお
るわけだから、これは平成22年度の予算審議でや
らないかんかもしれないけども、そこら辺が見えて
こないんだけど、いかがですか、そこは。

○生涯学習課長

2月に編集委員に集まっていたときに、
この先生方のところに執筆委員という方を今度張
りつけるわけでございますけども、私ども当初考
えておったのは、執筆委員もお一人でそれぞれ編
集委員と執筆委員お二人で進めていくことで予算
を計上しておったんですけども、各先生たちの御
意見を聞いておりますと、例えば、それぞれの部
会の中でも近在、近世とかいろいろと時代ごとに
専門のスペシャリストがおるといことがわかり
まして、2名から4名の執筆委員が必要だとい

ことがわかりましたものですから、今後こうい
った方々にも私たちが職員が今からこういった先生
たちを推薦いただきましたら、その方をお願いし
て知立市の市史をお手伝いしていただけるように
お願いしていこうというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

市史調査執筆委員報償費、増員せないかんとお
っしゃるけど、昨年当初予算とほとんど変わって
へんがね。283万5,000円。昨年当初は252万、こ
れで人がふえるんですか。

○生涯学習課長

この当初予算組むときに、私どもまたほんとに
どのような形で人がふえていくのかどうかとい
うのもわかりませんでしたので、今こういった編集
委員の方々にいろんな話を聞いて、またこれは補
正で対応できるものならば対応していきたいとい
うことで、当初は今年度並みの予算でまずはやっ
ていこうということであげさせていただいたとこ
ろでございます。

○高橋委員

教育長、ちょっとずぼらじゃないですか、これ
対応が。担当課長、汗かいて一生懸命答弁してみ
えるけど、ちょっとこれはトップのリーダーシ
ップ、この市史編纂を編纂する時期も含め、体制、
予算、これがちょっと枠づくりが不十分なまま、
何かふわっと立ってどしよっぱつに突き押しで土
俵終わっちゃったという感じがしますけども、教
育長、どうですかそこは。

○石原教育長

10年計画で実施計画を立てて進めているわけ
ありますけども、言われるとおりに出発ができて
おります。平成19年度のときに新行先生のところ
に自宅まで行きまして、実際どのような編成、知
立市としてはどうかと。それで、資料編とか教
誌があるので、そういう大ざっぱな話をしま
りました。そして、それぞれの専門の先生方の紹
介もさせていただきました。それで、平成20年度あ
たりはなかなか進んでいなかったのが現状であ
ります。さらにまた新行先生のおたくへお邪魔しま

して、さらに詳しい話をしてまいりました。

そして、第1回の編集委員会が開かれたのが、ことしの1月だったと思います。大学の先生方が平日は出て来れないので、休みの日に図書館で行いました。そのときに私も初めて編集委員の先生方にお会いしまして、1人1人お願いをしたわけです。その編集委員会の中で、とにかく今、高橋委員言われましたように、動き始めることが一番大切だと。土壌をつくって、とにかく動いていく、これまでが私たちの仕事であるということで、そのときに次に新しい年度になってから第2回をやるという話があったわけですが、やはり委員の方たちも、それは遅いぞということで2月にもまた行ったということでもあります。

言われましたように、大変出発が遅かったというようなことを思っておりますけれども、今それなりに動き始めたということで、今、編集計画というのができております。何冊かを一遍にそれは出版できませんので、この時期にこれこれ、このやつをしっかりと踏んでやってほしいということをお願いしました。

ただ、新行先生の話ですと、例年いろんなところやってるけども、大体2年ずつぐらいおくらせていくのが普通だぞと。だから10年であれだったら8年計画で進めなきゃあかんぞと言われましたけれども、いや、知立市は10年計画でその計画どおりにその年、年に出す本、これを計画的に実施していきたいと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

知立市は歴史と文化という点ではね、胸を張って大いに先人の営みを学んでいくと。非常にふさわしい価値のある歴史を持っていると思うんですよ。だから、そこを検証し、掘り下げ、そして未来へつなげていくという市史編纂の仕事は非常に重要な仕事だというふうに思うわけですが、それが平成21年度のようなことではね、やっぱり大変申しわけないというふうに思うんですが、平成22年度予算執行出ておりますが、そこは間違いなく平成21年度の轍を踏まずに対応できるという胸を張って答弁いただけますか。

○教育部長

大変申しわけありませんでした。

平成21年度につきましては、ほんとに土俵で言えばそういうことですが、800メートルのリレーで言えば、まだコースがきちっとできてなかったと。ようやくメンバーがそろってバトンが回るというところにきました。

今からは、まだまだ先ほど課長が申しました協力員と執筆者、その人間が、おのおの6コースの教授からきちっと示唆されていくということが前提になります。

したがって、当初予算につきましては、10月の段階ではフルの12カ月を予算で考えておりましたが、多少1月、そして2月、新年度は4月の当初に委員会が開かれますので、こらで1人1人入選が見つかっていくという中身になりますので、10カ月ほどの予算で当初予算を組んでおります。

したがって、何とかそれぐらいはクリアできるように私もきちっと努力をしていきたいと思っております。もし場合によっては補正ももちろん増額になるかも知れませんが、そういった方向性が打ち出せれば、なお私としてはよかったなという気持ちで頑張っていきます。

○高橋委員

同じ轍を踏まないように、コースが決まっておらんかったと。もちろんバトンもあらへんと、こういうようなスタートで1年間、答弁のような実態でした。平成22年度はそれを繰り返さないように、ぜひきちっと対応していただきたい。またその都度、議論の方を進めていきたいと思っております。

もう一つ、埋蔵文化財発掘事業499万1,000円の減額、この点御説明ください。

○生涯学習課長

今年度の埋蔵文化財発掘事業につきましては、八橋登城跡周辺の発掘調査事業として予算を計上させていただきました。

場所につきましては、八橋の葦香城跡公園の西側にあります八橋城下65の1、65地内の600平方メートルでございます。

予算につきましては、発掘するための作業の準備、ラジコンを使つての航空測量費、畑の終わっております樹木の伐採費用、それと発掘に伴います機材の借り上げなど主なものでございまして、当初は710万ほどあげさせていただきました。

ここの八橋の地区なんですけども、お城につきましては歴史的な文献や見取図がなくて、築城の時期とか、城主、城の規模については非常に不明な点が多く、わからないような古城跡でございます。

平成7年に大手の住宅会社から八橋城下と古城付近一帯の開発の計画がありましたので、そこは発掘調査を実施しました。そのときには戦国時代を主体とする遺構が遺物が確認されております。

それで平成18年におきまして、平成19年度から平成21年の3カ年計画で実施計画をかけまして、約1,850平方メートルの発掘調査を実施計画にあげました。平成19年度と平成20年度は、その土地所有者の方とは承諾が得ておりましたので実施することができました。それで、平成21年度に予算を計上するときは、もう一つ該当する今回の調査区域でございますけども、発掘をしていきたいというお話をしておりましたけども、正式な合意までは至っておりませんでした。

それで市の担当者といましては、昨年の6月から10月にかけて調査ができるように土地所有者の方と合意の準備を進めておりましたけども、最終的に合意が得られないまま時間だけが過ぎていってしまったということでございます。

合意できなかった理由ですけども、当時会社の寮を建設していこうという考えがありましたけども、費用がたくさんかかるだろうと。それからリーマンショックでトヨタ自動車の不況などがあって、開発に前向きになれなかったのではないかと。

それと、もう一つが、発掘調査を実施するときに樹木を伐採しなければならない。それで畑も以前のままといふわけにはいかなくなってしまうという思いと、その方が生活の一部であります畑の仕事が今の状態のまま続けていきたいというようなお気持ちがございます、私どもとちょっと合

意ができなかったということもありました。

それで、昨年からそんなことがありまして、もし本人の心変わりもあればなということで考えておったんですけども、ことしの1月になりまして本人にお電話したんですけど、最終的にはこちらにこなくてもいいよというような話になりましたものですから、結果的には承諾は得られないということで今回3月補正をさせていただいたということの結果でございます。

以上です。

○高橋委員

来年発掘するんですか。

○生涯学習課長

発掘は、今の状態ですと、まだ本人もまたやりますよというようなことをいただいておりますので、とりあえずこのままの状態置いておくという形になります。

○高橋委員

3カ年計画で平成19年、平成20年と調査をしたと。ところが、平成21年度最終年度が開発そのものがちょっとストップしたということも含めて、地主の了解が得られずに掘り返せんかったと。来年も掘り返す予算にはしてないと、こういうことですね。

私、荒新切を前、提案しましたよ。いやいや、待っててくれと。登城はもうすぐだといって激励もいただいて、こちらがそうかいと、頼むぜと、こういう話だけど、ここでつまづいて歴史的な遺跡が発掘されずにいると。どうも市史編纂といい、埋蔵文化財の発掘作業といいね、どうも後手後手ではないのかと、市教委の対応が。そんな昔の古いことなんかどちらでもいいということであれば、これはまたはなから論戦をせないかんと思うんですけども、その辺がしみじみ二つの減額補正の実態で如実になったといわれても過言ではない実態じゃないかと思うんですが、そこら辺どうですか。どんな感想をお持ちなんですか。

○教育部長

まことに申しわけなく思っております。

市史編纂は先ほどのくだりでお話させていただ

きましたが、この発掘につきましても、私もしっかり担当のものを1年を通じて管理していなかったという部分で、私の管理者としての責任を問われているところがございますが、しっかりまず聞いてみましたら、実は、さっき課長が申しましたように、当初は6月から10月で発掘したいということで相手方にお話もして、その筋で進めておったようなんですが、不景気によって会社の寮をつくることを断念されたという中身で、そこからなかなか地権者もその道に進むということはできなくなったということでもございました。

荒新切の御指摘の部分につきまして、これはその両方等を含めまして、平成22年の予算の中では、まず八橋につきましても平成16年から発掘しておるものもございます。そういったものをきちっとデータベース化をして、きちっとそれが報告書になるようにまとめていくと。

それから、もう一つ、あちらの荒新切の方も発掘したのに対して、これらがきちっと整理をされるということと同時に、今回内部でありますけれども、今後の発掘のきちっとした整備計画、これもつくっていくということで、そういった方向性でまずは過去のをまとめ上げていくと同時に、未来に向けての整備計画を平成22年中にはつくっていくと。あわせて、この学芸員をこれだけではなくして市史の方も加わっていただくという中身で、この6部会にフォローをしていただくメンバーとしては活躍していただくこととなりますので、そこら辺の事業の割合と仕分けをきちっとして仕事は進めていきたいと思っております。

○高橋委員

学芸員もなかなかお忙しいというような今のお話ですが、平成22年度の予算でね、平成21年度は今言われたとおりですけど、平成22年度予算で印刷製本機101万5,000円、これは埋蔵文化財発掘事業の予算内容として、この印刷製本費で今言われた八橋の3カ年計画の2年を含め、過去のこのデータも含めてここで印刷製本費で製本していくということなんですか。

埋蔵文化財の発掘そのものは臨時職員の賃金

208万その他ありますけども、発掘機材借上料17万とあるんですが、ここはどこを発掘するんですか、平成22年度は。

○生涯学習課長

平成22年度の当初予算にあげさせていただきました埋蔵文化財発掘事業の中の印刷製本でございますが、これは昨年の12月議会で言われました荒新切の発掘しました資料等ができて上がっておりますものですから、これについての報告書をつくっていきたいというふうに考えております。

それと、臨時職員の賃金でございますけども、現在も出土品が出ておりますので、その方たち通常毎年出土品の整理をしていただいております方々の臨時職員、そして万一開発計画の中で埋蔵文化財がある場所が開発になりますと、そこを開発する前に発掘をして、どんなもんが出てくるかというようなことをやらなければならないという作業がありますので、そういった方々の臨時職員も少し入っております。それとそういった発掘機材等の借り上げもそこに万一開発のときにそういった埋蔵文化財が出るような場所ですと、そこでいろんな作業をしなければなりませんので、そういったものがあげてあります。

以上です。

○高橋委員

平成21年度八橋古城跡の発掘は、さっき答弁があったように、一時これで地主の了解が得られないので、一遍ここでピリオドを打つと、とりあえず。平成22年はもうやらないと、八橋はね。

今のお話ですと、平成22年度の印刷製本費で荒新切の報告書、まだ荒新切、全部掘ってないです。掘ってないけども、今まで何平方メートルでしたかね、掘った分をとりあえず印刷して資料としてまとめていくんだけど、新たに掘るところはまだ決めてない。もし開発申請が出て、そこに遺跡がありそうなら掘るけども、そうじゃなかったら基金も含めてやりません。人件費は今もう既に取り出したものの管理上必要な人件費として臨時職員を賃金を上げた。荒新切は残ったやつは、いつ掘らせるの。まだどえらい残っておるじゃな

いですか、3,000平方メートル。

○生涯学習課長

昨年の委員の言われた中で、整備計画つくって委員会立ち上げてという話がありましたものから、その中で話が決まり次第、どこを掘っていくかということは決めていきたいと。

今、早急にその荒新切を発掘するという予定は今のところありません。

○高橋委員

そうすると今後の埋蔵文化財発掘計画を平成22年度でつくると、こういうことですか。さっきそんなようなことをおっしゃったんじゃないんですか。平成22年度は、何がどこまで到達するんですか。

○生涯学習課長

平成22年度は、荒新切につきましては、この調査報告書をつくります。そして平成22年度、もしくは平成23年度になるかもしれませんが、整備計画等作成しまして、そのあと委員会を立ち上げてどんな形にしていくかというのは進めていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

整備計画を作成するというのには別に予算計上は要らないんですか。埋蔵文化財の発掘計画ということで、整備計画というのは、つくるのは、平成22年度か平成23年度だと、こういうふうにアバウトでおっしゃるけども、平成22年度にはその予算は計上されていないんですか、されているんですか。その計画つくるのには、どの程度の予算が要るんですか。

○生涯学習課長

この整備計画についての予算はあげてありません。どのぐらいの予算になるかというのもまだ具体的にはお示しすることはちょっとできません。

○高橋委員

そうすると、平成22年度は計画が立たんということじゃないですか。平成22年度も含めてとおっしゃるけど、予算化されてなきや計画は立たん。もちろん学芸員を中心に市のスタッフで計画ができるというんなら別に現計予算でできるんだけど

も、発掘計画、整備計画をつくるということ自身も外部の専門家に委託せないかんわけですか。どれぐらいお金かかるものなの、それは。平成22年度では計上しなければ平成22年度つくらんということでしょう。いつつくるんですか。

○生涯学習課長

確かに委員の言われるとおり、外部でやらなければ中だけでは絶対にできないなというふうには私も思っております。

今、平成22年度からという自分の期待を込めてやったんですけども、今、平成23年度以降になるのかなというふうに思っております。早くやればこちらのいろんな調査報告書等もつくっていくことも学芸員の方がおりますもので、それとあわせてやれますけども、今の状態ですとなかなかいろんな作業が入っておりますので、平成23年度からというふうには今、私の気持ちでは思っております。

○高橋委員

それは心もとない。学芸員お一人でね、知立の市史編纂もやれ、発掘計画も立てよ、あるいは荒新切の間掘った何平方メートルか知らん、590平方メートルか何かのやつと報告書もつくれ。これはちょっとそういうやり方とるもんで減額になったんだわ、今年度。どうもその轍を踏まれるような感じがしてならないんですよ。

それも今後の整備計画もね、課長のお気持ちはよくわかる。何とか早くやりたいと。埋蔵文化財も知立にとっては大事な資産ですからね、これをきちっとやっていきたいという気持ちはよくわかる。答弁は平成22年度から平成23年度にかけてとおっしゃったけど、2年度には予算化されていないと。3年度以降だと、こういう話になってくるわけでしょう、さっきの答弁だと。

そうすると、一体どこに真相があつてね、具体的に進んでいく中身というのはどうなんだということはこちらが必ずしもわからんわけですよ。期待のお言葉の一言一言としては受けとめておきますけども、具体的にね、どれぐらいかかるんですか、整備計画つくるのに、お金は、期間は。

○生涯学習課長

まだそういった期間だとかお金だとか具体的に試算したことはございません。

○高橋委員

教育部長、心もとないがね、こんなん。ずくずくのまま信用せよと言っておるの。もうちょっと具体的な中身が整ってこないとね、大ざっぱにいいぞいいぞとっておるだけではあかんがね。荒新切はとりあえず来年度調査結果をまとめていただければ、まだそれは掘らないかんわけなもんで。せっかく買ったやつを。だから、それはいつごろ全体の整備計画を立て、具体的に再発掘が始まるのはいつごろになるのか、どれぐらいで発掘が済むのか、どうなのかと、こういう点でもう少し体系的な前向きなアプローチと計画がないと、これはちょっとまずいじゃないですか。我が先人の歩みをあまり軽く見ない方がいいというぐあいに思うんですが、その辺を含めて、再答弁を求めます。

○教育部長

あまり弁明をするわけじゃないですけども、なかなか市史は準備不足があったということはこれは反省しておりますが、この発掘も八橋の例であるように、あそこは一応他の所有者ということで、そこをクリアしていくことがあります。

したがって、あと発掘する場所は600平方メートル残っておりますけれども、こちらはやっぱり3,000平方メートルございまして、見晴らしのいい大変いいところになっております。

これはきちっとしたものの整備計画をつくっていくということは、それはつくっていくことになるんですけども、まずは学芸員として、この地区のその3,000平方メートル、私も見に行きましたけど、そここの部分でポイントはもう既に一応当たっておりますので、そこを踏まえて学芸員なりの考え方と計画、それを平成22年度中には考えられないかということは話をしました。学芸員は、私にいわく、わかりましたということをおっしゃるので、自主的な立派な冊子という形での構想図ということは多少それを受けてからということになるかもしれませんが、アウトラインでの考

え方というのは平成22年で出していく予定を私は担当者との話では認識しております。

以上であります。

○高橋委員

そうすると、整備計画の学芸員の試案を一遍求めていると。それは別に学芸員が頭を使って出すのは予算要りませんから、その上に立って、課長が言うように外部に委託するということですか。ちょっと手のひらに乗らないんですよ、皆さんの議論が。部長と課長の言ってることは違うんじゃないですか。整備計画をつくるのに、そんなにどえらいほど銭が要るんですか。だって登城の600と荒新切の。登城は個人の持ち物なもんですから、開発が始まるのにあわせて掘らんとまずいわね。荒新切は既に市が取得しておるわけだから、一部既に発掘が済んでおるわけだから残りをどうするのかと。何年ぐらいで完了するのかというプログラムをつくるということは、外部の専門家に頼んでそんなおうぎょうにやらんとできないものかどうか私よくわからんけども、どんな御所見ですか。ちょっと言ってみえることがちがえへんかしらと思って。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時05分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長

先ほど平成23年度から委員会を立ち上げるといようなお話をさせていただきましたけども、12月議会のときにも私どもの部長が答弁しておりますように、平成22年度の中に整備委員会、文化財保護委員、そして私ども生涯学習課の学芸員等で整備委員会を設けまして、その中で、整備計画を詰めていきたいと。それで、それを平成22年から平成23年にかかるかもしれないということでやっておりましたけども、そして、それができたら次は実施計画に向かっていきたいというふうに思っ

ております。

以上です。

○高橋委員

ちょっといまはまだはっきりしませんが、一応内部の学芸員を軸にね、知立市内の識者にも入ってもらって、埋蔵文化財の整備計画を立ち上げていくと、検討をつくっていくと。平成23年にずれ込むかもしれんけども、とりあえず事前でそういう計画をつくり、そして具体的に実施計画をその後につくっていくと、そういう方向で進みたいという向きの流れが出てきたということは、一応確認をしておきたいと思います。ぜひそういう方向に沿って対応していただきたい。

くどいようですが、埋蔵文化財や、あるいは市史編纂という直接お金にはならんけれども、知立の歴史をしっかりと市教委がはぐくみ、大事にしながらこれを生かすというここにぜひ力を入れていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つ聞かせていただきたいんですが、図書館の管理運営費、85ページに細かい話で恐縮ですが、施設管理協会の委託料が7万円減額になっておりますが、この理由をお示してください。

○生涯学習課長

ここに施設管理協会の方の事務費ということで当初予算にはあげてありましたけども、この事務費が6%から2%に下がったということで、今回7万円の減額をさせていただいております。

○高橋委員

図書館の施設管理協会の職員を派遣していただいておりますか。何名派遣されていただいたんですか。

○生涯学習課長

現在1名の方が施設管理協会から派遣していただいております。

○高橋委員

平成22年度は施設管理協会の委託料が計上されていないと理解しているんですが、それはなぜですか。

○生涯学習課長

施設管理協会の方の業務が図書館だより等が入ってございました。やっぱり施設管理協会の業務というのは、受付業務だったり、歴史民俗資料館にて資料の収集というような中身の業務ですので、やはりこの施設管理協会の方で委託料を組むというのは違うのではないかという私の考えもありましたものですから、今後その方の委託料は減額して、現地職員で賃金でそういった直接指示ができるような形で図書館だよりをつくっていききたいというふうに思っております。

○高橋委員

約170万円ほどの人件費が支出されているんですよ、平成21年度170万弱ね、事務費を除くと。

これが図書館だよりを発行する任務を負っていたと。図書館だよりというのは、施設管理協会に委任するような業務ではないと。むしろ自前で直営でやるべき性格であって、施設管理協会の今答弁あったように、職員たるものの任務を精査したところ、来年度は施設管理協会の職員を派遣していただくに値せずと。

したがって、委託料をゼロにして、自前で直営でやるんだと、こういうことですか。直営でやるためには、どこか予算増額、臨時職員の人件費は増額されているんですか。ちょっと具体的にお示してください、来年度の予算要求。

○生涯学習課長

当初予算の方にも入っていますけども、当初予算では図書館費の中の臨時職員1,050万6,000円です。昨年に比べまして139万1,000円の増額となっております。

○高橋委員

施設管理費に委託するよりは少しもっと安く1名増員できると、直営でやればねという意味合いの補正予算だと。その臨時職員が図書館だよりを発行されるんですか、来年は。

いろいろ意見出たんですが、図書館の英知を集める図書館だよりを一遍つくったらどうですか。今まで施設管理協会の一セクションを施設管理協会にお任せして図書館だよりをつくれと。昔は学校の校長先生の後の方がずっとやってみえたとい

うふうに私は理解しておるんだけど、図書館の英知を集めような図書館だよりを、あれっと思うような図書館だよりを一遍出されたらどうですか、これを契機に来年度は。どんな御所見ですか。

○生涯学習課長

レイアウトも含めて各市の図書館だよりも見ておりますものですから、そういったのを参考にしつつつっていききたいというふうに思ってます。

○高橋委員

ぜひ要望しておきたいと思います。

もう一つ聞かせていただきたいんですが、要保護、準要保護の関連予算81ページ小学校、83ページ中学校それぞれ減額の補正予算が載っておりますが、その理由を御説明ください。

○学校教育課長

それでは、81ページの方が小学校になるかと思えます。108万8,000円の減額となっております。こちらにつきましては、当初予算では1,287万4,000円ということで予算を計上しました。それで、この段階になりまして支払見込み額がもちろん1,178万5,000円というようなことで、児童数等が当初想定した数よりも少なくなっているということでもあります。中学校の方も同じ状況であります。

以上です。

○高橋委員

対象の子供が減ったから減額になったと、そういうことでしょう。

ただ私、ちょっと解せないのは、午前中の議論もありましたが、生活保護の対象市民が大幅にふえましてね、ケースワーカーを3人から5人にするというわけですよ。生活保護の世帯数並びに被保護人員というのを私、担当からいただいているんですが、平成22年1月末、つまり、ことしの1月末、これが一番新しい資料としていただいておりますが、生活保護の世帯数が367世帯で対象人員が538、1年前の同様の指標でいうと、170世帯の222人ということになってます。つまり、世帯で2.15倍、人で2.42倍と。つまり、生活保護世帯は派遣切り以来がっつとふえて、この1年の1月

末を基点にする1年でも2倍以上、2.5倍ぐらいにふえていると、生活保護世帯が。その要保護、準要保護の子供たちが、全部生活保護に吸収されたんだと。今言ったような数字で。だから学校に所在する当該予算、要保護、準要保護の子供が減ったんだということではないと思うんです。実際に学齢の子供を持ってみえる生活保護世帯というのは、ここに若干あるんですが、そんなに著しくふえてない。その他の世帯、母子、障がい者の世帯というのは、ほとんどふえてません。ふえてはいるんだけど、ふえ方がその他とは違うんです。

ということは、学校教育課長ね、準要保護のすそ野も広がっていると、今の経済事情からいくとね。生活保護のセーフティネットも広がった。それは準要保護を受ける対象者のすそ野も広がっているというふうに理解をしますが、なぜ子供が減ってしまうんですか、対象者が。だから補正で減額するということなんですか、なぜ減るんですか。

○学校教育課長

当初予算の見込みの数は、昨年度の状況を見ながら、このくらいにふえるだろうという予測を立てて予算を計上いたします。そこまでふえなかったということでもあります。

○高橋委員

そうおっしゃるけども、来年度予算はことしの決算見込みより減ってますよ。来年の準要保護の予算は小・中ともにことしの決算見込みより減ってるじゃないですか。減ってないですか、ふえておるんですか。

○学校教育課長

今年度決算の見込みよりもふえておると思うんですが。具体的にどこかというと。

○高橋委員

昨年の当初予算よりは減ってますよ。今年度の決算見込みよりふえているかどうかについては微妙なところですね、これ。若干ふえてるかね。だけど昨年の当初予算よりは減ってる。

私ね、何が言いたいかということ、準要保護の手を差し伸べていかないかん人たちに手が差し伸べておられないんじゃないか。つまり、漏れがある

んじゃないか。これは申請主義ですからね、申請しなければ対象になりません。生活保護ももちろんそうです。それは国民の権利意識も影響しますし、生活実態のひっ迫さにも影響するでしょう。あるいは行政側の働きですね、呼びかけ、システム、これによっても影響があります。

準要保護というのは、最終的に学校長の許可が要ると。学校長の印鑑が要するというふうに理解していますが、学校長の印鑑があれば受理されるというふうに理解していますが、いかがですか。

○学校教育課長

(1) から (16) ぐらいまで条件がありまして、その最後のところ、その他の条件というのか、そういうところでは学校長の意見、それから民生委員の意見も上げたら仰ぐということでもあります。ですが、学校長の印があれば、こちらとしては認める方向で考えております。

○高橋委員

学校長がオーケーといえね、この制度は認められるんですよ。

それで、どういう方が要保護、準要保護の対象になるかという、この知立市就学援助制度で明記されています。児童・生徒が学校において必要な学用品や学校給食及び就学などの経費を援助するものですということで、(1) から (12) まであるんです。例えば、生活保護法に基づき生活保護を受けている。市民税が非課税であること。あるいは市民税の減免を受けている。固定資産税の減免を受けていること。国民年金保険料の免除を受けている。国民健康保険の減免を受けている。保護者が児童扶養手当の支給を受けている。こういうところへ該当すれば、全部該当せんでもいいですよ。1つ該当すれば、これはオーケーなんです。これは公的な認定ですから、例えば、国民健康保険税の減免を受けているということを学校の先生が、A君受けてるねということがわかれば、校長が、受けてるということで判を押せばこれでいいんでしょう。民生委員に全部紹介する必要はないわけです。そういうことなんです。

ところが、要保護、準要保護の申請用紙には民

生委員の判をもらってくるような欄がつくってある、最初から。つまり、民生委員の判がないと、これはさっきそういう答弁されたけども、その書類として不備になると、こういうふうになっておるんじゃないですか、受付業務は。

○学校教育課長

委員のおっしゃるとおりの意見がありましたので、今回、平成22年度用の更新に際しましては、先ほどのように民生委員の印が必ずなければいけないということはないということはお話をさせていただきました。

○高橋委員

民生委員の委員を求めるフォームが最初から印刷されておるわけですね。ここがちょっと厄介なんです。

この市のホームページによれば、申請方法、この援助を希望される方は、市教育委員会学校教育課に備えてあります申請書を学校へ提出してくださいと書いてある。つまり、高橋憲二が受けようと思えば、備えてあるこの用紙を学校へ申請してくださいと書いてある。どういう方が対象になるかという、市民税が非課税であること。あるいは市民税の減免を受けていること。これは書類を持っていけばいいわけでしょう。児童扶養手当を受けている。私、児童扶養手当を受けているんですが、先生これをお願いしますといえね、これは客観的なデータがそろっておるわけですから、校長が、ごく実務的に印鑑を押して、その限りでは実務的に印鑑を押して、これは市教委へ来れば一件落着じゃないですか。

ところが、民生委員の印鑑を持って来いというフォームになっておるんですよ。だから、民生委員の印鑑がないと、これは認めてもらえないんじゃないかと。さっきの答弁のように、民生委員の印鑑がなくても当然この要綱に沿えば全く問題ない。客観的にそのことを証明する資料がありさえすれば全く問題ないと思うんですが、いいですね、それで。民生委員の印鑑要りませんよね。

○学校教育課長

必要になる場合は、特に一番最後のその他とい

うそういうところで、その前のところにつきましては全く必要はありません。

○高橋委員

要件の(12)生計中心者の死亡または長期療養及びその他理由で生活状態がよくないと。これを学校長に証明せよといっても、これは校長困りますよね。これは地域の民生委員です。地域の民生委員もここまで奥深くその家庭を見ていらっしゃるかどうかということになるとね、これは必ずしも疑問があるんだけど、そうやって地域の民生委員に高橋憲二なら高橋憲二が受けようとするものが行った場合に、そうですか、大変ですねといって、明らかに今の異なる人ならばいかんわけですが、そうでない多少のお話をしてね、実態が明らかになれば、それは民生委員、判を押せばいい。

何が言いたいかといいますとね、民生委員がことし改選されますが、きょう所管の担当者見えなくても、大幅な人員増にするというわけですよ。これは高齢者も多い、あるいはひとり暮らしも多い、いろんな介護度が進んでるということを含めて、民生委員も最近とても多忙でね、だから、いかにげんにやれという意味ではない。とても多忙なので、就学援助については(12)の認定を求めるときには民生委員のおたくへ行くことが必要だけでも、その他の(1)から(11)までは民生委員必要ないんですよ、全く。だけど、どんと大きく民生委員の印鑑がもらってこいといわんがばかりのスペース的にも、何か全部、民生委員が仕切ってみえるようなフォームになっているんじゃないですか。私は、そのフォームを含めてね、民生委員に必ずしも行かなくてもいいと。(12)先ほど読み上げが部分については学校に判断を求めるとは困難ですから、それは民生委員が必要ですがね、民生委員も多忙で増員しなきゃいけない。しかし、なかなか手がないというそういう実態の中で、学校の就学援助制度もそういう点を十分配慮した制度の本質をきちっとついたような申請の方法に変えてもらいたい。用紙も含めて、私は再検討をしてもらいたいと思うんですが、その点どうですか。

○学校教育課長

委員のおっしゃる方向で平成22年度の更新ということで見直しを進めてきました。ところが、まだその点が援助を受けられる方等に十分周知できてないというところもありますので、今後、民生委員の要る場合は、一番最後のところであるということをも十分周知していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

民生・児童委員もね、どこに民生・児童委員がみえるかということも御承知のない方もたくさんいますよ。私たちはね、自分ところの町内の民生・児童委員ぐらいは承知しておるけども、西町だれですかと言われたらね、それは一遍名簿見せてくれと。知つとる人もおらなきや知らん人もおると、こういう話なんですがね。

だから、その地域に住んでみえる方が、必ずしも民生委員知つとるとは限らない。市議員がだれなのかも知らない。区長はどちらさんですかとおっしゃるわけでしょう。そういうときに、就学援助を申請しようとする人たちが、民生委員のうちを探さないかん。そして、行ったらお留守だった。もう一回行ったら、何かおうちの人が出てきて要領得んかった、こういう話になるんですよ。申込書にはでかでかと民生委員と。この仕組みが私は就学援助のすそ野が広がり、対象者は現にいるけれども、生活保護がふえとるにもかかわらず、この予算が減額補正をされて年度末を迎えるというそういう流れに帰着しているんじゃないかと。これは私は行政がもっと努力をされてね、何も対象外の人がやれというんじゃないです。対象者が適正に要綱にあるような人々が適正にきちっと認定を受けられるような仕組みをつくることは私は行政に求められておる。そのことは私は減額の補正予算の中に明確にあるんじゃないかと思うんですが、どうですか。どんな感想ですか。

○学校教育課長

この1年を見ておりますと、順延の方が要保護になってしまうということになってしまっ、そうなりますと市の方としましては、修学旅行費の

補助だけになると。あとは国の方からというようなこともありまして、生活の苦しい方がふえてるという実感はもちろんあります。

ただ、それが市の予算そのままふえてくるということでもなく、そういう要保護の方に回られるというのか、かわられる方もみえるんだということだというふうにも思っておりますが。

以上です。

○高橋委員

準要から要保護になる方は否定しないですよ。みえます。だってそういう実態なんだから。けれども、準要保護から要保護になった方がいるから準要保護が減ったというのはね、準要保護の客観的条件はもっと広がっているということです。準要保護の対象者が。病状は重くなってるんだから。貧困の度合い広がっているんだからね、準要保護が要保護になるという傾向があるということは、今までは準要保護じゃない人が準要保護の対象、ここでいう12項目に該当する人たちもあわせて再生産されているんだと。そこがきちっと制度的に申請という行為であってきていないというところに私は行政が少し突っ込んで議論しなきゃいけない面があるんじゃないか。その一端を私は申請用紙と学校長と民生委員との関係の話をさせてもらいました。ここに一つ留意をしていたら、平成22年度、今までも時々私も議会でこの問題を取り上げて改善されているということは理解しておりますが、この補正予算を見るにつけ、再度その点の考え方を明確にしてほしい。

それで私は、(12) 以外は民生委員の判は要らないよというようなことを別紙につけてお配りするとか、あるいは申請用紙そのものの中にちょっと書いてもらうとか、学校の担任の先生に渡せばいいんだから、基本的にね。それは学校長へ行くんだから、その行為はできると思うんですよ。可能性はあるし、わかるからね、担任の先生は。

ところが、地域の民生委員にこの書類を持っていくということについての嫌悪感もあるし、場所もわからない、相手もお忙しいということになると、そこで申請行為が中断すると、中止されると

ということが私は主要な要因としてあるんじゃないかということを重ねて申し上げているんです。どうですか。そこの交通整理がきちっとできるような、つまり申請者本意の申請の仕方というのをもう少し掘り下げて改善してもらえませんかということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか、

○教育部長

委員御指摘の件につきまして、前にもそういう議論がありましてね、私が一応今の自分の記憶の中ですと、人数は実は平成19年のときが全体で317人、平成20年のときが326人、そして平成21年まだ終了しておりませんが、3月8日現在で337人。したがって、この3年間でかなり全体としてはふえています。そのうち要保護も平成19年が9人でした。次の年が14人、そして平成21年が現在36人ということでもふえております。

御質問の件につきまして、先ほど課長が答弁しておりますが、実は、その件、私の方もこういうふでいきたいといういろいろな話をしまして、その中で、別に学校長もらってくればいいのであって、ここだけでしようという話もしっかりしております。様式の方もですね、ちょっとこれってもうちょっとこういう形にした方がいいんじゃないのという話もしておりますので、多分ちょっと今ここに用紙が全部頭に入っておりますが、課長にも確認しましたら、そういう方向で進んで、できるだけ申請者の目線に立った形で進んでいるというふうに理解しております。もう一度私もそれは担当課長とも確認をしてみたいと思っております。

○高橋委員

そうですね。申請者の目線に対応すると。大体、このような人が市役所に来ること自体が大変なんだわ。どこへ持って行くのと。2階の南なの、北なのと。私たちはわかっているしね、顔知った人ばかりだから、やあおうでここで申請してもらえりけど、県庁行けと言われてたら嫌でしょうがないがね。何回もどこのフロアなんていって尋ねながらということと一緒にですから、申請者の目に立場に立ってやっていただきたい。

それで、前にも申し上げた、これは申請用紙と
いうのはどこでどういうふうにして配られるん
ですか、対象者。就職ガイダンス、入学ガイ
ダンスのときぐらいに一括して配ったらどう
だ。何もチラシを配るようにやるつもりは
ないけども、そうやって周知することも一
つ重要な行政サービスだというぐあいに
思うんですが、いかがですか、そこは。

○学校教育課長

今の申請用紙につきましては、学校または
市教委の窓口へという制度の説明だけは
させていただいて、用紙を全員に配るとい
うことは現在していません。

それで今、委員の御指摘は、入学説明会
等で全員に配ったらどうだということであ
りますので、今後検討していきたいとい
うふうに考えております。

○高橋委員

検討せんでもやってくださいよ、この4
月から。何で、何か不都合があるんです
か、この制度を説明紹介するのに。

○学校教育課長

先ほどの答弁で少しわかりにくかった
と思いますが、援護制度についてのプリ
ントは入学のしおりにすべて閉じ込め
てあります。こういう制度がありますと。

ただ、申請したい方は学校または市役
所の方へということになっております
ので、その中に申請書もとじ込むかど
うかということでもありますけども、今
回の見直しで申請の仕方もできるだけ
簡略化できるようなそういう方向で
変更を加えましたので、またよろしく
お願いしたいと思います。

○高橋委員

この要綱にあるように、次の12項目
にどこかに該当する人はオーケーです
よということまで含んでガイダンスして
あるんですか。申請用紙ではないに
しても、こういう12項目に該当する
方は、どなたでも対象になりますとい
うことはきちっと周知してあるんです
か、明記されてるんですか。

○学校教育課長

その点につきましては、その説明をする
ときに各小学校においては、ほとんど教
頭が行いますけども、そのような話を
きちっとさせていただいております。

○高橋委員

こんな12項目も話はでけへんよ。そ
れがそういうものがあるということ
を用紙配つとるというならね、12
項目ちゃんと書いてあげなきゃどう
いう人が対象になるかわからん
でしょう、お母さんたちは。私
たちはこういう仕事してますから
ね。でも私たちでも12項目厳密に
言われると、わかったようなわ
からんような話ですよ。要綱を引
つ張り出せば明確になるけども、
要綱をちゃんと引つ張り出して
質問してますからね、何項目に
何があるかということはみんな言
えるけども、こんなことは頭の中
に全部入ってるわけじゃない
ですよ、私たちでも。

ましてや、いやいや、困ったなど。い
ろんなことがあって十分なお金が
回らんし、困ったなど思いなが
ら学校に子供を預けて入学を
迎えられる、あるいは進級する
お母さんたちが、こういう点
できちっと自覚的に目がとまる
かどうかはわからん話ですよ。

今の家庭の主婦、主婦活という
んですか、家庭の主婦の再就職
が主婦活ということで大テーマ
になっている。いっぱい主婦
が来て再就職したい。だんな
の実入りが少なくなったとい
うことです。そういう点でね、
行政におくれがありはしない
かと。過剰なPRをする必要
はないが、適正に自覚できる
ようなPRの仕方というのは、
当然行政やらなきゃいかん。
この12項目がわかるような
少なくとも内容でガイダンス
してください。

○学校教育課長

進入学児を対象とした説明会
で行っております。そのあと、
2年、3年、小学校学年を
重ねていくと入学する前に
聞いた話を5年生ぐらいにな
ってかなり苦しくなってきた
という御家庭もあるかと思
いますので、そういう点につ
きましては、学校の方から
そういう制度を改めて御紹
介させていただきます。

○高橋委員

そういうことを聞いてるんじゃない。そんなこと当たり前なんだわ。12項目を明記したね、だって該当するかどうかかわからんでしょ、お母さん、お父さんたち。学校の先生が学校教育課長に座られると、多分12項目言えといったってわからんと思いますよ。だから、それが私も対象になるじゃん。どういうサービスが受けられるかという、そうかと、必要な学用品と学校給食費、就学などの経費を援助してもらえるのかということがわかれば、一度先生に聞いてみようということになるんじゃないの。そんなもの就学援助に詳しい人いませんよ。いればそれは大したもんです。

だけど、そういうことを前提にしたときに、このインターネットで拾えるような要綱の内容ぐらひは示してあげなかったら、それはPRしたことにならんでしょ、一般的に準要保護制度がありますよというだけじゃあ。だれが該当するのかわからんよじゃ申請の動機にはならんでしょ。それぐらいやってくださいよ。

○学校教育課長

今、物がありませんけども、その方向でつくってあるとは思いますが、休憩していただいて確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時41分

再開 午後4時45分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

すみません、貴重な時間を。

まだ物がもうすぐくるとは思いますけども、その折には皆さん方に資料という形で出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

それで12項目入っとる。

○学校教育課長

入っていると思うんですけど、最終確認させて

いただきますので。

○高橋委員

ないようでしたら、ひとつ修正してくださいよ。物を見て論議ということですが、ないようだったら、ぜひ更新してください。

最後にしますけども、転校生が来たときに、生活困窮者で要保護になったような場合、中学校の制服を含めた被服費を援助しますよという答弁がありました。それに間違いありませんか。

○学校教育課長

2年生から、または途中からの場合でも1万1,450円でありますけども、補助していくというふうになっております。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時47分

再開 午後4時47分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

保護者用の説明書じゃなく、申請書がきましたので、今急いで資料用意いたしますので、よろしく願います。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時48分

再開 午後4時56分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

大変すみませんでした。

今、各家庭にお配りした就学援助制度についてのお知らせをお配りしました。(1)から(16)ということで、(13)(14)(15)(16)(12)から(16)というのは少し具体的に書かさせていただきましたものを全保護者の配付しておりますので、今後も受給者の立場に立った申請方法等また検討していきたいと思っております。どうかよ

ろしくお願いします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号について挙手により採決します。

議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について挙手により採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算の

件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○坂田委員

若干お聞きしますが、予算書の79ページ、2款総務費、3目広報費の広報事業費の中に印刷製本費2,241万円、このうち、概要の方にも説明されておりますが、192万2,000円が市制40周年市勢要覧作成事業として含まれておりますが、3,000部という説明でございました。一部640円、単純にそういう計算になりますが、この640円というのが作成に十分な費用なのか、そこら辺のところはわかりませんが、どれぐらいの大きさで、何ページぐらいのものを予定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○秘書課長

市制40周年記念の市勢要覧ということでありまして、この192万2,000円の内容でありますけれども、先ほど言われました3,000部ということなんですけど、これは本編ということで3,000部、これは内容につきましては、A4サイズの32ページの4色カラーで予定しております。

それとあと、資料編ということで、知立市のいろんな数値等を最近の状況をA4サイズの12ページ単色刷りで1,000部予定しております。

以上であります。

○坂田委員

わかりました。

我々も視察に行きますと、必ずその訪問市の要覧というのをいただきます。内容は、その市の財政規模によっていろんな冊子、立派な冊子から、また簡単な冊子いろいろあるわけでございますが、当然そういった中には統計的な数値的なものもいろんな形で掲載されるわけでございますので、これからも当市にみえた対外的にはこの要覧が配られると配付されると思いますけれども、あまり古い統計の資料では、これまた失礼になるわけでございます。そういった点では、この要覧というものは、何年ごとに作成されてきたのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○秘書課長

この市勢要覧というものは、前回は35周年の記念ということで本編の方を同じように作成しました。と、同時に、資料編ということで2005年版という格好で人口から環境、保健、産業、建設、教育、文化、福祉、生活、財政、行政等をこちらの方を載せております。こちらの方につきましては、部数が1,000部となっております、5年ごとにつくっておりますので、市勢要覧はある程度は使用できるかと思えますけれども、資料編につきましては、あまり古くなってもちょっと数値的によくないものですから1,000部ぐらいをとというふうに考えております。

以上であります。

○坂田委員

今回この概要の方にも市制40周年を記念となっておりますが、35周年記念ということでございましたが、何か今回この40周年記念して内容的に特徴な掲載ですね、対外的に紹介するそういった内容があればお聞かせいただきたいと思えます。

○秘書課長

市勢要覧の内容につきましては、一応担当の方で前回の5年前を参考にしまして作成していくわけですが、知立市の将来像、かがやくまちみんな知立のもとに、その四つの実現に向けてということで内容になっております。

それとあわせて、知立の歴史、知立のお祭り、観光ガイドマップというのを予定しております。

以上であります。

○坂田委員

作成に当たって印刷製本は当然業者委託すると考えますが、内容のことは今、課長から説明がありました。担当部署で作成と理解してもよろしいかと思えますが、平成22年の何年ごろ完成予定を目指しているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○秘書課長

まだはつきりしたあれなんですけれども、当面この40周年の記念式典というのを平成22年の11月20日土曜日になるわけですが、多くの方に参加していただきたいということもありまして、平日

ではありませんけれども、土曜日に計画をしております。

その際に、この要覧の方も配付できればということで、この作成のスケジュールを考えております。

以上でございます。

○坂田委員

ぜひ40周年にふさわしい立派な要覧を作成いただきますようお願いしておきます。

次に、同じ予算書の91ページ、2款総務費、11目防災費の91ページの上の方に防災行政用無線装置保守点検委託料、その下に地域防災無線保守点検委託料、もう一つおいて同報無線保守点検委託料、3種類の無線のこの保守点検委託料が計上されておりますが、これらのそれぞれの無線の違い、わかっているようで意外と私自身も承知していない面があるわけでございます。特にこの防災行政用無線装置、同報無線ですが、これは同じ22ありますスピーカーから流れる内容が違うだけのことはあって同報無線は当然市の広報活動、または防災行政用無線はJアラートとか地震速報、そういったものを流すかと思えますが、なぜ別々にこういった保守点検委託料が計上されているのか、ちょっといまいち理解できませんので、お聞きいたします。

○防災対策室長

ただいま質問の防災行政無線というものでございますが、同報無線といえますのは、固定局から一方的に子局に情報を送りましてスピーカーで流すというものが同報無線ということなんです。

それから、もう一つ、防災行政無線の今度は移動系ですね、車に搭載したり、携帯無線として移動しながら通信できるものが従来のアナログ式と新しくデジタル式と2種類ございます。これら三つを合わせて、それぞれの機械の異常等を点検する業務が委託業務でございます。

以上です。

○坂田委員

ちょっとわからないんですが、防災行政無線は移動局もあるということですか。

○防災対策室長

固定された同報無線と移動可能な無線を合わせて防災無線という言い方をしております。その中で、固定した無線が同報無線というふうに分けております。

○坂田委員

ちょっといまいち理解できませんけども、もう一点、その真ん中の地域防災無線、これですけども、これはたしか平成18年度だと思いますが、1億5,000万円余の予算で導入したもので、従来の同報無線と違う双方の交信ができ、またそして、ちょっとこの点は私わかりませんが、避難所等でファクス通信が可能となり、災害が発生した場合は大いに威力を発揮すると鳴り物入りで平成18年度に投入されましたが、スタート時点は半固定式が33台、そして自主防災会等へ44台、そして車両設置の移動局として14台の計91局で発足いたしましたけども、現状は91局のままなのか、その後変更があったのかお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

この防災無線につきましては、デジタル式で台数については変更ありません。

○坂田委員

それでは、91局のままということですね。わかりました。

この地域防災無線保守点検委託料がここに1,455万円計上されておまして、導入以来毎年140万円を超えるこの予算が計上されております。ランニングコストというものかと思っておりますけども、なぜこのように毎年高額の保守点検費用が必要なのか、どのような業者が担当し、また、どのような点検、これは素人に説明するのは難しいかと思っておりますが、そこら辺の所を簡単にお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

これにつきましては、デジタル式の先ほどお話がありましたように、91台の無線の保守点検でございます。主には年2回、機器の異常等を点検するというので、各町内会あるいは固定式のところにつきましては、現場まで行きまして機械の

点検を行っております。これらを点検をしておかないと、いざというときに使えないという話でも困りますので、毎年点検をしております。

業者は設置業者でありますメイエレクトリックというところがやっております。

○坂田委員

91台のそれぞれの保守点検を毎年やるためにこれだけのお金がかかるということでございますが、幸いにもこれまでこの地域防災無線を使用するような災害は発生していませんが、いざという場合に備えて、当然今のように保守点検、そしてまた、この機器を使いこなす講習、そういったものが必要かと思っておりますが、この携帯用無線どのような講習を実施しているのかお聞かせいただきたいわけでございますが、私、今手元にこの導入して第1回目のときに携帯用無線装置説明会、このときに参加された地元の区長のメモ用紙を持っておまして、ここには使用不明時は100番の防災室へかける。また呼び出しは必ず自分の番号を報告し、相手を確認してから通話する。また、1通話は3分までとする。そして年2回ぐらい無線機の使用講習を行う予定等々いろんなメモが載っております。いわゆる子機ですね、子機といいですか、これは牛田町の番号は418番ですとトランシーバー形式のこういったものをいただきましたけども、このメモ程度のものを。現状、自主防災会の会長は恐らくこういった子機を持ってみえると思うんですが、ここら辺の講習はどのようにされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

この無線機の取扱い講習につきましては、現在総合防災訓練、このときにおきまして基地局であります対策本部と各自主防災会、あるいは学校等の間で無線送信を行っております。

取扱い説明は、各自主防災会等に配置したときにマニュアルとしてお配りしてありますが、その辺が不明だというところがあれば、また申し出ていただければよろしいかなと思っております。

○坂田委員

秋の総合防災訓練のときに、確かに区長が連絡

は取っておりますけれども、この間それぞれの自主防災会の会長、区長が勤められているところが多いと思いますが、この4月にかわられるわけでございます。この9月までの間に今の説明ではマニュアルが置いてあるからそれも読めばいいじゃないかということでございますけれども、これは先ほど申したように、大変な予算を費やした機器でございます。いつ災害が来るかわかりません。せめて第1回目の区長の顔合わせとかそういったときにこの防災行政無線のそれぞれの区長の説明です、そこら辺が当然あってしかるべきと考えますが、その点に関していかがお考えでしょうか。

○防災対策室長

今の無線につきましては、当時の区長が管理責任者という形で登録されておるわけですが、これが来年度ですかね、平成22年度で更新時期が来ますので、そのときにまた新しい区長が代表になって努力するということになります。

最初の区長会のときにその旨お話しして、どこかで個別に訓練等をやれるとうまいなと思いますが、先ほどの点検のときに区長等持っていただくときに、こういうふうで一度通信テストやってください。また防災無線のときにも当日全然つながらんじや困るので、前もって予行演習やりたいというところもございまして、できるだけそういうご要望にこたえて対応するようにはしております。

○坂田委員

ぜひ点検、また使用の訓練しっかりとやっていただき、災害の場合に大いにまた威力を発揮するようにお願いしたいと思います。

次に、同報無線についてお伺いいたしますが、同報無線に関しましては、昨年12月議会のこの場で私、質問させていただき、今後の更新計画並びに新設に関してお聞きいたしました。そのときの答弁では、9月補正で5カ所の更新を予定していると。そして、今後の新設予定について、私、委員会のちょっと答弁書を目を通しましたが、いまいちょっとわかりません。今後の新設予定あるのか、あればその計画、またそして古い機器の更新、そこら辺の予定があればお聞かせいただき

たいと思います。

○防災対策室長

同報無線につきましては、現在子局22局があるわけですが、これらの機械がおおむね30年近くになっておりまして、機器も相当古いということで、今年度9月補正をもって5局の更新、引き続き来年度の前倒しということで5局やりましたけれども、おおむね3局程度の更新を図って30年近いものを更新していきたいと。

その中で、現在4地区ちょっと新設の要望が話としていただいております。具体的になっておりますのは1地区、さらに今の区長から御要望いただいておりますのが3地区あります。これをおおむね3局の中に織り込みまして増設していきたいなど。市内全域をカバーするにはまだ相当の局数が要るわけですが、これ何分無線のすぐそばの方については、うるさくてしょうがないというような話もございまして、それらを調整とりまして、可能であるならば増設もしていきたいというふうに思っております。

○坂田委員

同報無線の新設は、そういった形でこれからまた更新等も進めていくということでございまして、同報無線の子局は、私、今この市内の地図を持っておりますけれども、22カ所確かにこの地図に載っております。小学校が4校、中学校が1校、そして消防団詰所、またいろんな各地の公民館等々で22カ所、12月委員会の答弁では、この22カ所すべてに個別放送ができる装置が設置されているということで、私も今回すべてとは言いませんけれども、見てきますと、確かについておりました。この放送設備は、どのようなときに、だれが使うためにそれぞれの子局22カ所に設置されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

このマイクにつきましては、ちょっと私もここでどういどこにというのが思いつかないところがございまして、申しわけございません。

○坂田委員

この装置のかぎの件は12月の委員会で私、当然

地元の自主防災会の会長、区長ですね、その方と市と共有すべきであると。そうしていただきたいとお願いましたが、そのときの答弁では、いたづらをされては困る。いたづらを区長がするわけではないわけでございまして、常日ごろはかぎをかけているわけでございます。またそして、放送エリアがダブる場合があると。これはたしかあるでしょう。例えば、牛田のあそこで牛田の区長がしゃべる。それぞれがしゃべれば、それは確かにダブることがあるかと思いますが、ダブったところでそれが何だということになるわけでございまして、そして、そのときの室長の答弁では、訓練時にはお貸しますと、かぎを。どうぞ自由に使ってくださいと。訓練は訓練であって、これはあくまで実際災害が起きたときに使ってこそその機器であるわけでございます。

去る2月の中旬に、この放送設備とスピーカーの更新を地元で業者がやっております、私そこでひととき業者としゃべっております。業者もうるせえやつだぐらいの顔をしておりましてけれども、そのときいろんなことをお聞きし、やはりほかの地区においてもこういった放送設備の使用するかぎは、地元の自主防災会と市が共有しておりますよと、そういったお答えをいただきましたが、いま一度このかぎの管理に関してお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

前回のときに答弁させていただきました。いたづら等大きな問題だというふうに思っておりますし、また、町内会がいざというときに使うということだと、例えば、今の牛田町の場合におきますと、牛田町、竜北中学校、来迎寺小学校のこの三つが牛田町のエリアにかかってくることになると思います。例えば、竜北中学あるいは来迎寺小学校については、ほかの町内会も使わないかんといいことになってきますので、それが先ほど言った情報が入り乱れるような形の使い方になってまいりますので、訓練ということでみれば、事前にとどのエリアをやるということがわかっておりますので、これは使用可能かなというふうに思ってお

ります。

以上です。

○坂田委員

もう少し前向きにこのかぎの管理に関しましては、町内関係者といいますか、そこら辺で議論をしていただきたいと思っておりますけれども、部長、この件に関しましては、市政懇談会のときに地元からもその話が出ました。部長のお考ですね、どうも室長はかたくなにどうしても地元には渡せないというようなふうにニュアンスでとりましたけど、部長のお考えはいかがでしょうか。そのかぎの管理に関して。

○総務部長

同報無線そのものにつきましては、緊急時に放送が流れる施設であります。それで、私が一番心配をいたしますのは、地元の方で何かの都合でお使いになってるときに何か災害があったときに、それがその場所には届かなくなってしまうと、これが一番心配な一つであろうと思います。それ以外については、適正に地元できちとした管理並びにこうこうこういうことで使うからということと事前はこちらの方へ御連絡をいただいたとか、そこら辺のルールがきちっとしておれば、そこら辺については管理をしていただいてもいいんではないかなというふうには思います。

これについては、一度地元とよく御相談させていただいて、調整をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○坂田委員

ぜひまた議論を深めていただきたいわけで、地元と説明と言われましたけども、あの放送機器に関して、御存じの地元の方はほとんどいないと思いますね。たまたま牛田の訓練のときに区長が使われたから、我々もこういうものがあるんだなというぐらいの感覚で見えておりますけども、あれは緊急時には必要な地元でいろんな細かい情報を流すには必要な施設だと私は考えております。やはり災害が起きて市役所へ取りに行き、また戻ってきてそれからあれを使用するというのはいかがなものかなと思っておりますので、ぜひそこら辺はまた

検討するとともに、あの放送設備、あれももっとももっと、先ほど室長も余り深くは御存じないということでございますけども、もう少し地元といいますか、そこら辺のところへもPRすべきだと私、思います。

今回も更新されて、かなりの予算をかけているんだろうなと思います。地元のボックス丸ごと変えまして、今までボックスがあったのが、ボックスにまた下のもう一つ小さなボックスが付きましてたけども、この件は室長、そこら辺の説明どうでしょうか。どういうふうに変ったのか、性能的に。

○防災対策室長

今回、取りかえ更新をやっております機械でございますが、本局、いわゆる市役所から情報を流した情報が、それを受信する装置とバッテリーという形でつけてございますので、箱が二つになっておるかと思えます。

○坂田委員

箱が二つとなったということで、当然キーも二つになったと理解しております。

今もちょっと説明がありました、そのボックスも変えました。そして、上のスピーカーも古いスピーカーからかなり今までのよりも長いスピーカーが二つ。そして、どういうわけか私、見ておしましたら、あの長いのがすべて四つつくと思っておりましたが、二つしかつきません。そして、従来の型の新しいのが二つで計4個ということでございまして、そのときの業者と話しとる中で、これはどれぐらい性能が違うんですかと聞きましたら、従来のよりも100メートルぐらい音声が届くと、そういった説明をいただきましたけども、行政側からは、そこら辺の説明は一切地元にはございませぬ。今回のこの同報無線、せっかくそういった更新したわけでございます。そこら辺の性能等についても私は地元で説明があつてしかるべきと考えます。

ただ、工事をしますというお知らせの看板は立ちましたけども、そこら辺のどういったふうの今までと違うのか。またそして、先ほど申したよう

に、ボックスも二つがかぎがついております。いざというときに区長、防災会長、そこら辺が使うときにも戸惑うことのないように私は説明があるべきだと思いますが、今後そこら辺の説明を予定されているのか、全くそういった予定はないのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○防災対策室長

今回更新しております機械でございますが、今までのスピーカーですと、やはり届く範囲が限られてしましまして、空白部分がかなりあるということで、少し遠方まで届くスピーカーに変えてみようということで交換しております。

ただ、地域によっては、片方はこの部分でいいよというものもございまして、すべて4方向ともロングスピーカーに変えておるということではございませぬ。

ロングスピーカーに変えたことによりまして、おひざ元が少し音が小さくなるというふうに聞いております。まだこれ確認しておりませんが、その辺を今後地域の方にいろいろ意見聞いてみたいというふうに思っております。

そして、まだ工事の方が完了というところまでいっておりませぬので、完了し、次年度に入りましたら一度区長等に説明させていただきたいというふうに思っております。

○坂田委員

ぜひですね、せめて区長ぐらいには説明していただきたいと思えます。

それと、今先ほどから申しております同報無線の機器、私も地元ではですね、12月議会のこの場でも言いましたが、昭和23年に建設された老朽化の進んだ火の見やぐらが設置されました。アングルをつけて強化して設置されましたけども、あそこへ消防団員が上ってホースを干している。これは非常に危険でないかということで、あのときに市長にも見解を求めました。市長の答弁は、万が一消防団員に事故があつては大変なことになるので、早急に検討させ、しかるべき対応をするとのことでしたが、いまだに何の気配もございませぬ。

過去に室長は、あのベランダ風のところへ上られたということもお聞きしましたが、あそこへただ1人が上ったではそんなに危険は感じませんが、御案内のように、火災が発生した場合、ぬれたホースを10本、15本とかけます。大変な重みになるわけでごさいます、そこら辺のところ、どのように検討されたのか、またそして、今後どのように検討していくのか、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○防災対策室長

第2分団のホース干場となっております火の見やぐらでごさいますけども、先回の質問のあとに直ちに現場の方へ行きまして、ハンマーでたたきながら上まで上っていきました。

私自身が感じたことは、そんなに傷んでおるわけではないけども、一番上のホース干場のところで作業をやるには、ちょっとベランダ式に出っ張ったところが狭くて、その辺が危険に感じるのかなという感覚がございまして、あの部分をもう少し高い位置に取りつける方法があるのかなということで、この平成22年度、今ちょっと塗装の塗りかえ工事費が計上してございまして、その部分で一度何かいい方法はないかなというふうにごさいます。

○坂田委員

前もちょっとお話ししましたが、火の見を使ってあそこへフックをつけて下から滑車で上げればいいんですよ。そうすれば人間があそこへ上がらなくても済むわけでごさいます、そうすれば予算もそんなにかけなくても、企画部長もそんな話させていただきましたけど、私はそうごさいます。

それと、例えばホースの干すのを別に設置する場合、3分団、4分団のあのタワー形式といいですか、あれでは大変な予算がかかりますけども、一番最近つけたあの1分団のホース、あれは非常に簡単でポールが1本立ってあって、それこそ滑車で上げるだけ。あれだったら私は予算もかからないし、場所もとらないと思ひます。そこら辺の1分団のあの形式をぜひ参考にして、私は、それぐらいのものではごさいます、あれだけ消防団員頑張って

おるわけでごさいます。非常に夜間の寒いときの緊急等も出動するわけでごさいますので、そこら辺ぐらいの安心・安全の面からごさいます、当然私は、設置してやるべきだとごさいますけども、この点に關しまして、市長の御所見を一言お聞きしたいと思ひます。

○林市長

今、坂田委員から御指導いただきました。今、ごさいますのは、市長申し上げましたように、塗装の予算をつけささせていただきますので、塗装をしながら対応をごさいますというのであるわけではごさいます、今、坂田委員が1分団のやり方がいいんじゃないかという御指導いただきました。一度1分団のやり方を担当に見に行っていて、そのやり方がよりよければそういった形も検討していきなと思ひます。

○坂田委員

ぜひ1分団のあれを見ていただいて、設置していただきたいと思ひます。これは強く要望とさせていただきます。恐らく、ほんとに予算は知れたものと思ひますよ。

もう一点だけお聞かせいただきますけども、同じく219ページに1項消防費の中に詰所改修工事費714万円、これは説明会の折には4分団の詰所の屋根と外壁工事と説明いただきました。私、4分団の詰所を見てきましたけども、屋根はもちろんわかりませんが、外壁の何がこれいかなのかなと素人目に見てきましたけども、この工事費の内容はどういった工事費なのかお聞かせいただきたいと思ひます。

あの詰所の規模、坪数からいって、この714万円というのは大工事になるんじゃないかなとごさいますけども、ここまで予算費やする工事どのようなものになるのかお聞かせいただきたい。

○防災対策室長

この詰所の改修工事費でごさいますけども、4分団の詰所が昨年外壁がところどころはがれるという状況がございまして、これを直ちに調査にいったところ、特に窓枠近辺がシロアリですかね、それとも雨水による腐食なのか、もうぼろぼろな

状態です。昨年台風がきまして、幸いにも大きな被害はなかったんですが、これはこの近辺もはがれ出すとみんなはがれちゃうじゃないかなということでした。早速建築した業者に調査してもらいまして、もちろん部分的に悪いところだけ直すという方法もあるかと思いますが、これは一遍、外壁材の当時の施行方法がちょっと問題、問題ということじゃないかもしれませんが、当時はそれでよかったかもわかりませんが、1枚1枚が突き合わせ状態でしてありますので、その間から雨水が入り込んで下地の木材の部分が腐ってきてるんじゃないかということがありまして、今回のこの700万は外壁をすべてやりかえるという考え方の工事費でございます。

外壁をすべて変えるということで、あの4分団の詰所は、私の記憶では、1分団こそつい最近あいつた新築されましたけども、3分団の詰所、2分団の詰所、4分団の詰所という順番でたしか私は建築されたと思いますけども、なぜ4分団、一番新しい、新しいといっても20年たちますけども詰所がそのようになってしまったのか、もう少し日ごろの見回りといいますか点検、そこら辺の詰所の点検必要ではないかと考えます。そういった点では、もっと古い2分団、3分団、そこら辺の詰所の点検、そこら辺はどのようにされているのか、またこれからどのようにしていくのかお聞かせいただき、私の質問を終わります。

○防災対策室長

詰所の点検につきましては、現在ほとんど点検ということはしておりません。分団から必要があるような情報をいただきますと、直ちにそれを見て直すという程度のことしか行っておりません。先ほど無線ではないんですが、保守点検というものも毎年やる必要があるのかということもございまして、ある年数サイクルをもってやるというような方法も一つ研究させていただきたいなというふうに思います。

○嶋崎委員

少しお願いします。

まず、41ページの教育費国庫補助金の小学校費

補助金の中に安全・安心な学校づくり交付金682万2,000円があります。この交付金について学校づくりにどのような役割を果たしているのかをお聞かせください。

○教育庶務課長

安全・安心な学校づくりの交付金682万2,000円につきましては、内容といたしましては、アスベストの八橋小学校の撤去工事、これが140万4,000円で国庫補助が7分の2つく予定でおります。

それから、東小学校の校内LANの整備事業、これが2分の1補助の361万8,000円、それから、本年度から行っております太陽光発電システムの設置工事、知立小学校であります、これが2分の1補助ということで180万、合わせて682万2,000円の国庫補助をいただいて工事を施工するものであります。

以上であります。

○嶋崎委員

ありがとうございます。

私は、なぜお聞きしたかということ、時折大事な交付金がよその方へ流用されるという話を知立市じゃないけどもお聞きしておりますので、1回確認させていただきました。

次に、雑収入のところで行政連絡員負担金341万8,000円があるわけですが、なぜ行政連絡員負担金がかかってくるのか、雑入に入ってくるのかということでもわかりませんので教えてくださいたいと思います。

○総務課長

行政連絡員の負担金につきましては、水道事業会計の方から、それから、そこからまた国民健康保険特別会計の方から、そちらの方から公達員を使つての配付物がございまして、そういったところの負担金という形でいただいております。その2カ所プラスすべて申し上げますと、介護保険特別会計、あとは選挙の関係もございまして、平成22年度に関しましては、市議選、知事選、参議院選でございます。そういった選挙に関しても公達員を使つての配付物でございますので、そういったところからの負担金となっております。

以上です。

○嶋崎委員

次に、81ページの電算管理費の中の効果費の自動車運転業委託料が昨年度と比較して半分に予算がなっておるわけです。この理由を教えてください。

○総務課長

こちらにつきましては、今年度初めて平成21年度でもって自動車の運転委託業務を行いました。そこで当初見込んでおった金額の約半分の金額で委託料が済んだという形で、平成22年度の方を平成21年度決算見込みに合わせた数字でもって計上させていただきました。

○嶋崎委員

次に、87ページ、国際交流協会補助金がやはり同じように156万円計上されておるわけですが、これも416万円から37.5%になっております。これ、どのような理由でしょうか。

○秘書課長

国際交流協会補助金、平成22年度156万円ということですが、毎年市民派遣団及び中学生をウイングダム市に派遣しているわけなんですけども、そして国際交流協会に補助金として補助をしてまいりました。

その部分につきましては、例年ですと市民につきましては13万円の8人分の104万円、中学生が26万の12人分312万円の416万円で補助をしておりまして、平成22年度につきましては、この市制40周年及び国際交流協会の設立20周年ということの中で、国際交流協会から市民及び中学生を派遣を協会の方の予算において実施するということになりまして、その分、従来からの市からの補助金が減額されたということでございます。

○嶋崎委員

内容はわかりました。

それであっても国際交流については、もう少し目を開けていただきたいなと思っております。

次に、同じく87ページの職員互助会負担金949万4,000円、これを御説明いただきたいと思います。

○秘書課長

職員互助会負担金につきましては、職員の福利厚生ということで職員の互助会、福利厚生事業を行っているわけですが、その財源としては、本人の職員の負担金及び公費負担ということで今回、職員互助会負担金、給与と金額の1,000分の5%を負担していただいているものであります。

以上であります。

○嶋崎委員

この職員互助会負担金を支給するわけですが、この金額については、市の監査は受けておるんですか。

○秘書課長

互助会の部分につきましては、年に2回ですか、監査委員事務局長にお願いしております。

以上でございます。

○嶋崎委員

この職員互助会について、2009年度の愛知県の方針として全廃、愛知県は全部廃止するよというお話、また総務省は、平成6年のときに全国の自治体に住民の理解が得られるよう職員互助会への補助を見直すことを決めたと。それを受けて2008年には22都道府県が県と県教委の職員互助会への補助金を既に全廃したというニュースもあります。

既に知立市は、県等に倣えという形でやっているんですけども、この件については県の意向については何ら関係なしに行っておられるようですけども、県からはそういう要請はないようでしょうか。

○秘書課長

職員互助会につきましては、愛知県の方につきましては新聞報道等もありますけども、その内容がどういったものが全廃なのかちょっとはっきりわかりませんが、互助会のその事業として給付事業につきましては、これは公費を使わなくて職員の掛金の方で使用していくというふうで、財源を分けて使用の方を考えている状況でございます。

○嶋崎委員

ありがとうございます。次に移らせていた

できます。

93ページの市民協働費の中の町内会事業費で区長報償金があります。区長報償金1,041万6,000円について、どのような内容のものか教えていただきたいと思います。

○市民協働課長

区長報償金につきましては、知立市内に31町内会がありまして、31の区長掛ける1カ月2万8,000円という計算でなっております。

○嶋崎委員

この1,041万6,000円は平成17年度までずっとさかのぼりますと全く同じ金額ですね。これ、いつのときから1,041万6,000円になったのか御存じでしょうか。

○市民協働課長

今の2万8,000円につきましては、平成10年度から2万8,000円ということで、ずっと変わらず今の状態でございます。

○嶋崎委員

平成10年ということでございますので、その間に市は区長に対して全く10年間同じでいいという感覚でしょうか。

○市民協働課長

この報償金につきましては、御存じのように、職員の給料等その社会情勢の中で、なかなかこの平成10年からは上げれない状態というのはあったかと思っております。

ほかに特別にその上げれなかったとかそういう状態ではありませんが、多分担当の方としまして、そういう状況の中でそれを要求したということはないのかなというふうには思っております。

○嶋崎委員

区長の仕事の量として、今お話のあった2万幾らかの金額は妥当か妥当じゃないか検討されたことはあるでしょうか。

○市民協働課長

前日も委員から区長の報酬等について妥当かどうかというような御質問いただきまして、確かに内容、区長の仕事自体については、市の方のいろんなお頼み事みたいなものが非常に多くなってる

ことは確かだと思っております。

その中で、実際にその報酬が妥当かどうかということにつきましては、私の方も近隣の市町の状況も聞かせていただきましたけれども、やはりその市町の中で、報酬ということで払っているところと、また、町内会自体に、知立市でいいますと活動費の補助金というのがありますけれども、そういう活動費の補助金の中に区長についての手当というんですかね、それは町内会が市からもらった補助金の中からまた区長に町内会が独自にまた分けているという市もあるというようなことも聞いておりますので、その中で一概にこの報酬が妥当かどうかということについては、確かに区長の事務量というところを考えれば非常に区長には大きなお仕事をこちらの方からお願いをしているという状況は認識しております。

○嶋崎委員

区長の活動ということをかなり私は31区長の中では、区によっては差があると思います。それは承知しております。でも少し10年間という時代離れをしたような基準じゃないかなと思っておりますので、ぜひ一度検討していただきたいなと思います。

それから、町内会の事業費ですね、これもやはり大体毎年変わらないんです。でも町内会にお願いする仕事の量というのは10年前と、今度は区長じゃないですよ。町内会にお願いする仕事の量は10年間ふえているのか、ふえてないのかをお伺いします。

○市民協働課長

私がこの担当させていただいている中を見る限りは、やはり仕事の内容というのは確かにふえてると思います。

ただし、その仕事自体は、やはり一つは環境の面とか保健の面とか、それぞれの各担当課の方からお願い事が出てきているという状況の中で、その中でまた別に町内会活動の補助金ということではなくて、それぞれのところから何がしの補助金が出てるといいうものもありますので、そこら辺のところ区長のお仕事の配慮をしているのかなとい

うことは思っておりますが、仕事自体は確かにふえているということは認識しております。

○嶋崎委員

今、町内会に回覧板がありますよね。その回覧板が1年間の何枚お願いしておるかということです。一度考えられたことがありますか。

○市民協働課長

今の回覧板がどれぐらい回ってるということでもよろしいでしょうか。

区長の中に回覧というのは各町内会によって組数が違いますので、当然大きい世帯の区長の方には枚数的には多くいきますけれども、今、市の方では月に第1、第3の金曜日に市役所の中の各所属のものについては区長に回覧文書を統一してということで、なるべく区長には毎回いかないような配慮をしておりますが、それが実際にどれだけ各所管から出ているかということまでは、申しわけありませんが、認識しておりません。

○嶋崎委員

回覧を区でやった中の大体紙でこれぐらい1年間にあるんですね。おおむね何百枚だかよくわかりませんが、もしそれを行達員の方にやっていただいたら幾らかかるか計算することはできないと思うんですけども、それと、もう一つ、実際には一般の折り込みに入れたらかなりの金額ですよね。例えば、中日新聞A4なら大体2円前後と、1円50銭から2円ぐらいと、そういう形であるわけなんですけども、かなり区に市の方は負担をかけているという思いがしますので、一度検討してみたいと思います。

次に、217ページに移ります。

217ページの消防費です。消防費の中で、消防団が市には4団あるわけなんですけども、その市の4団の中で何人かの方がほんとに献身的に働いていただいております。消防団の用例集を見ると、団長16万7,000円年間という形がずっと入っておって、団員は年間3万2,000円というような形になるわけなんですけども、概算すると400万近くのお金が動いているわけなんですけども、この予算書の中のどこにそれがあるのか教えていただきたいと思

います。

○防災対策室長

消防団の報償金、あるいは活動費というのは常備消防の衣豊の連合負担金の中にそれぞれ共通経費と単独経費というふうに分かれておまして、この単独経費の中で費用弁償的なものを見ております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時58分

再開 午後6時08分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○嶋崎委員

ありがとうございました。

消防団員の人件費は衣豊の方に把握されておることわかりました。前の教育委員会の図書と同じで、我々の知られてないところでころっと変わってますから、なかなか理解しづらかったです。よろしく願います。ありがとうございました。わかりました。

次に、221ページの現職教育研究費が昨年度は576万5,300円が今年度は205万4,000円という形で66%減額されております。まず、その理由をお願いしたいと思います。

○学校教育課長

現職教育研究費でありますけども、この中の臨時職員の賃金でありますけども、この中の昨年までありましたきめ細かな指導対応教員配置事業であります。これが約1,168万円、こちらを少人数指導事業というそちらの方に移動させていただきました。

それから、もう一つ大きなものは、放課後子ども教室推進事業、昨年度2,335万2,000円、こちらを社会教育費の方へ内容的に社会教育の方が適当であろうということで、そちらの方に移動させていただきましたので、大きく減額になっております。

以上です。

○嶋崎委員

それだけでその減額が補充できておるのかなと思っておりますけども、とりあえず説明はお聞きます。

221ページの関係、この現職教育研究費、この財源は一般財源なのか、県・国の方から多少なり出しておるのか、それを説明ください。

○学校教育課長

今お話をさせていただきました理科支援員の配置事業、こちらの方につきましては全額国の方からということになっております。

そのほかにつきましては、市の方からの予算となっております。

以上です。

○嶋崎委員

学校教育指導費の臨時職員の金額が非常に高いんですね、3,339万8,000円。例えば、21ページの1,235万3,000円、臨時職員賃金と見ると、223ページの959万7,000円、225ページの1,144万8,000円ということで、学校教育指導をするに、これだけ臨時職員の賃金が必要なのか、教育長の見解をお願いしたいと思います。

○石原教育長

これは1つ1つたくさんの職員の補助員等のものが合わさった金額であります。それぞれ今までもそういう人たちを配置して有効に教育活動を進めてきたものであって、必要であると考えております。

○嶋崎委員

臨時職員の方がこれだけ学校教育指導費について必要なかをお伺いしているだけです。

○石原教育長

必要であると考えております。

○嶋崎委員

普通教員でそれを賄えないからこれを使ってるわけですね、お答えください。

○石原教育長

例えば、例を挙げてお話しの方がわかりやすいかと思います。221ページの臨時職員賃金、これはむすびあいの適応指導教室の指導員2人お

す。心の指導員、これも2名おります。それから学校読書活動、これは各学校1名ずつ配置しております。それから小学校の英語活動のALT、これが入っております。それがここに理科支援員が入っております。

それから、223ページの臨時職員が真ん中の方にあります。臨時職員賃金、これは英語活動の翻訳をやってみえる方も入っております。そのほかに早期適応指導教室、かきつばた教室であります。それから今お話しした日本語の翻訳者、あいフレンド、メンタルフレンドというのが各中学校の1名ずつおります。発達障がい児等支援補助金、これが10校で20名配置してあります。そういった職員のものであります。例えば、まだ225ページでも臨時職員賃金というのが入っております。少人数学級事業費、これにきめ細かな指導対応教員5人分の賃金であります。こういったそれぞれのものを臨時職員賃金として計上をさせていただいております。

○嶋崎委員

この臨時職員の方の賃金について、賃金対応はどのような形なのでしょう、時間給なのでしょう、日当なのでしょう、月給なのでしょう、お聞きます。

○学校教育課長

それでは、お答えいたします。

先ほどのむすびあい教室の指導員、不登校の子供たちでありますけども、1時間1,270円の1日5.5時間210日、これが2人と。

それから、心の指導員1,270円の4時間、そして210日、こちらも2人。

学校読書活動支援員ですけども、1時間940円の1日4時間、そして年間102日の10人と。

小学校英語につきましては、2,862円の年間477時間の2人。

理科支援員につきましては、1時間1,000円ということになります。

それから、早期適応指導教室ですが、こちらのお一人は囑託員という形になっておりますが、もう一人につきましては、1時間1,270円の5.5時間

の210日。

それから、緊急雇用をお願いしております翻訳ですけれども、2,500円の6時間、年間240日。

それから、あいフレンドにつきましては1時間1,000円の3時間、年間70回、これが3人。

発達障害児等支援補助員は、1時間1,000円、1日3時間、年間65回の20人。

225ページの臨時職員、きめ細かな指導対応教員でありますけれども、こちらも2,862円の1日4時間の210日というふうになっております。

以上です。

○嶋崎委員

223ページのところで、一般指導費で昨年からことしにかけて抜けているものが三つございます。574万2,000円がどこかへいっちゃって、どこでそれが行われているのかわかりませんので、教えていただきたいと思います。

それは何かというと、あいフレンド、学習補助員、発達障がい児等支援補助員、学習指導補助員報償金、あいフレンド指導員報償金、これ合わせると574万2,000円あるわけですが、どこへ振り分けられておるのですか。

または1つ1つとっても非常に大切なものだと思いますので、現状今、平成22年度はどうなっていくのでしょうか。

○学校教育課長

あいフレンド、それから発達障がい児等支援補助員等につきましては、理科支援員と同じように年間決まった、例えば、週2日とか定期的に継続的に勤務しておりますので、報償金から賃金の方に移動させていただきました。事業自体はなくなっておりません。継続しております。

ただ一つ、学習補助員につきましては、算数と英語を行ってございましたけれども、こちらの事業につきましては、少人数きめ細かな関係もありまして、平成22年度につきましては廃止という形をとらせていただきました。

以上であります。

○嶋崎委員

発達障がいについては説明がありましたか。

○学校教育課長

こちらも報償金から賃金という形で移動させていただいております。

以上であります。

○嶋崎委員

報償金から賃金に回したことで、この事業が完全に遂行されていくでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長

こちらの事業につきましては、支払うところを報償金から賃金の方に変えさせていただきましたが、事業内容等昨年度と全く変わらず行っていきたいと思っております。

以上です。

○嶋崎委員

次に、225ページの先ほどから説明のあった少人数学級事業費の臨時職員賃金が1,144万8,000円、少人数学級事業が2,985万3,000円ということで、臨時職員賃金がかかなりの金額、四十何%占めておるわけですが、少人数学級事業をやる上に、なぜ臨時職員賃金が必要なのかをお伺いします。

○学校教育課長

こちらの少人数学級事業費の一番上にあります報酬というのが担任を持つ教員の年間分を割っていくというものであります。そして、臨時職員賃金につきましては、きめ細かな指導対応教員ということでもあります。少人数学級というのは、きめ細かな指導を行いたいというそういう願いのもとに行われる事業でありまして、少人数学級ももちろん一つの方法でありますし、学級をふやさずに支援が必要な子供たちへ対応できるようなきめ細かな指導対応教員も必要であるということで、この少人数学級事業費の中に少人数学級数をふやした担任の対応分と学級をふやさず個別に対応できる対応教員ということでこの中に入れさせていただいております。

以上です。

○嶋崎委員

少人数学級を行うために市負担教員報酬3人を見込むわけですが、それで十分じゃないんですか。まだ何か人が必要なのでしょうか。なおそ

れも少人数学級事業の中にその臨時職員を入れておるといことはどういうことなのかをお聞きしたんです。

○学校教育課長

3人というが学級増、予算計上した折には3人でしたが、現在猿渡と来迎寺の二つの学校かなというふうには思っておりますけども、それは一つの方法であり、きめ細かな先ほどのいろいろお話をしました臨時職員賃金、こちらをあわせて、できるだけきめ細かな教育を行っていきたいという願いのもとにお願いをしておるものであります。

以上です。

○嶋崎委員

きめ細かな指導というのは当たり前のことであって、少人数学級をやるからそれができるとい問題じゃないと思うんです。

今、現職の教員もそういうことで、きめ細かな教育指導ができないのかということを僕は言いたいんです。いかがでしょうか、教育長。

○石原教育長

このきめ細かな指導対応教員の5人分というのは、小学校3年生については少人数学級を行っていくということで、4年生少人数学級ではありませんので、4年生で35人を超える学級がある学校へ1名配置しましょうということ。それとあわせて、通級指導が今市内に2人指導教員として県からいただいているわけでもありますけども、それでは子供の数よりも少ないので、市単で1名お願いしたいということで予算の上では4人の小学校4年生の対応教員と通級指導の対応教員1名ということで5名を計上させていただいております。

○嶋崎委員

臨時職員賃金のこの金額で4年生ですね、各学校に1人ずつ7人した場合、この金額でおさまるんでしょうか。

○石原教育長

今お話しましたように、4年生で35人を超える学級になるところ、それが今のところ4クラスを予定しております。3クラスになる可能性もあります。もう一人は発達障がいのある子供の対応と

いうことで、予算上は5人計上させて、各学校1名ずつということではありません。

○嶋崎委員

大変申しわけない。

じゃあ、どこの学校でしょうか。

○石原教育長

少人数学級につきましては、市単で行うのは来迎寺と猿渡であります。一応3月1日現在の人数で決定をしておりますので、それから、きめ細かな指導対応教員配置事業でありますけども、4年生で35人を超える学校、現在のところ知立小学校、猿渡、南小学校の3人あります。これはまた始業式現在で進めていきますので。

それから、発達障がいのある児童を対象に行う通級指導対応教員は、知立小学校へ配置をする予定であります。

○嶋崎委員

どこの学校かお聞きしてわかりました。

また学校経営案を見て、それが適当であるかどうかを一回判断をさせていただきたいと思います。

次に、同じく225ページに愛知教育大学連携事業負担金100万円、昨年も載っております。こどもも載っております。これについて説明ください。

○学校教育課長

愛知教育大学との連携についてであります。100万円を負担をいたしまして、一番大きな事業は、知立東小学校の方に学生が来まして、教授も来まして、そこの外国人のための教材開発ということであります。現在リライト教材ということで、国語の教科書等、外国の子供たちにもわかりやすいように書き直す、そういう教材を大学と学校で一緒に行っております。

そのほか、私たち教員が提出する際には、愛知教育大学の教授等を講師としてお招きをするということもありますし、先ほどお話にもありました発達障がい等支援員等も愛教大の方に教諭を目指す学生の方にぜひ来ていただきたいということで、そういうお願いもしております。

以上であります。

○嶋崎委員

大体、学生または教授ということで、年間での程度の人数が現場へ入るようでしょうか、現場へ入っていますか。

○学校教育課長

申しわけないです。何人ぐらいというのは、リライト教材等するときには学生と教授とが来るというのは聞いておりますけれども、実際に何人というのことはこちらの方で把握しておりませんので、申しわけありません。

○嶋崎委員

学校教育課の方では把握していないということですか。学校現場に任せきりですか。

○学校教育課長

学生が来る場合には、交通費というような形でお支払いを、その中から支払っていただくということで、人件費という形、交通費ですけれども1回1,000円で40回、24人参加というようなことを聞いております。

ただ、先ほどお話しもさせていただきましたけれども、私たちの研修の折にも何回も来ていただいております。それから、発達障がい支援員、またはメンタルフレンド、それから学習補助員というところでも来ていただいておりますので、正確に何人ということは少しお答えはできないかと思っておりますけれども、以上の形です。

○嶋崎委員

学校から報告がないと定かな数字が出てこないような感じがしますね。

次に移ります。231ページに教科書改訂事業費2,312万7,000円がありまして、その内訳として消耗品費2,312万7,000円と同額が計上されております。これは、どのようなものでしょうか。

○教育庶務課長

これにつきましては、臨時的な経費でありまして、小学校が平成23年度教科書の改訂があります。

したがいまして、平成22年度で教師用の教科書指導書等の平成23年度分の改訂を今回、平成22年度予算で計上させていただくものであります。

なお、内容につきましては、学校教育課から数

料等をあげていただいて、私の方で予算化させていただいております

以上であります。

○嶋崎委員

教職員の指導書と承ります。これは消耗品なのでしょうか。図書という形じゃないのでしょうか。消耗品で処理されているんですか。

○教育庶務課長

一応教科書等につきましては、従来こういう会計の都度、消耗品扱いということであげさせていただいております。

○嶋崎委員

それじゃあ、この教科書はこの予算計上されている金額で大体何冊取り寄せる予定ですか。

○教育庶務課長

教科書指導書等で7小学校で3,762冊購入するものであります。

以上であります。

○嶋崎委員

1冊教科書とは違って教職員の指導書は3,000円、3,500円という形で載っておりますので、大体この金額になるだろうと思います。

この財源は一般財源で払わなきゃいけないものなのでしょうか。県教委の方から出てこないんですか。

○学校教育課長

県の方からは財源がありませんので、市の方で賄うということになっております。

○嶋崎委員

非常に県教委はずるがしこいですね。本来、教員を派遣している以上は、県教委でその研修するものを与えて勉強させていただいて、地域に還元していただくというのが大事なことだと思うんですけども、やっていることがかなり県教委はずるいなと思っております。財源わかりました。一般財源でこちらで負担をするということですね。

それから、231ページに図書購入費が533万9,000円、中学校費でも同じように載っておると思います。359万4,000円、合わせるとかなりの金額になりますね、900万近く。この金額で私、一

般質問のときにお話しましたが、大体小学校の標準冊数はクリアしておりますよという話を聞きました。毎年この金額が充当されていくわけですが、冊数はふえてないんですよね。これ、どういうことなのでしょう。

○学校教育課長

配置基準に従いまして古くなったもの、子供たちにとって、この前、国の名前が古いものとかありましたけども、そういうような形で順次廃棄して、子供たちが、いつ行っても手に取ってみたい本があるというようなことを心がけております。

以上です。

○嶋崎委員

この金額533万9,000円、小学校について考えると、かなりの冊数が補充されとるはずですが、廃棄基準がどのようなものかよくわかりませんが、同じだけのおおむね同じ冊数だけが廃棄されておるんですか。僕は、もう少し調べていただきたいと思うのは、廃棄基準である現物を基準に沿って廃棄するというのと、もう一つ見過ごしてないかというのが実際に学校図書でなくなるところはないかという部分があると思うんです。それは全く触れられないで廃棄基準という判断は僕自身は間違いだと思いますけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長

まず、購入と廃棄の冊数の関係でありますけども、こちらにつきましては、学校によってまちまちであります。例えば、知立小学校825冊購入、平成21年度。廃棄は794ということで、30冊ぐらいはふえる形になります。

しかし、知立中学校は500冊購入予定の1,034冊廃棄予定ということで、冊数につきましては学校によってまちまちになると思います。

それから、もう一点、廃棄についてでありますけども、その学校の司書教諭を中心とし、また読書活動推進員、それから協議も、どんなものが子供たちにとっていいだろうかということを検討しながら新しいものを購入していくわけですが、

その中に、それに変わって廃棄されるもの、または委員御指摘の紛失してしまうものというものはあるわけですが、図書を借りて返さない子供については担任等を通じて催促、督促をするわけでありまして、それが年間どれだけなくなってしまうかというについては、はっきりとはこちらでは把握しておりませんが、以上のような形で、先ほどもお話しましたが、子供たちが図書室へ行きたくなるような、そういう形にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○嶋崎委員

一度廃棄基準を見せてください。いつも見せてくださいとって、私が行かないと見せてくれないので、今回は私の手元の方へ出してください。

次に、廃棄基準で廃棄した本、それにかわるものを入れているのか、全く廃棄基準で廃棄したものの以外の新しい本をどんどん入れているのか、その対応をお教えてください。

○学校教育課長

こちらで今、手元にはどういう題名の本を購入したかということは把握しておりませんが、先ほどお話をしましたが、古くなった同じものを買うということではなく、新刊もあれば、昔から出ておるもので、ぜひ子供たちに読ませたいもの、または地名が変わったから新しく必要なものということを経験の中全体で考え、もちろん司書教諭が中心となるわけですが、そういう形で補充しております。

以上です。

○嶋崎委員

図書購入費、これだけの金額を当市は入れていただければ、ごく普通ならば愛知県下のトップにいくぐらいの図書保存冊数という形になると思います。

これは県・国の標準よりちょっと上回っているということになると、かなりいろんな角度でなくなっておるということです。廃棄基準だけじゃないと思うんです。一回紛失というのを調べていただきたいと思うんです、どのぐらいあるのか。図

書の各学校の紛失を調べていただいて報告していただきたいと思いますというのと、もう一つ、本を表紙がちょっと破れとつたらほかっちゃうよという形なのか、どこまでしっかり廃棄基準を適用しているのかも報告いただきたいと思います。

○学校教育課長

本の表紙が少し破れたということでもありますけれども、こちらにつきましては、学校の職員もそうでもありますけれども、学校図書ボランティアの方々に表紙を補強していただくようなボランティア活動もしていただいております。中身等子供にとってよいものは、そういう形で使っていくということでもあります。

各学校何冊紛失したかにつきましては、現在把握しておりませんので、また後ほどという形にさせていただきますきたいと思います。

以上です。

○嶋崎委員

紛失等調べて報告していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次、241ページに先ほど話が出ました放課後子ども教室推進事業費2,470万5,000円載っております。この中身で94.5%が臨時職員賃金という形になるかと思えます。この放課後子ども教室推進事業というのはどういう形で、どなたがやっているのかをお聞かせください。

○学校教育課長

事業の目的についてであります。放課後に学校の教室等を活用した放課後子ども教室を設置して、地域の方々の参画を得て子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、住民との交流活動等の取り組みを進めていく。簡単に言いますと、放課後の子供たちの安心・安全な居場所づくりという形になると思えます。

こちらにつきましては、学校の空き教室等を教育委員会の方で借りる形になっております。こちらの方で運営をさせていただいております。

あと、そのほか内訳でしたかね、賃金。平成22年度ですね、平成21年度とほとんど同じでありますけれども、指導員等謝金ですね、こちら指導員に

はコーディネーターと、コーディネーターというのは各学校の施設の中心になる者、それからサブコーディネーター、補助をする者、それから指導員という形になっておりますけれども、コーディネーターにつきましては、時間当たり1,270円ということでもあります。そして、サブコーディネーターも1,270円、指導員の方については940円という単価をお願いしております。

以上であります。

○嶋崎委員

この臨時職員については、教育委員会が採用するわけですね。

○学校教育課長

はい、そうであります。

○嶋崎委員

この子供推進事業を行っていく間に大きな事故があった場合は、教育委員会が責任をとるということですね。

○学校教育課長

設置しておるのが教育委員会でありますので、そのような形になると思えますが、そうなると思えます。

以上です。

○嶋崎委員

教育委員会が責任をとっていただけるなら、これはいいと思えますけれども、とれないような仕事はやる必要がないと思えます。必ず一つの事業をやる以上は、責任を持って当たっていただきたいと思えます。特にこの放課後子ども教室推進については、教育委員会が責任をとっていただくことを望みます。

次に、文化協会補助金、または文化協会自主事業補助金がかなりの金額で増額されておりますけれども、その理由はいかがでしょうか、何でしょうか。251ページです。

○生涯学習課長

今回、文化協会の補助金が120万ほどふえております。これにつきましては、平成22年度は文化協会が設立40周年になる。また、愛知県の文化協会連合西三河支部の芸能大会が知立市で開催され

るということで、この大会の経費の一部を負担していくというものでございます。

西三河8市5町の文化協会の芸能部門から各団体の方が参加していただいて、日ごろの練習技能を披露するというので、今回120万、文化協会に臨時で出していくものでございます。

以上です。

○嶋崎委員

ありがとうございました。

次に、253ページの野外センター費の中のテント架台管理委託料が160万8,000円あるわけですが、このテントの下にあるものを管理していただいているんですけど、この台は、あと何年もつでしょうか。

○生涯学習課長

特にこの木の造りの厚い木だと思いますけども、何年と言われると、ちょっと私も専門家でもないものですから、なかなかこれ今お答えはありません。申しわけございません。

○嶋崎委員

非常にテントのあるところへ行ってみると、その架台を見させていただくと、かなり傷んでおります。その傷んでいる部分に対して委託料は計上されていくけども、それを改善するための基金は何の形もないわけですね。載ってないわけですね。これ、あと何年か先には必ず変えなきゃいけないという問題が起きてくると思いますので、ぜひそれに対応できるように予算を獲得しておっていただきたいなと思います。もうじきの問題だろうと思うんです。部分的には腐食しているところも十分幾つかあって、部分的には使えないというところもあるだろうと思います。

次に、259ページのAED借上料が6万2,000円あるわけですが、昨年も6万2,000円ということで載っておりました。校庭開放についてAEDの貸し出しについてお話があったかと思いますが、その後、何らの形が見えてこないんですけども、どうなっておるのでしょうか。

また、必要ないと判断されたのかお聞きします。

○スポーツ課長

ここで載っておりますAED借上料は、昭和グラウンド管理事務所に置いておいて、昭和グラウンド、昭和テニスコートの利用者の緊急な場合に対応するというので借上げをしております。

何年か前から学校開放等々にAEDを置いたらどうかというようなお話がありまして、現在AED各学校に設置をされております。その分も含めて、グラウンドの利用者あるいは体育館の利用者等々の利用に供するにちょっと不便じゃないかというようなお話もあります。新規に設置したらどうかということで、管理上の問題もありますので、今、研究をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○嶋崎委員

この件についての教育部長の見解をお願いします。

○教育部長

前も私、答弁さし上げましたけれども、学校で持っているAEDが一応学校によって設置場所違いますけれども、校舎の中にあります。

施設開放になりますと、当然体育館とかそういうところになるわけですが、そこら辺、学校とスポーツ課と一度協議をして、それが外でも仮にそのときに外置きができるということになるかどうかということの研究課題ということで出しているわけですが、まだ現時点においては、その調整ができていないというのが実情でございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時52分

再開 午後7時00分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○久田委員

一点だけちょっとお願いというか、質疑をさせていただきます。

この予算の概要の18ページの一般会計予算歳入

歳出増減説明一覧表で景気低迷ということで個人市民税とか法人市民税は下がっております。固定資産税においては、評価替えということで増加になっておられるのが2010年度の歳入の方の予算の骨組みだというふうに思います。

知立ホテルが今回クラウンパレスというような名前に変更されて、国際観光ホテル整備法による固定資産税の均一課税について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

今のクラウンパレスというのは、セントピアホテルを東レが経営しております、二、三年前にクラウンパレスに変更になった経緯であります。あのホテルというのは駅前の駅周辺の整備だとか、あるいは区画整理事業だとか、リリオの関係がありまして、私は、あのホテルを存続させていかねばならないというふうに考えておりますが、税務課長、そこら辺はどのようにお考えでしょう。

○税務課長

現在あります知立市の条例におきましては、固定資産の均一課税ということで都市計画法で規定されました高度利用地区内ということでの均一課税ですね、これを既に1回実施しております、これが平成11年から平成15年の5年間実施しておりますということでございます。

今、委員がおっしゃいました国際観光ホテルということでございますけど、当初はホテルを始める時点でしょうか、そのときは国際観光ホテルの整備法にホテルの登録、これはやらないというようなことを言われておったということをお聞きしておりますけど、平成12年2月4日の文書が写しでございますけど、私どもの方にございまして、これが運輸大臣の指定登録機関の方から指定を受けておるといふ写しを私どもの方もいただいておりますということで、一応現在は国際観光ホテル整備法によるホテルの登録ということでは登録はできておるといふことでございます。

今現状の知立市の均一課税の部分からいいますと、今、簡単に言えば、できませんということになってしまうわけですが、全国的には観光地が多いと思うんですけど、国際観光ホテルの整備法

ですね、この23条というの規定によりまして、地方税法6条第2項の規定ということで、固定資産税の税率の軽減を図ることができるということがあるものですから、これはこういう形の均一課税の場合は、よその例を見てみますと、単独の条例を設置されておると。例でいいますと、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルに対して課する固定資産税の均一課税に関する条例というような形の条例を設けられて減額をされておるといふ事例が全国的には観光地が主でございますけど、ございます。

軽減の税率につきましては、いろいろございまして、1.0から0.7、ももとの税率が1.4ですから0.7ということになりますと2分の1というようなことになるわけですが、こういうふうな事例はございます。私どもの方、こういう条例があるということは知っておるんですけど、うちの方ではそこまでは考えたことがないというのが今の現状でございます。

○久田委員

ありがとうございます。

クラウンパレスというのは国際観光ホテル整備法に適用されておるといふふうに理解してよろしいですか。

○税務課長

平成12年2月24日付の運輸大臣指定登録機関、財団法人日本観光協会からきております文書でいいますと、国際観光ホテル整備法の規定に基づくホテルであるということ登録ができておるといふことでございます。

そのときの名称で知立セントピアホテルということになっておるものですから、その立地条件等そのまま引き継いでおるといふことで、現在のクラウンパレスもそれが可能ということでは認識しております。

○久田委員

そうすると、減免するに当たっては国際観光ホテル整備法に基づくということで、固定資産税の不均一課税に関する条例というものを制定しなければならぬでしょうか。

○税務課長

条例本文の中で不均一課税というのをうたっておりまして、土地計画法によります減免ですね、これは使用を開始してから5年間、2分の1、0.7ということで不均一課税がすることができるということであっております。

今言われるような国際ホテルということで特定して不均一課税ということを図るのであれば、その中でうたうか、また、他市の例のようにこれだけ単独の条例をつくるかという二つの方法があるとは思っております。

○久田委員

最後に何が言いたいかと申しますと、この固定資産税の減免に対しまして、今後検討はしていただけでしょうか。

○税務課長

私の立場で検討するというのそういうことはちょっと言いかねるものでございまして、そういう形の意見があるということでございます中での研究させていただくというような形の私の課長としての立場から申し上げられないということでございます。

○久田委員

まず研究していただいて、そして、行く行く検討というふうに移っていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を閉じさせていただきます。

○高橋委員

本会議では税収の見通しや財源論について、かなり突っ込んだ議論がございました。私、少し触れたいんですが、政府が発表しました来年度の国の税収は、1985年の水準だと。25年に戻ってしまったというわけでありまして。来年度の法人税は、そういうこの水準の中で6兆円ということなんです。税全体が1985年の水準に戻ったんですが、1985年のときの法人税というのは幾らあったのかといいますと、これは国税ですが12兆円あったというわけですね。

つまり、国の歳入全体、税収全体は25年前へ戻ってしまったが、法人税そのものは来年度歳入さ

れる予定のものよりも25年前の方が倍法人税としては納税されていたということになるわけです。

これは何が言いたいかといいますと、この間に法人税は大変な勢いで減税が進んでおるといことなんです。以前、定率減税の話しましたが、我々給与所得者の定率減税は、これはもうば一になりました。そのときに法人その他の減税はそのまま留保されて、今日まできているというそういう大きな財政構造の中に知立市もすっぽりとはまっているということですね。平成22年度の法人市民税は、既に議論のような形で相当な減収になっていますが、税務課長、法人税減税と当市の法人市民税の来年度の税収との関係などを少しは迷走、頭をめぐらしたようなことはございませんか。国でいうと、今いうことが言えるということですよ。知立市の数は少ないけども法人市民税というのは、もちろん法人税が変われば変わってきますからね、この辺はどのようなお見込みや御推察なんか、お答えをお持ちだったら、ひとつ明らかにしてください。

○税務課長

法人税の今、税率が下がっておるといお言葉いただいておりますけど、今の政府等が出しているマニフェストでいいますと、また法人税の税率ですね、所得所得税ですね、そちらの方も下がるというようなことを逆に聞いておるものですから、そちらの方に近づいていく。私どもの法人税割というものは法人所得の税金ですね、これが課税になっておるものですから、また1億以下の法人税が政府の方で下がるというような形のマニフェストも出ているもので、逆にそちらの方の減額というのがつられて起きてしまうのではないかとというような逆に感じを受けておるわけですけど。

○高橋委員

これは知立市でどうこうという立場の問題ではないけども、先ほど申し上げたように、税収は1985年の段階に戻ったと、そういう水準の収入しか見込めない。そのときの来年の法人税は6兆円、1985年のときの法人税はどうかというと12兆円あったと。今の半分になってしまったんですね、当

時の。今の倍あったというわけです。

だから、こういう税のゆがみがね、私に言わせればゆがみが地方財政にも重大な影響を与えているのではないか。もちろん知立市は、法人市民税の位置が低いわけですからね、その影響は豊田、安城、刈谷に比べれば小さいわけですが、しかし、そこは軽視できない今問題になってきているのではないかと、こんなふうに思うわけです。

平成21年7月1日現在になるのですが、例えば、市内法人926社あるんですが、このうち、法人割が課税できない事業所、これ639件あるというわけですね。つまり、68.6%は黒字が出せないと。つまり法人税割を課税できない、そういう法人だというわけです。926の市内法人のうち、市内に本店のある法人のうち68%、約7割が赤字決算だと、こうなってるわけです。

しかも9号法人、これ一番小さい法人ですが、9号法人は72%が赤字だと。8号が56、7号が51、6号が30というふうに資本金が大きくなると赤字法人の率も減ってくるという、こういう関係になっとるわけですが、税務課長、大体こんなあんばいでいいですか、認識として。

○税務課長

平成22年度でいいますと、法人割が課されている法人でございますけど、1号法人が6社、2号法人が1社、3号法人が60社、4号法人が5社、5号法人が37社、6号23社、7号115社、8号9社、9号が285社ということで計541法人が一応払っていただいております。全体では1,360社ということでございますけど。

○高橋委員

私は市内本店法人と、こう言ったんでね、今のやつは市外も含んでおるだわ。

いずれにしてもそういうことで、法人税、そして法人市民税のシフトであるわけですが、中小企業は圧倒的に赤字決算と、こういうことなんですね。

それで当市は、私どもの提案も含めて、平成18年度から法人超過課税、資本金1億円以上の超過課税を実施していただくようになりました。来年

度の予算では、773万円の超過課税を見込んでおられるというふうに思います。予算書の書いてあります。

平成18年から来年度見込みまで含めて、法人超過課税というのはどれぐらいの金額になっているのでしょうか。

○税務課長

平成18年から平成22年の見込み、平成21年も見込みになるわけですけど、2億167万5,000円ということです。

○高橋委員

超過課税、これはもちろん利益を出していないと法人割の部分ですからね、これは生まれませんが、それにしても、平成22年は少ない、平成21年の決算見込みも少ないわけですが、平成19年度で7,500万を先頭にね、この間、約2億円の超過課税が実現できると、これは非常に重要な財源だというぐあいに思うんですね。

ただ言えることは、今、トヨタリコールでトヨタ自身も大変な事態なんですけど、下請はどんどん単価を切られる。新聞報道でも3割単価切り下げと。なかなかそうは切り下げられないよという、こういう実態があるわけですが、一方トヨタはリコールの問題はさておいてもね、膨大な内部留保をこの間に蓄えられたということになっているんです。この経済のアンバランスと矛盾が今、地方行政にも色濃く財政構造と市が行うべき行政サービスの課題との関係で、重大な影響を及ぼしていると。なかんずく金融危機という形の中で税収不足が議論されておるだけに、法人税の税の体系のあり方そのものが、やっぱり地方からも告発していくような事態になっているということはお互いに確認しながらね、持ち場持ち場で議論を深めることが必要だというふうに思います。

したがって、この構造は瞬間的、一時的なものではなくて、やっぱり政権そのものが税の累進的課税について、もう少し突っ込んだ踏み込みと政策決定をしないとね、少々景気が上がってきても、今私が申し上げた市内法人の9号法人などは7割が赤字だと、この体質は改善できないんじゃない

かというぐあいに思うんですね。これが結局当市の
の税収構造にも大きな影響を与えるというような
負の影響が国政上の選択の中で生まれてきている
と。これは、ここにみえるだれかの責任というこ
とではないわけですが、そういう構造の中で、地
方自治体の行財政がこういう事態になってるとい
うことを改めてお互いに見つめ直す意味で指摘を
しておきたいというふうに思います。

それで、本会議でもありましたが、来年度は固
定資産税の家屋の増収が見込まれるという趣旨の
御発言があるんですが、何か大きな開発を想起さ
れてそういうことを財政計画上うたってみえるの
か、そのあたりの根拠について少しお聞かせいた
だきたい。

○税務課長

家屋の増加ということにつきましては、毎年新
増築というのが繰り返されておるということで、
3年ごとに評価替えを繰り返されております。今
までずっとこの3年のサイクルの中で、一番当初
の評価替えの年ですね、これ価格が下がってしま
います、税額的にも。2年度は確実にそういうふ
うに新築がふえていくということで増加するとい
うパターンは、もうこれずっと繰り返しております。

それで残念なことですけど、平成21年の状況
を見ますと、新增築がかなり減っておりまして、例
年と比べて2割、強くいうと3割近く減ってお
る状況もあるものですから、伸びがそんなに大き
くは期待できないという部分がございますけど、間
違いなく従前からすると7割、10割いっていつ
ものとおりでということ、3割減というような状
況であっても税収的には多少は前年度よりはよ
くなるというふうには考えております。

○高橋委員

これは将来な話なわけですから確定的な議論は
なかなか難しいんですが、財政計画によると平成
23年に地方税で2.8%の増と、再来年度平成23
年度、この要因が固定資産税の家屋分の増収だと、
こういうふうにおっしゃってるけども、さっきお
話があったように、最近はなかなか住宅の建築が

思うに任せないと。売り地の看板が1年近くその
まま野ざらしになっても、なお売り地の看板が掲
示されたままになっているというケースをしばし
見るわけですし、そういう点から考えますと、
ほんとに家屋の増収、大団地の形成を前提にして
一気にふえるんだと、平成23年は、1月1日の段
階でぐっとふえるんだという見通しがあつて
2.8%増というなら、それはそれなりの根拠があ
るんですが、その点の見通しと見解を聞いてお
るわけですが、それはどうなんですか。

○税務課長

家屋の増加分につきましては、毎回の評価替え
のパターンで、まずこのぐらいの伸びは間違いは
ない。実際心配な中におきましては、償却資産の
方がかなり心配しております。こちらの方は生産
機械等の投資を少なくということになってきます
と減価償却で減っていつてしまうということ、新
しいものが入らないと償却資産の方が減っていく
と。家屋の方は知立の場合、割に大きな建物は聞
いてはいなんですけど、安定的に割合建設が事例
が出ておるということで、家屋の方は大丈夫だ
というふうには考えております。

○高橋委員

そういう見解であることは心にとめておきま
すが、いずれにしても大変な事態だということ
であります。

そういう点では、不要不急の経費の削減なども
大いにメスを入れるべき内容についてはきちと
入れていくという見地も必要だと思います。

そこで一つ聞きたいのは、83ページに企画費
の中で、金額は極めて些少なんですけど、例えば、伊
勢湾港道路建設促進期成同盟会負担金、平成23
年が8,000円、中部国際空港連絡鉄道建設促進協
議会負担金9,000円などなどですね、この不要
不急といいますが、例えば、伊勢湾港に道路をつ
くるという案があったんですが、昔、まだこれを
引きずってね、期成同盟会があるからといって、
金額は8,000円だからね、それは右も左も同
じようなものだけでも、こういうおつき合
いをいまだに続けなきゃいかんのかどうか。
これは金額の問題もさ

ることながら、政治姿勢の問題としていかなもの
のですか、お答えください。

○企画課長

今、伊勢湾港道路の建設促進事業の期成同盟会の負担金ということでございまして8,000円、これ、伊勢湾大橋を含む伊勢湾港道路の早期の建設を実現を強力に推進するというので、静岡県の三ヶ日から愛知県渥美半島から伊勢湾港を経まして、三重県の伊勢志摩に至る高規格な幹線道路でございまして。

実を言いますと、去年高浜市の方が、この期成同盟会の方から負担金を払わないというような形になっております。

それから、もう一つ、町名は市の方の名前は忘れたんですけど、三重県のところで下の方に入っておりますので、上の方の市が1市抜けたというような形になってございまして、うちの方も高浜の方に状況を聞いたときに、県が、高浜市が負担金を払わないというようなことを表明したときに、非常に留意に努めたというような経過がございまして、うちの方もこの負担金の期成同盟会のところに行きますと、負担金が高いから負担金をやめたらどうだというような議論はうちの方はしております。

それから、もう一つうちの方が伺っているのは、愛知県でももう一市やめたということになれば、内部的に調整を図って、私の個人的な意見でございまして、抜けてもいいじゃないかなというような意見は思っております。

以上でございます。

○高橋委員

伊勢湾港道路建設というのは、今御説明あったように、静岡の三ヶ日から伊勢湾を越えて向こうへ橋をかけると。これは国民がレッドカードを突きつけて退場させた古い案じゃないですか。もちろん最近、国土交通大臣が格好よくね、コンクリートから人だと、こう言ったけども、小沢幹事長が窓口一本にして陳情をどんどん受け入れてね、結局は道路財源をなんだかんだとって張りつけながら道路をさらに築造していく方向が出ておる

ということでマスコミからやゆされている、そういう実態があるということはわかるんですが、この種のものに高浜は勇気があるじゃないですか。やめたんですか、負担金払わないと。もう一市出てきたら知立も考えるということ、今の答弁は。こんな前近代的なプランニングに堂々とつき合う必要ないじゃないですか。我が方は悪いけどオミットしてくださいと、結構ですよと、これ言えないの。

○企画課長

県の方の説明で聞きますと、高浜の方は同盟会を抜けたということは言っていないそうです。ただ、負担金は払わないというような形で、事実上は抜けたと一緒にございまして。高浜が抜けたときに、私の方も同盟会の方で、愛知県の中で高浜が抜けていく、今の三重県の方でそういったおひぎ元の方から抜けていく市があると、払わないと、そういうような形が起きますと、うちの方も議会とか一般の市民の皆さんに説明が非常にしにくいと、そういうような話というのは、この期成同盟会の中できちんと行っております。

ただし、今、議員が言われたとおり、私が非常にこれは個人的な意見になるかと思いますが、県の方が何回かも高浜市の方を留意したというようなことを聞いてございまして、うちの方は、これとあれとというのは違うと思いますが、大きな事業の建設の鉄道高架の負担金の見直しというのは県の方に言っておりますので、先ほど言ったように、愛知県でも一市抜けるようなことがあれば、それに足並みをそろえるような格好でというような形で私は考えております。

以上でございます。

○高橋委員

何ともわかりにくい決断の途中経過を発表されたんですが、今、市長は退職手当組合の負担金を払わんと、こういう今、決意をしてみえるんじゃないですか、この間の答弁では。そのときに担当の課長がね、7,000円、8,000円とはいえ、去年は1万円だけだね、そこの決断できずしてどうやって新しい市政の市民的なニーズにこたえて一歩

も二歩も前へ出ていけるんですか。

これはさっき税務課長が、国際ホテルの課税の問題、不均一の固定資産税どうだというときに、課長の身のほどでどうのこうのという話がありましたけども、これはもうちょっと上の方の人はどう思ってみえるんですか。企画課長は、もう一市きたら我が方も脱退すると、払わんと、こうやって今言われるんですが、何でそこまで待たないかんの。企画部長、にこっと笑って嫌な顔されるけども、こんなおつき合いやめたらどう。伊勢湾港に道路をつくるなんていうちょっと笑い話。昔、鈴木参議院国対委員長が政策に掲げたという経緯があるよ。それはレッドカードでノーじゃないですか、この間の総選挙とその前の参議院で。そういう輩は、もう政権とってくれんでもいいと、これが国民的な意思でしょう。ところが知立の行政マンは、便々としてこの種のを多少疑問を持ってみえるようだけでも、おつき合してみえると。この乖離をどう説明されるんですか。私は払う必要なしと。脱会してくださいよ、こんなものは。

○企画部長

高浜が抜けたというのか、払わないという今の話ですが、そういう話は聞いたことがございます。

ただ、すぐにここから知立も脱退せよというお話でございますが、正直いって、この期成同盟会が今どういうふうな活動をしておるのか、これからどうなっていくのか、ここら辺を少し勉強をさせていただきたいと思います。

今、もう一市が抜けたらというような話もあったわけですけども、ここら辺よく今までの経緯、そして今からの動き、こうしたものも検討をさせていただいた後に、また検討させていただきたいと思います。

○高橋委員

ちょっと感度が悪いわね、それは。正直いわせてもらって。

名鉄三河線複線化促進期成同盟会負担金、平成22年度は予算計上されてませんが、何ですか。

○企画課長

これにつきましては、いつもうちの方の企画の

方で予算計上はしておりました。平成22年度、今年度につきましては、会議にいつも出るたびに三河線の利用促進が主になってたというような形がありますので、平成22年度より経済課で予算計上しております。それにつきましては、碧南と刈谷市は商工課が担当しておりますので、今のうちの方の経済課の方に複線化というような形がほんとにめどが立ってきたら企画の方に移すということで、利用促進の前のところについては経済課の方でお願いしたいというような形で話がしてあります。

以上でございます。

○高橋委員

そうですか。私は、もう三河線の複線化はこれ出てますね、183ページに。迂回してますわね。分散して迂回してわからんようになっておる、対前年の比較がね。おっしゃったことはそういう趣旨。

私は、金額はほんとに1万円程度ですから、それはそんな細かいこと言うなとおっしゃるかもしれませんが、この中に流れている考え方というのは、寄らば大樹の陰というか、前年度踏襲主義というか、その事業が今の部長だと何をやっておるのかよくわからんと、期成同盟会がね。パンフレットがくるのか何か知りませんが、分担金だけ払わされて、これだれが理事長か知りませんが、理事長の領収証だけ送ってくると思うんですよ。あと何をやっておるのかわからんけども、前年度主義でとにかくやっていくと。議会からも余り指摘がないと、こういうことでずっときておられてね、今、新しい価値観と政治の方針が国民的合意を得て、うまくいくかどうか知りませんが、新しい方向で政治を前へ進めよという国民的な審判があって、なおかつ便々と予算化されていることについては、いかがなものでしょうか。

これは林市長に見解を伺った方がいいのかな。この負担金の支払いを留保されたらどうですか。高浜市なかなか立派ですよ。いかがですか。

○林市長

えらい金額は小さいんですけども、これもそ

うであります、いろいろな負担金、常に前年踏襲ということではなくて、どんな意味があるのかなということは考えながらやるわけであります。

そうした中で、やはりまだまだこれについて、どういった意図で今まだあるのか、歴史的なあとと経緯とか、これを外すことによってどんな影響が出てしまうのかなということがまだ私の中で整理がついておりません。そうした中で、本年度もこうして計上させていただいたということでございます。

○高橋委員

整理がついていないといったって、どういう期成同盟会で何をやっておるかかわからんと担当部長が言ってみえるんだがね。だけど、その金額の要求があるから、去年つけたんだから、ことしもつけると、こんだけの話ですがね。前年度踏襲主義、もちろん私は必要な事業は前年度踏襲も含めてきちっとやるべきだと思うけども、この種のものについては対処すると、言われたような内容で対処すると、今後大至急、こういう認識を表明できないですか、市長。

○林市長

ですから、どんな影響が出てしまうのかなということ、この局所的な部分もあるわけですがけれども、大局的に立って、やはり見きわめてから影響がないなという判断をしてから、私だけでなくで内部で一度そういう検討をして、そう影響がないなと判断をさせていただいた際には、これを執行したいと、そういう形になろうかと思っております。

○高橋委員

もう一遍聞くけども、この同盟会というのは何やっとなんですか、日常的に。同盟会の事業内容を説明してください。

○企画課長

目的を達成するための事業でございます。それから、国会、政府、その他関係機関に対する要望活動及び連絡調整と、それから、建設促進に必要な情報収集及び調査、研究でございます。それから、その他本会議の目的達成するために必要な事項というような形でそれが決まっております。

以上でございます。

○高橋委員

だから、三河湾に橋をかけるということについて、林市長はどう認識しとるかということですよ。そんなものは必要ないと、私は、はなからそう思っています。もしそういう認識に立てば期成同盟会の趣旨に反するわけだから、やめればいい話。

いや、これは必要なだと。伊勢湾港に橋をかけて、今説明されたような道路が必要だというんならおつき合いしなさいよ。そのかわり、そのおつき合いする姿勢については、市民の審判に付されるべきですよ。そういう話ですよ。難しい何も。コンクリートから人へという限り、少なくともこの種の負担金、この種の期成同盟には決別をされるというのが妥当な判断ではないですか。いかがですか、市長、もう一遍お答えください。

○林市長

いま一度この本会議終わってから整理をして、判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

負担金を払わなかった場合、どういう市長の立場に影響があるのかということを考えてみえるんじゃないですか。県からいろいろと言われへんかと。高浜も言われてるそうだという話があった。そういうのは嫌だなど。願わくば、あまり摩擦がない方がいいなど。だったら1万円程度なら払っておくと、こういう判断をずっとされてきたんじゃないの。事の善悪、事の当否よりも。

しかし、本日ここまで来て、なおかつ伊勢湾港なのかと、このシャープで鋭い質問に対して市長はお答えになれないんですよ、現時点。こういう道路が必要だと思われるなら、引き続き同盟会で頑張ればいい。しかし、そういうものは必要ないという認識の上に、そういう世界観で市政をやっておられるなら、脱退するなり、負担金を払わないという立場を明確にされるべきですよ。極めて簡単なことですよ。その旗をはっきりさせることにちゅうちょされてるから歯切れの悪い答弁になるんじゃないですか。

私は、明確に高橋憲二としては、この種の負担

金は不要と、伊勢湾に道路は要らないと、これは私ははっきり宣言しますよ。また、そういう姿勢で訴えています。林市長、どうなんですか。そこは問われてるんですよ。

もちろん手続やね、いつ負担金を請求してくるんだということは考えていただければいいけども、手続論は。それは企画課長がやってもらえばいい。市長が、この港湾道路についてどういう認識を持つかということに一点にかけられてます。行く着く先はその1点ですよ。どうですか、そういう趣旨のものについては基本的に負担金を払わないという方向で決裁をする、そういう方向性で明らかにすると、みずからの意思と立場を。そういう答弁はいただけませんか。

○林市長

何遍も繰り返しになりますけれども、一度自分なりに整理をして、必要じゃないと思えば、当然ながらこの執行はないものだと思っております。

○高橋委員

残念ですね。知立市の具体的な行政の中で起きている問題で、たくさん予算について、たくさん関係者がいて、厳しい財源の中でどういうふう調整するかという話ならね、お互いにひざを交えて議論することはやぶさかじゃないけれども、伊勢湾港道路の建設について、その程度の認識と歯切れの悪さではね、これは大変私は、市長の姿勢として疑問を持ちますね。かつて知立一新ということをおっしゃったけども、最近知立一新なんてことをだれも言わなくなりました。当局も議会も、あなた自身も。この程度のことが脱皮できずにして、なぜ一新なんですか。だから、もう皆だれも一新なんてことは言わなくなりましたよ。あなたの姿勢の方向性について、だれも言わなくなった。みんなよく知ってるから言わなくなった。あなた、それ追認しようという答弁を今されたんですよ。これはやはりね、林市長のよって立つバックボーンについて、あなたの政治の原点について、どうなんだという問いかけが改めてされているというふうには言わざるを得ません。伊勢湾港道路の建設、今、私が申し上げている方向で

検討するという答弁もできないんですか。もう一度お願いします。

○林市長

一度しっかりと自分の腹に押さえてから判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

ちょっと態度悪いね、正直申し上げて。大変な看板と実態に大きな乖離を認めざるを得ない、そういう状況だと思います。

中部国際空港連絡鉄道建設促進同盟、リニア中央新幹線建設促進同盟、この種のものも必要なんですか、負担金。

○企画課長

これにつきましては、リニア中央新幹線促進については、県内の市町村がすべて参加しております。これにつきましては、事務局が愛知県となっております。これにつきましては、抜けるというようなことというのは考えておりません。

それから、中部国際空港の連絡鉄道建設協議会負担金というような形でございますけど、これにつきましても、事務局が安城になっておりまして、当市については特別会員というような形で参加しております。これにつきましても、安城が事務局でやってる以上、隣接の市といたしましては協力をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○高橋委員

それは、おつき合いの平衡感覚が真っ正面に出た話ですよ。しかも、こういう同盟会がないと事業が推進できないという考え方自身が今、問われているんじゃないですか。陳情政治、中央へもうでる政治、こういう政治のあり方そのものが問われているんですよ。期成同盟会というのは最たる見本ですよ。しかも公費を使って。この行政の仕組みとシステムが問われてるんじゃないですか、今。市民の目線で必要な施策をやりましょうと。市が行う事業をやってパブリックコメントにかけて市民の声を聞きながらやりましょうと、こういう大きな分権と地方の流れの中で、相も変わらず田中角栄型の陳情政治がここにはまだ脈々と息づ

いている。リニアがほんとに必要なならば、国が予算化すればいい話ですよ。適切な予算要求すればいい。こんな形で従来型の期成同盟会をつくって、そして、よくわからんと、活動の内容が。わからんけども便々とこれに従って疑問も感じないと、ここが問われてるんですよ。

私は、名鉄の複線化期成同盟会も含めて、今申し上げた期成同盟会から脱退もしくは負担金の支払いを拒否すべきだというふうに思います。これも市長に見解を承ります。いかがでしょうか。

○林市長

高橋委員のお考えは十分わかりました。そうした中で、自分はしっかりと腹に落として、それぞれ判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

企画課長、この支払いはいつごろになるんですか、大体。負担金の支払い行為は。

○企画課長

支払いにつきましては、すぐ支払えということはないと思います。4月になってからすぐ負担金の支払いが来るというのは少ないというふうに考えております。しっかりしたやつについては調べますが、4月に入って新年度になってからすぐ負担金を払えというようなことについては、ないと思います。

○高橋委員

ということですので、平成22年度の予算執行、負担金の執行の停止、執行しないということも踏まえて、先ほどの市長答弁を真摯に私も受けとめますが、市長、そういうことでよろしいですね。

○林市長

実際に腹に落ちて、そして大局的に判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

そういうことは先ほど聞きました。4月すぐに支払いをせよということではないので、今年度予算化されてますが、今論議したように、一度きちっと考えたいということですから、考えがまとまった段階では負担金の支払いの請求がない段階でまとまってやめるというならば、予算の執行の停

止を含めて対応されることですねというふう聞いておるわけですが。

○林市長

一度大局的に判断をさせていただいて、いろいろな予算の執行のあり方、停止であろうか、またそのまま継続であろうかということの判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

本会議では切実な市民要求についてね、例えば、この所管ではないけども、がん検診やワクチンね、お金はそうかからんけども、これぐらいのことはどうだといったときに、財政が厳しいんだと。思いはあるけども財政厳しいとあれほど財政の厳しさを言われた市長が、8,000円、1万円という金額ではあるけれども、大局的な検証をしないとこれが支払いを切れないと、大変矛盾ですね。どちらを向いて市政をやっておられるんですかと。上に結果的に反抗するような、弓を引くような姿勢については大局論を語るが、民が求めるものについては財政支援の厳しさ、財源厳しさの中でこれを一蹴して認めないと、こういう姿勢じゃないですか、あの図式的にわかりやすくいえば、この姿勢に問題があるんですよ、林市長、私が申し上げたいのは、伊勢湾港の道路なんてのは、お互いにやめましょうよ。わかりましたと。よくわかったので、手続上いつどういう方で、企画課長と相談して執行しないように努力すると言われればすむ話だ。大局論じゃないですよ、そんなこては。もう一度、市長の答弁を求めます。

○林市長

上が怖いとかそういうことじゃなくて、やはり自分なりにまだまだ私の不足している部分があるわけでありまして、腹に落ちて判断をさせていただきたいと、そういうことを先ほどから申し上げているわけでありまして。

○高橋委員

腹に落ちないということですか、伊勢湾港道路の位置づけというのが、ちょっとそれはどちらの向きにかじを取られるかはいいいけれども、それは市長に私、押しつけないけれども、伊勢湾港道路

が必要であるか必要でないのか、自分はどういう方向でこのものをとらえるかということがまだまとまってないと。しかし、予算計上だけこうやってたら出てくると。この信憑性問われたら、大局的な検証をしてないと。これではちょっとまずいんじゃないですか。

今、8,000円の話をしてるんだけど、8,000円の予算歳出の話してるけども、話は市長の姿勢の基本にかかわる問題を私は問題提起しとると思うんですよ。大変残念な答弁です。民の要求については財源論でこれをいなし、国・県が隣接市が主催するような内容については、その信憑性や内容がどうであってもおつき合いをしていくと。そして、その後ただされてもきちっと対応の方向をはっきり示せないというところに林市政の限界といえますか、本質があるということはこの事象を通じて明らかにしなければならんというふうに思います。

次、行きます。

ボランティア活動センター運営補助というのがあります。これは、市長が一連の選挙のときにボランティアの育成、そういうことを踏まえて訴えられました。市民活動支援補助金なども50万円、平成21年度の予算の組みかえをしていただきましたことも含めてあるんですが、ボランティア活動センターの運営補助が576万円計上されております。今回、福祉の里八ツ田が大がかりないきがいセンターができることによって模様がえになるんですが、ボランティア活動センターというのは、どの位置に今後設置されるのでしょうか。

○市民協働課長

6月1日にシルバーの方が移るということ聞いておりますので、現在、場所は会議室れんげというところでございます。1階のところですけども、それを2階の作業室、それから一般相談室、健康相談室という三つの部屋になりますけど、2階の階段を上がっていただいて、左に行ったつきあたりというところに今、福祉協議会との協議の中ではそこに移設というようなことで運んでいきたいというふうに思っております。

○高橋委員

そうすると、ボランティア活動センターのスペース的には現在れんげで手狭だよね。これが今度、シルバーが移転しますので、ボランティアセンターは2階の3部屋をぶち抜いて独占すると、活用されるということですか。面積は従前と施行後でどの程度の差が生まれるんでしょうか。どの程度広くなるんでしょうか。

○市民協働課長

現在が平米でいいますと33.18平方メートルでございます。これで2階の3部屋ということになりますと、合計で144.67平方メートルということになります。

○高橋委員

部屋も大変広くなります。したがって、ボランティアセンターの機能もより高度化する必要があると思います。

例えば、今パソコンが一応置いてあるんですが、狭い部屋ですので隣の人が何をやっておるかわかるようなところにパソコンが置いてあったり、あるいはコピーを回すとやかましくなっちゃったり、あるいは輪転機は福祉の里の社会福祉協議会の事務フロアにあるものを活用するとか、いろいろになってますよね。

今回こういう措置によって役割と機能、576万円、人件費を含めて予算計上されているんですが、そのグレードアップされる内容について、ここで明らかにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市民協働課長

予算の内訳につきましては、通常ボランティアセンターの運営費補助金は、今までボランティアのコーディネーターの件費、それから、臨時職員の件費ということです。コーディネーター1名と臨職2名ということです。

それについては、平成22年については426万1,000円、それと今回移設ということに伴う移設の補助ということで、今お話に出ましたような印刷機だとかパソコンだとか机、いす、メールボックス、パソコン等の配線の移設費等々いろいろ金額もかさみますけれども、枠として150万円とい

うことで予算化をさせていただいております。

○高橋委員

そうすると課長ね、今よりもどの程度機能アップするのか、使いやすさがふえるのか。部屋が広くなったということはよくわかりました。輪転機もセンターのこの部屋へ移動してくるんですか。新しくここで買われるということですか。あるいはパソコンというのは何台置かれることになるのでしょうか。あるいは、ちょっとした小さなミーティング、これらができるようなスペースがほしいというのが前からあるんですが、そういうものは担保されるのでしょうか。

○市民協働課長

実際この枠の中で150万ということですので、今お話に出ましたような印刷機なり、それから製本するような機械だとか、そういうものを全部ひっくるめて新しいものに変えるということは非常にこの金額では難しいのかなということも思っておりますけれども、これは社会福祉協議会と市の方が協働でやるということで、福祉協議会の方もある程度予算を使われるということで今、話を進めさせていただいておりますけれども、今、事務室があって、会議用の机が一つというような状況になっております。それがこれで移設を考えた場合に、会議用の机がまず交流スペースとして三つ机が配置できるのかなということを思っております。これは新しいものを使うものと、それからまた使えるもの、古いものでも使えるものを使うということも含めてということでございます。

それと、作業スペース、2階のつきあたりのちょっと左側のところが作業スペースということで、今机が二つ並んでおると思いますが、そこを作業スペースということで考えておりますので、作業スペースは二つと交流のスペースが三つということで、それだけの机とそれに伴ういすが並ぶということです。

その作業スペースのところに紙折り機だとか、印刷機だとか、そういうものを置かせていただいて、その裏側にパソコン、これについては通常パソコンも今お話出たように、インターネット等が

使えるような形でのパソコンをといることを今考えているところでございますけれども、これが具体的にこういうふうでいくというところまでは、至っておりません。

○高橋委員

そうすると、まだ配置図の漫画もないと。今いろいろおっしゃったけども、そういうものをペーパーにしてもらえば時間も助かると思うんですが、まだそこまでお出しするほどのところまでいってないということですか。あるいは一定の見取り図があるならそれを一遍お出しいただいてね、対応したいと思うんですが、どうですか。

○市民協働課長

予算を作成する際の配置図というのは、社会福祉協議会と私の方で一応つくらせていただいておりますけれども、このままいくという形のものではないので、まだ具体的なものではないので、今お配りして、また変わるという可能性もありますので、今の段階では今言ったような形で、その中をこれから検討していくということでお願いしたいと思います。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時00分

再開 午後8時08分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民協働課長

配置図につきましては、まだ社協と細かい詰めができておりませんので、一度社協の方に確認を取ってからということでお願いをしたいと思います。

○高橋委員

大至急、ひとつ手はずをお願いしたいと思います。

関連する内容でもう一つ、防犯灯の設置補助金、これは昨年市長が肝いりで上乘せられて別枠で市が直営でつけるというようなことを含めて提案してそうだったんですが、今回2,197万1,000円です

か、昨年並みとはいわんけども、かなりふえている。今回の平成22年度はどういう取り扱いをされるのでしょうか。

○市民協働課長

ことしにつきましては、去年の区長会の中で、去年は追加ということで平成21年度対応させていただきましたけれども、新たに設置が必要などころ等々の御要望について、特に通学路等についての要望を実際にいただいておりますので、その要望がこの当初予算に反映をされております。それと通常の各町内会での防犯灯が必要などころという場所を要望であげていただいておりますので、ここの中に町内会からの今までにない要望も含まれているということで予算計上をさせていただいております。

○高橋委員

昨年度は議会でも議論があつてね、特に手のついてない暗いところ、これは上から網をかぶせることも含めて別枠でやったらどうだということでやっていただきました。それはほぼ終了したという認識でしょうか。

ことはそういうことを含めて区からせり上がってきた要求ね、申請されてきた要求の総体を予算化するとういうふうになってくるんだと。だから基本的には平成22年度は区申請の箇所を対応するというを前提にこの予算を組んだと、こういう理解でよろしいでしょうか。そこら辺あたりお願いします。

○市民協働課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

そうすると、市の方から見て暗いなというところについては、去年基本的に対応できたと、こういう理解でいいですか。

○市民協働課長

私の方から見てという場所については、去年議会で意見をいただきまして、そのあと夜、実際に回りまして、そこで暗い箇所をその町内の区長に相談をさせていただいて、その場所については昨年一応対応させていただいた。

その中で、まだ対応ができていないものについて、平成22年で繁栄をさせていただくという中身でございます。

○高橋委員

基本的に理解いたしました。

平成22年度は参議院選挙があり、市会議員選挙があり、そして知事選挙があり、平成23年度の県議選も含めて予算化されています。盛りだくさんの選挙があるんですが、かねてから懸案になっていた投票済証の発行について疑義があるんだと。使われ方が不正ではないか、不当ではないかという声があります。私どももそういう立場で投票済証の活用については疑義ありというふうに申し上げてきました。

選挙管理委員会で対応の議論をしたいというお話でしたが、どういう方向で検討していただいているのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長

投票済証につきましては、当選挙管理委員会の方にも話をさせていただきまして、選挙管理委員会の中で検討をしていただいた結果、特にこのままやめるという方向ではなく、県下すべてが出しておりますし、当市においても、その投票済証というものが特にどういったことで使われておるかということまでの把握ができません。ということによって、いましばらくこのままの状態投票済証も用意していく、発行していくという予定になっております。

○高橋委員

既に議論を尽くされているんですが、投票済証については、この公職選挙法上の規定はありません。それを発行するかどうかは当該の選挙管理委員会が決めればよいことになっております。

したがって、全く発行していない県、全く発行していない自治体、あるいは今、愛知県のようにすべての自治体で発行している県、いろいろございます。それで、特にこの地方は、企業のぐるみ選挙、端的にいうとね、ぐるみ選挙の材料の投票済証が使われていると。実際に家族の分まで要求すると、当該団体がということがありまして、現

場ではかなり苦しい思いで投票済証をもらい、当該団体に提出されている方々がおみえになります。私からいえば人権侵害じゃないのかと。今、北海道競争、これとは少し違うけども、先生たちが丸々動員され、その政治資金として組合からの寄附が不正に活用されていたと。今これが脚光を浴びる、浴びるといっておかしいが、大きな問題になって、間もなく当該の衆議院議員は辞職されるでしょう。世論の指南を受けて立っておれないと思うんです。この地方は、そういう状況としてあるわけじゃないけれども、名もなき有権者の方からは、少しやりすぎではないか、行き過ぎではないか、主権者国民の投票の権利や自由を逆ねじを食らわせて侵害するものではないかと、こういう議論が起きてる。今の答弁では、実体よくわからぬので、愛知県もやってるからそのまま継続する。選管ももうちょっと突っ込んでほしい、議論をね。先ほどの市長と同じ話だね。大局的に流れに沿っていこうと、この判断も私は、いかなと思いませんよ。一定程度そういう考え方も議論の立脚点に立てられることはいいけども、人権侵害、不当な選挙干渉というようなやゆされるような投票済証を選挙管理委員会の意思で発行することも発行しないこともできるというようなフリーハンドであるときに、少し問題のえぐり方が浅いんじゃないですか、そういう言い方はおかしいけども。これは行政委員会ですからね、あなたは事務局ですから行政委員会の長にも一度きちっと私はお尋ねしたいと思うんですが、そういう点では、もう少しえぐった議論があつてしかるべきだと思うんですが、議事録は公表していただけますよね。選管の議事録は取っておられるわけでしょう。議事録ありますよね、選管は。

○選挙管理委員会書記長

事細かい議事録とまではいかないかもしれませんが、やったことに関して、どんな問題で、どんな御意見が出たかという形のものを用意はされておると思います。

○高橋委員

委員の氏名なども明記されているんでしょうか、

その議事録は。私、一度議事録いただきたいと思うんですが、これ要求すればいただけるんですね。

○選挙管理委員会書記長

一度ちょっと私もどこまでのものがあるかということを確認いたしておりません。書記の方に一度確認をして、どんなものまであるのかということを確認をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

書記長がその議事録がどういう範囲で、どの程度詳細にとられているかを御承知ないというのはちょっと残念なんです、御承知ないことは前提として、議事録をいただくことはできますよね。私に1部ください。

○選挙管理委員会書記長

一度書記の方に確認をさせてもらいまして、用意をさせていただきます。

○高橋委員

きょうこの場でというふうには申し上げませんが、大至急ね、要するにコピーすればいい話ですから、事実行為をね、ぜひいただきたいということ、出していただけるという答弁がありましたので、いただきたいと思います。

私は、この問題というのは民主主義の原点にかかわる問題でね、それはお互いに言い分はあるかもしれませんが、投票済証が今言われるような内容で活用されていたとしたらね、これは人権擁護委員にも訴え出たいような、そういうお話ですよ。女房の分まで持って来いというんですよ、当該団体が。お母ちゃんは構成員じゃないじゃないかと。いやいや、必要なんだと。そして職場にそれを要求すると。こういう個人の尊厳や投票の自由を含めて、そこまでほんとに干渉がましいことが許されるのか、選管はその意図で出してみえるわけではないが、結果的にそれが使われているということを知られたならば、そこには当然、当該団体の聞き取りとかね、行政委員会として意思を決める上での聞き取りとか調査とかいうことがあつてしかるべきだと、私はそう思うんです。これは私のひとり言になるのかもしれませんが、その意味

では、結論を書記長から聞きましたが、大変残念な思いであります。そのことだけは申し上げておきたいと思います。

次にお尋ねしたいことがございますが、それは総合評価方式の入札について聞きたいと思うんですが、国土交通省は、公共工事の入札及び契約の適正を図るための措置に関する指針というのを平成18年6月9日に発表して、各自治体にこれをおろしております。いろいろ言っていますけれども、一つは、予定価格の事前公表についてはどうなんだろうかという問題を投げかけております。むしろ予定価格を事前公表することによって高値の安定の価格になるんじゃないか、落札価格になるんじゃないか。業者が見積もりをするという行為を省く結果にもなってるんじゃないかというようなことがあって、国としてはね、この事前公表については要検討という方向だと。地方自治体も強制はしないけれども、それに沿って検証を願いたいという趣旨の指針を示しています。この点はどういうふうに御理解いただいているのでしょうか。

○総務課長

今、委員のおっしゃられたとおり、国の方からですね、ちょっと今手元にすぐに見つからないんですけど、そのような通知文書がございました。事前公表を当初は進めとったかと思えます、国の方も。最近になってまた事前公表について、それがまた反するようなお考えに変わってきたのかなと。

当市につきましては、現在電子入札をやっているということで、工事等につきましては事前公表を行っております。それが今後、事前公表でなくなりますと、うちの方といたしましては、電子入札に関していうなれば、非常にちょっと電子入札がやりづらいといえますか、やりにくくなるということになると思います。

以上です。

○高橋委員

最近の激しい経済危機のもとで、この受注をする業者の皆さん方が、価格破壊といえますかね、非常に低い金額で札を入れると。粗悪品という言

いはちょっと当たっていないかもしれませんが、十分な工事が担保されないような入札における事業の実施が散見されるということで、従来のように価格だけに着目して落札業者を決めるという方法を是正して、いわば総合的な評価による入札を中央は指針として出しています。どういう方向で、どういう幅でやるのかというのはかなり選択の余地がありますから、いろんな視点でやれるわけですが、当市は、私の知る限り、平成21年9月10日、去年の9月10日ですが、公共下水道築造工事、汚水支線広見2丁目の工事、あるいは平成20年10月30日、牛田町西中線の新林町地内での緊急路面補修の工事について、価格だけに着目した従来のやり方ではなくて、総合評価落札方式という方式をもって入札を行いました。私の知る限り2件ですが、このほかにもあるんですか、総合評価方式による入札は。

○総務課長

今、高橋委員のおっしゃったとおり、昨年初めて施行いたしました、今おっしゃられた10月30日ですか、それからまた今年度1件行っております2件だけでございます。

○高橋委員

この総合評価落札方式というのは、知立の場合にはいろんな要素を取り入れてみえますが、結果的にたまたま二つとも中一建設が最低価格で、しかも総合評価で他をまさっていたので中一建設が落札をいたしました。総合評価方式を採用した場合には、最低価格者イコール落札者にならないケースがあります。当然のことです。そうでなかったら総合評価を入れる必要はありません。知立の場合は、何と何を加味して価格差を補う総合評価にしようとしたのか、簡潔にお答えください。

○総務課長

価格以外のこととなりますと、その企業の市への貢献とか、また採用者が例えば身障者の方の採用だとか、ちょっと今資料手元にごりませぬものですから、ほかにも数項目にわたって金額以外の面で点数の方をつけさせていただいた中で決定をさせていただいております。

○高橋委員

市の方式によれば、この評価方式、加算方式を採用されているんですね。価格とは別に、この業者が地域の貢献度、ボランティアにどう参加しているのかとか、あるいはエコについてどうなんだと、ISOの承認がどうのこうのということも含め、あるいは工事の施工実績ももちろん入るわけですが、そういう点に着目をされていることは理解をしないわけではありません。実施されたのは2件です。

私は前にも述べましたように、価格破壊による2次、3次下請の労働者の給料がダンピングによってさらに悪化すると。これを防ぐために公契約条例等の制定を過去から求め、私にかわって最近佐藤議員がその点をただしているわけですが、残念ながら、その部分が全く加味されていません。そういうものを加味しようという御意思はございませんか。

○総務課長

ちょっと委員のおっしゃったことが理解しにくいといいますか、うちの方へ総合評価をやっておる中身につくまは、県下また近隣各市もあわせまして同じような方法で行っておるといふうに考えております。

○高橋委員

総合評価というのは総合評価ですから、いろいろあります。加算式もあれば除算式といいますかね、引いていくものもあるんです。私が申し上げたいのは、例えば、下請、孫請を使う。その下請を市内の下請を使うのか、市外の下請を使うのか、ここも算定の根拠になるんです、総合評価のね。あるいは孫請を市外でやるのか、市内でやるのか。ある企業は全部市外でやると、地域貢献度が低いと。これが総合評価の点数になるような事例もあります。また、この低価格入札によるダンピング受注によって建設労働者の低賃金や不安定雇用にこれが活用される、転化されるということを補うために下請企業の労働者の給与表を完了検査のときに提示していただく。その内容が二省賃金の何割以下ではだめだと。これによってまた点を加え

るところまで評価のエリアを広げて地域の産業に貢献できる発注者はだれなのかと。あるいはそこで働く人々の給料をきちっと保証できる企業は一体どちらなのかと、それを全部この表の点数で競わせるその一つに落札金額もあるわけです。落札金額だけで今まで決めてますよね、圧倒的には。だけど、その企業が落札金額をもって仕事をやるけれども、2次、3次の下請に地元企業を使ってるかどうか。そこで働く労働者の賃金が二省給与、二省賃金に対してどの程度の水準で払われているのかどうか、これも点数に加えますよと。あるいは地域ボランティア、災害があったときにどの程度貢献をするのか、これも加点しますよ。あるいはエコでCO₂対策に努力をしている企業なのかどうかということを経営的に評価して入札の落札者を決めるというのは総合評価方式です。知立の場合は、今言ったような部分が残念ながら加えられておりません。下請に地元企業を使った方がいいとか悪いとかというのは評価されておるんですか。下請の労働者、みずからの労働者も結構ですが、それがどの程度の給料によって支払いをされているのか、それによってランクづけをするということも残念ながらやれてない。

時間がないので私の方からどんどん申し上げたんですが、ここの日野市の総合評価にかかわる具体的なデータがあります。これによると、最低価格者が必ずしも落札者にならないケースが生まれています。これはもう考えられないことですね。最低価格者が必ずしも落札者にならない。それはさっき言ったような評価点から生まれてくるわけです。こういう点をもう少し具体的に調査、研究されて、今私の申し上げたような地元貢献度、下請に地元をどの程度使っているのか、働いている人たちの賃金がどの水準にあるのかということを経営的に加えるような入札の方法をさらに突っ込んで検討して実施をしてもらいたいなというぐあいに考えていますが、どんな御所見でしょうか。

○総務課長

実際もう総合評価方式ですので、金額だけではないということは十分わかっております。その中

でも今回2件とも一番低価格のところ花落札者となっておるわけですが、今、委員のおっしゃられたいろんな項目を織り込んで、もちろん今後検討していけば、ひょっとすると最低金額のものじゃないところが落札ということも当然のことながら起こってくるというふうには考えます。

○高橋委員

総合評価というのはそういうものなんですよ。

ただ、そのときに何を評価するかによって事は変わってくるわけでしょう。知立は何を評価されておるのかというね。二つの入札で何を落札価格以外に評価されておるのかということが、ここに総合評価落札方式に関する事項というのが別添でありますよ。ここを加味してみえるなということが書いてある。これは全部業者にわたって、こういうことでやりますよという条件を示して入札するんです。

今示したのは、日野市の例を示しましたが、そこには下請を地元で活用するのかどうか、働いている人の給料がどの程度の水準であるかどうかということも評価点に加えるよと。そのことによってダンピングがその働いておる弱い人たちの低賃金に転化されないようなしなかけを自治体がつくつとるということですよ、総合評価方式というのは。

私が総務部に求めているのは、そういう点も加味した総合評価の入札に踏み切られるような方向での検討はできないのかということをお聞いおるわけです。

○総務課長

私も先ほどおっしゃられた日野市のものを新聞記事だったか、資料として一度見たことございます。随分その中で逆転が起こっておるところもあるんだなという認識でございました。たまたま近隣各市では、まだ逆転が起こるような総合評価というのは耳にして、担当者の会議の中でも逆転になったというようなケースはないというようなことも聞いておりますが、この審査項目の中に、日野市でやってみえる審査項目も一度よく勉強させていただきまして、今後の審査項目の中にふやすべきものがあればちょっと研究させていただきた

いというふうに思います。

○高橋委員

日野市は既に価格順位が一番でない人が落札しとるんです、現に。2番落札者、2番札で落札したのが9社、全体にはそんなにまだたくさん総合評価方式の入札は施行されてないけれども、既に9社が2番札で落札していると。それは総合評価の価格以外の評価で優秀だったからですよ。そこで日野市が採用しているのは、下請に地元をどの程度入れておるのかという視点、ここからその企業を評価する。働いている労働者にどの程度の給料を払われてるかということも評価の中に入れる。日野がここが特徴なんですよ。一般的に日野市を勉強してもらうのはいいけども、そういう視点からアプローチしてほしいというのが私の声です。これは日野市の総合評価に導入についてのインターネットはこれだけあるんですよ。これだけの資料が出てきますよ。あるいは刊行物でも日野市の例を具体的に紹介する刊行物もあります。日野市を研究してもらう、何がどうなのかというのを研究してもらうより今言ったような評価をすべきだと、その項目によってどうなんだということを聞いておるわけです。地域経済の貢献できるような下請を地元で採用しておるかどうか、労働者の賃金はその企業の中でどういうふうに位置づけられておるのか、それも点数に加えますと、内申書をどの項目を重視するかということですよ。お金は表へ出ますから、しかし、内申書もこうやってつけますよと、これを何点としますよということは全部あなたたちも書いてみえますがね。その上で土俵をつくって競い合っていたと、そういう方向で検討ができないかということをお聞いおるわけです。一般的に日野市を勉強してくださいということをお聞いおるわけじゃない。いかがですか。

○総務課長

今おっしゃられました、どの程度の給料だとか下請業者、市内の業者を下請に出すだとかいうことまで私ちょっと勉強不足で、日野市がそんなことまで入れておるといことは確認はしてございませんでした。

もちろん日野市も例にして、また今後、近隣各市の方においても総合評価方式が徐々にまた進んでくるかと思っておりますので、一度勉強させていただきます。

○高橋委員

知立は実績が二つなんです。これからさらにやっていくということでもいいですか。どの程度ふやしていこうと思ってみえるんですか、総合評価方式は。

○総務課長

今の段階で、今後さらに件数を増やしていくという答弁はちょっと控えさせていただきます。

というのは、メリットばかりではなく、デメリットもございます。デメリットの一つには、その総合評価を件数を決めて、事案を決めたあとで審査を受ける審査費用だとか、また、入札から業者決定する落札までの期間が非常に長くかかるだとか、いろいろとデメリットの方もございますので、そのあたりも研究させていただきます。

○高橋委員

ただ、方向性をどう考えるかということですよ。今は価格だけに着目した落札者です。しかし、それが知立ではそんなに頻繁に起こるわけではないけども、安ければ安いほどいいと、こういう思想につながるんですよ。安ければ安いほどいいと。インターネットで落札率を研究されて、高橋君、落札率は知立は高いじゃないかと、こうなるとるじゃないかと、95じゃないかといって私の方に勉強の成果を示してくださる方もおられます。もちろん落札率というのは一つの線だけでも、果たしてそれでいいのかと。本会議でも出ましたよ。設計金額はきちとなつたのか。

もう一つは、その企業が落札することを通して地域社会やその地域の構成員にどういう恩恵をはぐんでいけるのかということまで着目したという点ではね、私は画期的な方針だと。だけど単価がかかるんですか、審査に。幾らかかるんですか。歯切れの悪いことおっしゃってるけども、そういうレベルの話じゃないですよ。しかも実績は二つしかない。もう少し研究されて、そういう方向で

やっていくということが時代の要請ではないかというふうには思います。部長、どうですか。もうちょっと前向きな話はできないですか。

○総務部長

この総合評価方式もまだ始まって日が浅い状況でもある中で、費用の話をするにあれですので、期間的にも非常に長く業者決定までにかかるというところ辺りがスピーディな形で進むことであるならば、できるだけ多くのこういった総合評価の方式によって入札業者を決定するという方法は地域の貢献度を含めて、いい制度だと思います。

ただ、先ほど言いましたように、手続的に非常に手間取る方式でございますので、こちら辺りもスピーディにいけるということも検討しながら、先ほどから提案のあります選定項目の拡大、これらも一度よく検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○総務課長

まだ制度として定着してないわけですから、それは試行錯誤もあるし、その制度をやっていくのにも時間もかかる。だけど時間もかかることはお互いに了解するわけですが、時間がかかる入札ならば、時間をかけて十分できる対象工事を選定してやればね、それはそれでやれるでしょう。下水道工事と牛田町西中線の路盤整備が2件ありましたね。そういうものに限って、きちっと一度シミュレーション、試行錯誤の中だけでも、よりいいものを目指してやっていくというところに価値があつてね、年に1本1本ではね、ちょっといいかなものかと。かといって大半を現時点で総合評価方式にするなんていうことはできないし、私も考えておりません。年に数本は、しかしそういう条件を満たせる発注で、年に数本は地元や働く人たちへの貢献度を評価するような評価点に入れるような総合評価方式に踏み込んでいくべきだと。地域が疲弊し、働いておる人たちがろくな給料ももらえないようなそういう地域の実態を行政の側が立て直していく一つの処方なんです、これ。いかがですか、もう一回。年に数本ぐらいはどうですか、総合評価方式の入札。

○総務部長

地域の貢献度、下請の賃金等いろいろありますが、どこら辺まで拡大できるか、どのぐらいの件数ができるか、一度検討してみたいと思います。

○高橋委員

前向きにお願いしたいというふうに思います。

時間がどんどん回っていきますので、あと中心問題だけ若干やらせていただきますが、一つは、233ページの議会でも問題になりました出会いと体験の道場の推進事業委託料、これは中学校2年生でやる、いわば職業体験ですね、これは本会議で議論になりました。問題は、自衛隊に派遣することがなぜいけないのかという市政会の議員の御意見がありました。

そこで私、改めて聞きたいんですが、出会いと体験の道場というのは一体どういう事業なのかということですね。中学生による職業体験事業、あいち・出会いと体験の道場について、県学事振興課の奥澤さんという方がネットで、その担当者としてこの事業の本旨について語っておられます。

つまり、社会での実体験の不足がかかわる問題として中学生に職場体験という形を通じて子供たちの出会いと地域の中での子供たちの位置づけを明確にするというようなことを言っておられます。この事業の教育長、一番の目的というのを改めてちょっと紹介してもらえますか。目的と実際に事業所を選定する場合の事業所選定の基準といえますかね、どのような点を留意して事業所を決めるのか。

○石原教育長

県の方からも、あいち・出会いと体験道場についてというのが企画振興部の企画課から出されております。創設始まった経緯もあります。ここちょっと読ませていただきますと、社会の成り立ちについて理解や職業観、勤労観の育成、適切な人間関係を築く力の育成を図るため、中学生を対象に総合的な学習の時間を活用し、1週間、連続5日間の職場体験やボランティア活動等を行う、あいち・出会いと体験道場を創設、このように初めに書いてあります。

このねらいというのはこういうふうに書いてありますけれども、地域の中の道場ですから道場主は、その商店、企業あるいは公共施設などの地域の方々、そこで子供たちが学校を離れて1週間程度の職業体験をすると、そういうことを通して地域社会全体で子供たちの教育に取り組んでいこうというそういう基本的な考えがある、そんなふうに思っております。

したがって、子供たちは地域で育つということも思っております。地域の中で、いろんな体験を通して、そこに住んでいる人、知立の人、住民、近隣なるかもわかりませんが、そういう人と触れ合うことによって地域の中で育っていく。そして、やがては子供たちがその地域の中でずっと生活する子もおれば、中には遠くへ行く子もおります。そのときに、やはり知立で育ててもらったんだというようなそういう郷土愛とかそういうものがあればいいかと、そういうものがやがてこれからの子供たちのよく地域と学校と家庭との連携というけども、そういうものを通して培っていくのではないかと、そんな思いを持っております。

○高橋委員

大体教育長のおっしゃったことは、県学事振興課の奥澤さんもネットの回答でそう述べられております。

学校は学びの場としてももちろん重要だが、者会で生きる力をはぐくむという面では地域の商店や工場、福祉施設などの職場体験やそこでの大人との出会いを通じて、子供たちの考え、学ぶことが大変重要です。この意味で、現場は最高の教室ですと、こういうふうに言っておられる。じゃあ具体的にどういうところを選ぶのかという点で、例えば、スーパーマーケット、小売店、飲食店など、子供たちが日ごろからお客さんとして利用している身近な職場や保育園、郵便局、消防署など公共的な職場での職場体験を受け入れていただくことが大事だと。このほか地場産業の向上や農家などで行っている例もあるということですね。

だから私は、このかいわいの地域に密着した昔

の八百屋のおやじさんのところで1週間仕事をやる。こういうことを通じて、そこにはぐくまれている地域性やその地域の人々を通じて最高の道場として学んでいくと、こういうことだと思うんですね。

本会議では、自衛隊も職業じゃないかという御意見がありました。確かにジャンルとしてはお仕事は職業でしょうけれども、自衛隊というのは確かに災害復旧いろいろやるんじゃないかというふうに言われていますが、歴代政府は自衛隊の位置づけについては、専守防衛という形容詞をつけながらも軍隊だと、戦力だと、こういう位置づけですね。前、中島牧子議員が体験学習の結果を寄せたしおりですね、戦車が格好よかったと、こういうことを子供が書いておると、こういうのが職場体験なのかと、今読み上げた趣旨でね、こういった対応させていただきました。教育長は、そういう点では問題があるということで御発言もありました。

私はね、豊川駐屯地や小牧空港まで行くんですか、自衛隊が、そういう地域を大きく越境してね、どうやってそこへ行くのか知らんけども、自衛隊が迎えに来てくれるのかな。要するに、自衛隊をPRし、将来の隊員獲得をしようということであれば、それぐらいのサービスはしてくれるでしょう。

しかし、この自衛隊の存在については、極めて政治的に多くの問題があります。今、与党になった社民党の代表が国会で、自衛隊合憲ですか、違憲ですかと言われて答弁に窮すると、こういう場面がありました。それぐらいに非常に国論的に統一されていない、そういう側面を持ったところに、しかもこの現地域にはないというところに子供をやるということは、子供と保護者が要求したからといって、本事業の本旨を生かすことには私はならないというふうに思うんですが、教育長どうですか。

○石原教育長

議会の中では行きたい子供がいて、行かせたい保護者がいて、体験内容がふさわしいものと。体

験内容というのは、子供たちが職場へ行くということも体験内容になってきます。そして、竜北中学校お電話いただきまして、ことし行くけども教育長知ってるかということで、校長にその話をしまして、校長からは、ことしは行きませんというその中で、こんなことを言っております。

この職場体験学習は、竜北中学校の学区、または学区周辺の市域の中で、自分の職場体験場所を選択させたいと考えております。そして、竜北中学校は原則は1人1事業所の体験活動場所を自分の力で決定させて、自分の力で行くというふうに考えていると。自衛隊は送り迎えをしていただき、数名一緒に、しかも豊川や名古屋守山区への体験をすることは目的からもふさわしくないと考えておりましたというようなことを校長は話しております。

今後の生徒の職場体験学習には市域を意識し、市域の中で竜北中学校の生徒を育てていただけるものと考え、この考え方は、いわゆる職場体験学習の基本的でやるということでもあります。

したがいまして、その自衛隊の職場体験の具体的な内容については触れてないけども、そこへ行くということ、それは地域の中で育っていききたいという学校の強い願いを持っている、そんなふうに感じております。私もそんな思いを持っております。

○高橋委員

今の読み上げていただいた竜北中学校の校長先生の見識を私は了としたいと思います。そういうものだと思います。自衛隊を拒否したとかせんとかというより、そういうものだと思います。この出会いの体験学習というのはね。

それで、念のために一つだけ聞くんですが、警察というのは対象の事業所になるんですか。

○石原教育長

警察の方は、警察の方から拒否をされている。体験に来られても常に体験内容があるわけではないので。消防署の方も初めの2日か3日でも5日間となるとその活動が保障できないということで、消防署の方も5日間の体験はちょっと御遠慮願

たいと、そういうように緊急にいろんなことをやるところは難しいかなということをおもっております。

○高橋委員

その話もよく理解できます。にもかかわらず、豊川から、あるいは守山から送り迎えをしてでもおいでおいでというのはね、やっぱりそこに違う次元の意図を感じざるを得ないというふうに私は思います。

それで、この事業は、すべての学校でやってるわけじゃありません、愛知県のね。これは中学校の学校教育活動として行うものと、この例の奥澤さんの回答はね。それぞれの中学校において実施するかどうか決めてもらいますと、こういうふうなんですよ。

だから、うちの中学校やりたくないといえば、別にやらなくてもいいと。今、竜北の校長先生のコメントいただいたんですが、そういう方針で地域の学区の周辺で探させるということも含めた体験学習という位置づけでやりたいというのは、それも一つの考え方だと思うんですが、そういう点で、私は本会議の教育長が何か押されておられてね、何かはつきりしない答弁で終わられたんで、きょうはちょっと委員会でじっくり議論したいなと思ったんですが、初期の目的は先ほどの答弁で大体わかりましたので、そういう方向でぜひ対応していただきたい。どうですか。

○石原教育長

第1回のときの知立市あいち・出会い体験の道場推進会議、やはり地域でやろうと思っても地域の方の御理解と御協力、これが必要でありますので、そういう関係の方に来ていただいているんなお話を、今年度は比較的地域の方の協力が得られたということでもあります。それがどんどん広がっていくように地域の方たちにも啓発をしながら進めていきたいと思っております。

○高橋委員

最後の質問にしたいと思えます。長くなって恐縮です。

給食センターの調理委託について、若干ただし

たいと思うんですが、給食センターの調理委託をしているわけですが、責任者というのはどなたが責任者なんでしょうか、調理の。

○教育庶務課長

大新東の管理責任者が委託先の責任者だというふうに理解しております。

○高橋委員

それはどなたで、どこにみえるんですか。

○教育庶務課長

給食センターの事務室の方に、専用事務室ですね、そこのおります。

○高橋委員

どういう役職の方ですか。責任者兼調理師ということでもいいですか。この方ですか。何というお名前の方ですか。

○教育庶務課長

責任者兼調理師ということで、文室という方です。

○高橋委員

先般、除去食をつくる上で、大変御苦労いただきました。皆さんの御努力、あるいは関係調理師の栄養士の皆さんの御努力には敬意を表します。

このときに、16人に対して除去食を提供すると。牛乳の飲めない子は7名と。その上で問題になったのは、保育所の年長者24人、今除去食やってみえる方がいるそうですが、この人たちの対応をどうするのかということで、よりより協議していただいて本会議のような答弁になりました。一歩前進です。これはこれでよろしいです。

私、ちょっと聞きたいのは、現在在校生で16人、あの除去食は20食というふうに言われておりますが、16人で、あるいは保育所の人たち、これは宮谷先生のこれから診断を受けながら申込書も出して4月から対応するということなんです、当然間違ったメニューを除去したりしてはまずいので、この除去食対象者、AさんからZさんまでであるかもしれませんが、この人たちに間違いなく除去された食事を提供するということが担保されなきゃまずい。これはどうやって担保するんですか。

○教育庶務課長

翌月の献立をもとにし、前月に保護者と当初決定いたしました除去品目の確認、献立表は毎日変わりますので、それに基づいて確認表を前月に行います。まずそれらは保護者との対応です。

それから今度は、センターの栄養士と委託先の管理責任者、それから管理栄養士、アレルギー対応の専用の管理栄養士、正規調理員踏まえまして、当月の除去、どこの学校の何年何組のだれだれさんの毎日の除去の献立の内容について話し合いを事前に進めていきます。それに基づきまして、当日の献立を調理上でつくっていきます。調理上でつくったものを専用容器で各学校のコンテナに入れさせていただいて、それがまず各学校の配膳室へ届きますので、配膳室で届いた時間と該当の子供の名前、確かに届いたという時間とチェックをするようにします。それから、当然給食の間に時間が空きますので、職員室の方へ配膳委員が持って行って職員室へ保管と。そこから学級担任の方へ給食の時間に渡って、学級担任の方も、きょうはだれだれさんのものが来ておるといふ必ずチェックをして時間を記入すると。それで本人に届いたことを確認して給食が始まるという全体の流れを考えております。

以上であります。

○高橋委員

今、るる御説明あったんですが、大体そういう流れだと思うんですがね、一番大切なことは、献立をつくるのは市の管理栄養士がつくれますよね。市というか、センターに所属の管理栄養士がつくると。その中で、7品目の除去を求める子供たちがいると。

したがって、あなたおっしゃるように、一度1カ月前に献立表を親へ送るんです。高橋憲二のところへ届くと。私の息子のためにね。私がそれ全部チェックするんです。食べられるもの。だから献立表はカレーライスというだけじゃなくて、何が入っておるのかと、何グラムぐらい入るのかと。いうことを全部チェックできるような献立が出るんです。それを私が保護者として丸を打つんです。これは食べられる、これはオーケー、これはまず

いと、空欄はまずくなります。それを高橋憲二もその作業をやるし、久田さんという保護者もその作業をやるし、坂田さんもやると。在校生16人やるわけです。新1年生でさらにふえる。これを全部持ち寄って、そしてランチボックスが高橋憲二の子供用のランチボックスはもう決まってるんです。固定されている。名前が書いてある。そこへ間違いなく除去食を載せて運搬しなきゃならない。最後は校長の印もらうんですか。ちょっとあとで答弁してもらえばいい。

そのときに問題は、どの段階で除去をやるかと。卵を除去するのに、どこ段階で除去するのかと。除去食室で新規につくるわけじゃないですから。大がかりな、この間、私ども見学しましたが、あそこで調理をやっているあの過程の中で除去に必要なものをもらってきて、その段階で除去していくんですよ。だからメニューによっては、はなから除去せないかんもの、場合によっては調理してから除去できるもの、いろいろあるんですね。

そうなるとうとう何が起きるかと言いますと、具体的に調理員と献立をつくらせた管理栄養士が綿密な意思統一と共同行動と共同作戦が要るんです。そう思いませんか、教育庶務課長。

○教育庶務課長

確かに今、高橋委員がおっしゃったとおりに、特にアレルギーの除去については、もう大分前からアレルギーの調理室の現場での対応、メニューによって調理過程でどの段階で、いわゆるアレルギー食品が入る前にかまから取り出してアレルギー対応室へ持って行くというのがメニューによって変わってきます。それから、A君、B君によってまたその取る段階が変わってきますので、非常に今、高橋委員が言われるように、市の栄養士、それから委託業者の栄養士等の十分な打ち合わせが非常に重要なことだと思っております。

○高橋委員

これね、表裏一体の連携なしにはできないと私は見ましたね、この除去食というのは。

つまり、メニューによって、どの段階で高橋君の子供の除去を7項目のうち何項目をどの段階で

抜くのかと、除去するのか。でき上がったものから全部除去するというわけにはまいらん。中へ溶け込んじゃってる場合もあるから。だから溶け込む前に除去しないとだめだから、それは調理工程のどの段階なんだと。これは献立をつくった管理栄養士と調理員が、まさに意思統一よろしくね、あうんの呼吸でやらなきゃならんということなんですよ。

何が言いたいかというと、そういう除去を提供するのに請負業務なんですよ、委託してるから。請負業務の場合には、市の管理栄養士が個々の調理員には指揮命令を監督はできないことになってますよ。ががと一遍に、だめですよ調理員さん、ここで除去しなきゃだめじゃないですかと、極端なことをいうとね、こうやってしゃしゃり出て一体でやらないかん。ところが、そういう指導はできませんよ、直接。派遣じゃないですからね。請負の場合はそれをやっちゃいかんことになってるんですよ。私は、前から調理の委託については疑義があって、そういうことをずっと主張してきたけども、除去食については今のような請負業務の実態でいいのかということですよ。ほんとに責任持ってやれるのかということですよ、私が申し上げたいのは、どういう御見解ですか。

○教育庶務課長

先ほど高橋委員が言われたように、非常にこの打ち合わせが重要なことだというふうには理解しております。

ただ、委託の中で、これはできないということではないと思っております。確かに十分な事前の打ち合わせは非常に大切であるというふうに私も認識しておりますし、センターの栄養士も認識しております、もう相当前からアレルギーのための打ち合わせを大新東の委託先の方とも重ねております。

なお、大新東につきましては、他で県外であります、アレルギーの対応を、人は違いますが、会社としては実績を持ってるところであります。

○高橋委員

アレルギー対策協議会の議事録をそれなりに私、

目を通させてもらいました。それから教育部長も御努力をされてね、年長の子供が9月からじゃいかんと。早くやらないきゃいかんということで、ほんとに苦勞されて努力されました。努力の景色というのは私は現場にはいないからわからんけれども、市の幹部、部長や担当課長お出になったでしょう。あるいは管理栄養士も出て来られた。委託をされとる事業所からは、先ほど言った責任者もお出になった。あるいは調理員もお出になった。そしてかかわる人たちが、かんかんがくがくね、これはこうしたらいいじゃない、ああしたらいいじゃないといろいろ議論を積み重ね闘わせて、あの方向性を出された。

しかし、その作業そのものが請負違反になるんですよ。そういう形態を禁じてるんです、請負業というのは。それは直営ならそれでいいですよ。あるいは派遣ならそれでいい。そのかわり派遣は3年たったら正職員にしなきゃいかんという、直営にしなきゃいかんということがあるんですが、そういう一体的に物事をやること自身が請負契約の概念を逸脱するんですよ、残念ながら。一体的にはやっちゃいけない、管理栄養士は、先ほどあなたがそうだとおっしゃった責任者兼調理師1名、これは学校給食センターの経験3年以上の者と、こういうふうにあなた方の仕様書にうたってあるが、この人に小言を言ったり、調理についていろいろ述べられるのは結構けども、直接調理員には声もかけられない、厳密にいうとね。それが請負という限界なんですよ。

私はね、ここへ来て調理部門をもく一遍白紙に戻せということも困難かもしれませんが、この除去食ぐらいは直営でやるぐらいの修正を加えないと、一体になって取り組まないと、A君にB君の除去食を食べさせたら、えらいことですよ。あるいはどの段階で除去するのかということの意思統一が不十分のまま入って行って、十分除去できなかったということがあっても大問題ですよ。

私は、そういう点で、これは派遣法違反になると、今のような表裏一体の関係で議論したりすること自身が既に、そう思うんですが。私は、水を

差そうと思ってるんじゃない。本来あるべき姿というのはこういうものだということをもきちっと認識していただきたいということをもって申し上げているんです。安上がりの労働力でちゃちゃんとやるというだけでは事態は解決しない、そういう本質論を語っているつもりなんです、担当課長どう思われますか。

○教育庶務課長

アレルギー対策協議会につきましては、業者の請負側につきましては、オブザーバーという格好で協議会には同席していただいた経緯があります。一緒にお話をするという形ではなくて、あくまで進行状況を見ていただくということで出席していただいております。

それから今、アレルギーの実施に向けて、これは事前にいろんな管理責任者を筆頭にしまして打ち合わせをしているということで、それで対応がしていけるというふうに理解しております。

○高橋委員

派遣法違反、請負業違反になってはいけなくて、そのことはお互いにかかるわけだからそういうことをおっしゃってるけども、ほんとにそれで調理員と一体となって真心のこもった除去食ができるんだろうか、大変私、不思議です。

この請け負われた大新東ですか、これは先般摘発されましたよ、請負違反でね。どこで摘発されたかというたら、学校の用務員を派遣されておった。用務員を校長が、しょっちゅう、君はああしなさいと学校現場はそうなりますよ。直接上司が発注者側が請負の労働者を指揮命令してはいけないというこれに抵触しててね、これは学校用務員の話ですが、違反という摘発指導がありましたよ。

だから私は、林市長にも就任されてから申し上げました。食育をおっしゃるなら、調理については真心がこもる一番大事なところなんだから、妙な発想ではなくて、従来のノウハウを生かした直営でやるべきだというふうに申し上げました。私は、それが具体的に除去食を提供するという実践の中で、今試されている。そして現実的には既に

請負派遣法に抵触するような事態が現場で起こると。管理栄養士が直接乗り出していけないと除去ができない。そういうような実態がもう想定されるし、そういう種類の会議は既にやられている、相手側の調理員を含めて。こういうこと自身が既に本来直営でやるべき行為であって、請負の限界を超えてるということをおひとつ申し上げておきたいと思います。教育長、ちょっと御所見を承りたい。

○石原教育長

アレルギー対応食についてでありますけども、何よりも子供たちの安全、これを第一に考えなければいけない。事故があったら大変であります。そういう意味で、調理する人、あるいは献立を立てる人しっかりと連携をとって、そうしたことがないように、また、給食センターだけではなくて、それが子供のところへ届く、食べるまでがあります。給食センター、そして配膳員、学校の先生方一体となって取り組んでいくことが大切だと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

請負では一体感がつかれないんですよ。一体感を持つてはいけないというのが請負なんだから。請負者の責任者にしか指示監督命令ができないと、発注者側は。そこを乗り越えないと除去食はできないんじゃないかと。現にそういう体制で協議もされ、議論もされ、調理員もその中へ入ってやってこられているんじゃないかと、それが到達点だし、その努力は多とします。

しかし、それは一層の一体感を持つてやろうとすれば、その請負の関連法律に抵触するという、そういう道にあなた方はかじを切ってきたんですよ。私たちは問題があるじゃないかと言っておるのにね。いや、それは一体感を持つてやりたいと。一体感を持つとアウトですよ。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第26号について挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成22年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第29号について挙手により採決します。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第29号 平成22年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第2号 「外国人へ参政権を付与することに反対する意見書」に関する陳情の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○山崎委員

この陳情第2号に関しまして、採択の立場で意

見を述べたいと思います。

この外国人参政権、この問題に関しましては、陳情理由にありますように、民主主義の基本にかかわる重大な問題ということで憲法上の問題等もあり、拙速な結論を出すべきではないと考えております。

また、政府も永住外国人に地方参政権を付与する法案につきましては意見統一ができずに、今国会への提出を見送る方針でございます。

よって、さらに国会で議論してもらい、国の動向を見きわめる必要があると考えております。

以上の理由で、陳情第2号については採択でお願いしたいと思います。

○高橋委員

私、本陳情に反対をいたします。

本陳情は、定住外国人に参政権を与えるという御趣旨にものであります。知立市議会は、かつて平成7年3月27日に全会一致で定住外国人の地方参政権に関する意見書を可決いたしました。

この中では、定住外国人の意見書、参政権については前向きな検討を政府に要求してまいりました。

今回、民主党が法案化しようという流れがあるということで、それに対抗する意見書として出されていると思いますが、私は、大きな時代の流れの中で、この問題を間違いなく対処することが必要だというぐあいに思うわけであります。

私ども日本共産党は、我が国に永住する外国人に地方参政権を付与すべきだと、この世論の高まりの中で、当然の要求であり、永住外国人に地方参政権を付与することを当面の緊急の課題としてこれを解決すべきだと考えております。

60万人を超える定住、永住外国人がおられます。日本の国に一員として、いわばこういう形態が日常化しております。今回の要求は、地方政治において参政権を付与する、私どもそのように考えております。すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために住民自身の参加によって地方政治を進めるというのは大原則であります。外国籍であっても我が国の地方自治体の住民として生活し、納税を初めとする一定の義務を負っている人々が

住民自治の担い手となることは憲法の保障する地方自治の根本精神と合致をいたします。最高裁も永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上、禁止されているものではないという95年2月の最高裁判決を下しているところでもあります。諸外国では、ECを初め、参政権を与えるというのが主流の事態になっているわけでもあります。

以上の理由から、我が党は、永住外国人の地方参政権を付与すべきだという視点から、本陳情に反対するものであります。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第2号「外国人へ参政権を付与することに反対する意見書」に関する陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議をお願いします。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長及び議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

正副委員長一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任お願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後9時23分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長